

に、この商品部を諸組合の中央組合機関となし、そしてこれらの小組合を合同する「全露農業購買組合聯合」を起したのである。そしてこれと同時に商品部が多くの獨立的組織に分化して行つたので、サヴェットの農業協同組合は、大發展をとげるべくなつたのである。そしてこの發展のために同國市場の取引區域の狹隘なることが感じられ、新らしく成立せられた中央諸組合は、相當にもつと廣汎なる國際市場へ進出するやうになつたのである。

庶民銀行の商業部から分離した最初のもは、農業用器具機械の購買部であつた。そしてこの機能は、前記の全サヴェット農業購買組合聯合が引きついたのである。そしてこれは同時に聯合そのものゝ組織とともに、モスクワ庶民銀行の株主や、一九一八年に開催された全サヴェット組合大會の承認を得たのであつた。この聯合の目的は何であるかといふと、一般的には、あらゆる農具、農村所要物品の共同購入を行ひ、また部分的には、農産物の購販等に従ふ組合を、ことごとく合同させんとすることにあつたのである。しかしこの目的のほかに農業協同組合を合同し、組合員の物質的、文化的状態を向上させるといふ目的もあつたのである。

この聯合は、十七の組合によつて組織された。そして銀行の商品部のすべての機關は、その現

金も、商品もともに此の聯合に移管された。初年度の聯合の購入豫算額は、四千五百ルーブルに上つてゐる。このほか、この商業部から分離したもののゝ中で、特に注意しなければならないのは「大麻栽培中央組合聯合」である。これは一九一八年六月十八ヶ地方の組合聯合を併せて成立しモスクワ庶民銀行は、この新組織に参加し、資金を融通してゐるのである。そして一九一八年の十月には、聯合数は三十に達し、同月までに聯合の手を経て組合員からあつめられた大麻は、約一萬噸で、麻布、麻種等の諸貨物は、一千乃至一千二百萬ルーブルの價格に上つた。かくしてこの「中央組合聯合」は、サヴェットで生産する大麻の約二割五分を取りあつてゐるのである。

モスクワ庶民銀行の關係者の手をへて銀行の物質上の援護をうけ、さまざまな中央聯合が、引きついで組織せられた。たとへば、「全露馬鈴薯栽培組合聯合」、「果實蔬菜生産組合中央聯合」、「穀類組合」、「鶏卵組合」、「全露手工業品生産販賣聯合」のごときものである。亞麻生産中央組合採木聯合、樹脂聯合等もこれに屬してゐるのが、これはすでに國際貿易の範圍にはいつてゐるのである。そしてさらにサヴェット農産業の各種専門にわたつて中央合同を企てんとする傾向があるのである。ともあれ、農業の範圍のうちで、各方面から相互に密接の關係のある中央的研究が無數に出

來てゐるので、新に成立したこれら組合の事業を、合理的に調節する必要は、自然に生じたのである。一九一八年末には、實際に農業聯合組合協議會といふ共通的一機關ができたのである。協議會といふ名で示してゐるやうに、この新機關は、直接に何等の商取引にも干渉しないで、その目的としてゐるところは、農業協同組合を發展させるやうにつとめるにすぎないのである。

庶民銀行の國際市場における活動

庶民銀行の國際市場における活動を完全に知らんとするには、まづそのロンドン支店の状態を知らねばならない。庶民銀行のロンドン代理店の設置されたのは一九一五年末で、銀行が發送した亞麻品の決済をするために、銀行商品部の代表がロンドンに行つたときに起源してゐるのである。そして事業の獨立經營が可能であるといふ目星がつくや、すぐに銀行の代表者は、一九一五年の十一月に、本業であるところの購買事業を開始した。しかし、商品代理店の開設の決議があつたのは、一九一六年一月のことであるから、公式の開設はむしろ一九一六年一月一日とみるのが正當であるかも知れない。

ロンドン代理店の初期の營業は、たんにその金額からみると僅少のものではあるけれども、一九一六年の五月頃には事業は進展をはじめ、ロンドンの事務所は、自己所有の土地に事務所を移

轉し、後にはロンドンへ來る他の中央組合會員等の寄宿舍をも設けたのである。

このロンドン代理店の任務と目的とは、モスクワ庶民銀行本店の定めたところに従ふのである。すなはち、

- 一、銀行の委託をうけて、露國の農業界の需要する各種の生産物を購買、販賣すること。
- 二、麥穀、麻、亞麻、脂肪、鶏卵、生肉等の農産物市場は勿論、英國商品市場および英國習慣の研究。

- 三、英國諸銀行および大取引商館との連絡をはかること。

- 四、英國協同組合諸中央部と取引關係を定め、接近をはかること。

その代理店が、營業の當初において遭遇せずには居られない困難と迫害とについては、こゝに述べる必要はあるまいと思ふ。商品市場を破壊し、購買は勿論貨物の發送をさへ阻害した戦時中の有様を考へ、また露國と外國との郵、電による通信の不定期、貨幣授受の困難、船腹の不足その他これに關聯してゐる多くの事情を追憶してみれば、その後の事業發達のならざりしこと、およびサヴェットの協同組合の國際市場に出動した第一歩が、露國に居つて、露國より、その在外

者の活動を指導した銀行機關を、ますく鞏固にし、圓滑にする、實際的試練であつたことをみとめなければならぬ。

しかし、當時の在外の組合經營者としては、ほとんど人もなく、この點について大いに困難を感じたのである、在外事業の新規なることと、現地の事情に不案内なることは、著しく事業を阻滯せしめ、素養ある職員をつくり、彈力ある商業機關の創設を困難ならしめるのであつた。

行 銀 民 庶

モスクワ庶民銀行の最初の經營等は、純協同組合勢力と又その直接卑近なる業務に専念努力したので、割合容易に技術上の困難を征服し、完全に事業を順調に向はしめた。叙上の難況を顧れば、ロンドンの代理店營業成績はその初年度においては、まづ顯著なるものと認めざるを得ない。代理店の購入せるは繩綱三千二百六十七噸、硫酸銅九百噸、殺菌用硫黄の花二千五百噸、佛國産野菜五十六噸、フォルマリリン四十二噸、種子二百噸、葉斷機およびその及九百五十七噸およびトラクター一臺であつたのである。

つぎに商品の買入と、これが露國へ發送の技術について、若干の説明をこゝろみるが、これらの細まかい事實は、多大な本質的意義あるものである。一方からいふと、モスクワ庶民銀行代表者

の事業は、その代表者を外國特にロンドンに送ることの最もおくれた露國組合のために、その容易にたどり得る新らしい進路を打開したのであるが、また他の一方からいふと、其處に吾人は協同組合の活動上、外國市場において、およそ協同組合の出會すべき具體的事情を、早くも目撃することができたのである。

しかして技術上に關するものは、つぎのごときものであつた。ロンドンの代理店が、銀行本店の註文を露國から受けとると、代理店は直ちに英國商務省、商業會議所（英、獨、瑞典、伊太利等）の各種機關に照會を發するのである。そして相當の紹介があたへられたことで、もつとも大きい商館が選擇されたのである。この商館の代表者は、代理店の事務所によつてき、事務所員は又商館を訪問し、一切の事情をあきらかにしたる後に、代理店は豫備條件を契約したのである。商館が商品を提供するときには、一定期間の餘裕をつけてゐた。そしてこの日數の間は、取引價格は不確定のものとしてゐた。そして代理店は、電報でもつてモスクワの本部と交渉し應諾の回答がありしだいに取引をなしたのである。

代理店は、契約を取り結んでから、當時ロンドンにあつた「露國委員會」に、輸出および船腹

の許可をうけること、および英吉利貨幣收受に關し、請願を提起するやうにしたのである。

商品の發送は、代理店の選擇した官私の船舶によつてなされた。積荷保険は、當時の銀行本店の取りあつかふところであつたが、その後、英國貨幣をもつて代理店自らがこれをなしたのである。いつさいの購入は、通常いはゆる買主の費用をもつて拂はれ、船積渡しであつた。だが、たまには倉庫渡しのものもあつたのである。場合によつては、購入する前に倉庫において商品の検査をしたこともある。見本はロシアに送られたが、化學的な製品や種子のごときものは、専門の特種試験所で、分析せられた。

その後、事業が發展すると同時に代理店はその商業機關を大いに完成することができたのである。かくして代理店の事業は、もちろん適當の時に、その申込や註文を、ことごとく充足してゐたわけではないけれども、ともかく首尾はよかつたのである。

モスクワ庶民銀行の海外商業機關は、かくのごとくして出來上つた。そしてロンドンへ代理店の設けられた理由も、その他のロシアの諸中央組合の海外取引關係發生も、ほどこれと事情を同じくするのである。

諸外國における庶民銀行の概評

ロンドン代理店の事業は、戰時状態の影響によつて創立初年度においては好成績をあげることはできなかつた。しかし、協同組合のために、何等かの試圖はなされたのである。ロンドンの代理店が最初にうけた照會は、木材乾溜工業に關するものであつた。すなはち液狀樹脂、硬樹脂、木タール、白樹脂、松精油等の賣拂きは、將來のあるものであつたのである。しかるに、當時のロシア内地の樹脂市場は、非常に好景氣であつて、對英輸出には採算がとれないほど市價は高いものであつた。

ロンドンの代理店は、一九一六年の三月銀行本店の委託をうけて、多量のロシア産の亞麻を英國商館に賣渡すこととなつた。しかるに商館の代表者が、オランダへ行つて意外の事情のために二週間も滯留してしまつたので、契約は調印されずにゐた。しかし、その中に亞麻の取引に俄然一大變化が生じたのである。すなはち、あたかも此のとき英政府は私人商會にたいし、露國産亞麻の買入れを斷然禁止してしまつたのである。したがつてこの契約は遂に不調となつてしまつた。しかしその後、ロンドン代理店は、ノウオズイコフ小信用組合聯合から大麻纖維の提供照會をうけて、その市況を取調べたことがあつた。代理店の派遣員は、新市場の中心地であるダンヂ

イ・アープロウト・アバーデン等をたづねたのである。しかうして、土地の製造工業者から多くの報告をあつめたところ、英國においてはその當時すなはち一九一六年の秋には露國の大繊維にたいして需要のないことが明らかとなつたのである。何故なら、伊太利産の大麻繊維が澤山残存してゐるのと、また露國から物資を取りよせることが非常にむづかしいからであつた。

その後、ヂトミール忽布栽培組合から、對外忽布賣出問題につき照會に接するや、代理店は英佛の最大商館にロシア忽布の見本を配送したのである。ところが何よりもまづ、ロシアから物資を輸出することの不可能といふことのために、取引がおこなはれるにいたらなかつた。他の農産物の賣捌に關し、代理店はロンドンの鶏卵、脂肪の市況および冷蔵事業「ダンヂリ」の亞麻市況を研究し、皮革市況もまた取調べたのである。ロシア産の粒穀賣捌き狀況なども、資料をあつめて明らかとなつた。そして代理店は、ロシア産の粒穀輸出條件に關し、佛、伊、オランダ諸國の商業團體と交渉を行つたのである。

しかして、前にも述べたやうに庶民銀行の商業部およびそのロンドン代理店は、過渡的性質のもので、元來此の銀行は、ロシア農業界における特種の獨立的組合を以つて組織せられたもので

ある。かゝる見地からみると前示ロンドン代理店の營業は、まづたく特種の意義と意味を有つてくる。すなはち、代理店の營業振りにより、その商業部の分化的の發達の結果としてあらはれたものであつて、諸中央組合が、國際市場に出勤していくにつれて、此の事情がすこぶる明らかになつた。しかしこれらの組合は、實際ロンドンの市場にあらはれてきた。そして、これらの組合の活動地盤たる市場および取引の景況をあきらかにするため、此の銀行が第一に設けたロンドン代理店の前述のごとき活動によつて此の目的は大部分準備せられてゐたのである。

そしてこの種の調査資料の蒐集が進むと共に、ロンドン代理店の一般的情報事業は、發達の域へとすすんで行つたのである。代理店は、多くの専門的一般的雜誌類を購讀して、その所載の市況は、直接自家の事業經驗に得た事實に照して考査補訂し、これによつて、二十五種以上の物價英國の金融市場、海運賃、保險等に關する週報を編纂し、これに市場人氣なり、物價移動の概観などを掲載したのである。そしてこれは定期的に、銀行本店や、ロシアにおける各地支店に配布せられたのである。

この代理店の一九一六年度の取引總額は、四十六萬六千七百二十四ポンドであり、この代理店

の経費は、取引額の〇・五パーセントよりも少かつた。その他、ロンドン代理店を介してロンドンに在るロシア政府委員会は、約五千噸、價格二十三萬五千ポンドの贖券を買入れたのであり、これによつてその取引総額は、一層増加したのである。

しかしながら、その翌年すなはち一九一七年は、ロンドンの代理店にとつて、すべての點において不況の年であつた。二月一日に開かれた潜水艦戦、ついで起つた革命は、代理店の計畫と豫想とを全然變化してしまつた。このために一九一七年の取引額は、非常に少く總額わづかに九萬五百ポンドであつた。しかるにこれら困難なる一般状況のうちにあるながら、庶民銀行の在外事業は、ニューヨークの代理店において新しい根拠を得たのである。これは、ロシアの協同組合のために營業上に新しい局面を開いた好現象とみていいのである。ニューヨーク代理店によつて行はれたアメリカの商業金融界の研究、合衆國におけるモスクワ庶民銀行事業の間口、興行を明らかにした調査などは、銀行事業上に價値ある知識であるのである。

モスクワ庶民銀行本店は、一九一七年の七月にロンドン支店開設の許可を得たが、一般に極度に困難な状況に際會した結果、支店の營業が漸く順調にすゝみはじめたのは、一九一八年になつ

てからのことなのである。當時ロシアの事物といへば一切猜疑せられ、封鎖省はほとんど毎日のやうにあらゆる報告を連發した。そしてロシアとの郵便通信は屢々切斷され、回復したときでも、實用の價値はなくなつて、ロシア發の書信は數ヶ月を費してロンドンにつくといふありさまであつた。ロシアへむけての電報は特別の檢閲をうけ、その商品は發送を禁止されてしまつたのである。そしてロシアの諸商業會議所の種々なる企圖および秩序の亂脈を回復しやうとする各方面の代表委員の請願または代表者の運動などもまつたく失敗に終つてしまつたのである。大不烈嶺の諸銀行や、モスクワ庶民銀行の支店はイギリス政府から對露商品發送の資金融通を中止すべき命令をうけたのである。そしてロシアの商品は、沒收または徵發せられ、ロシアが一九一六年に買入れたイタリー硫黃二千噸、ニューヨーク代理店の發送せるものうちフォルマリン六十五噸もイギリスに抑留されてしまつたのである。

在ロンドン露國政府委員會の業務も中斷の姿となり、店の各室はことごとく封印されてしまつた。新聞紙には對露干渉が發表せられ、同時にロンドン商業區の實業社會ではポリシエヴィキの承認説などが流布された。かういふありさまで、自然小規模の事業すらもこれを起すことはむづ

かしい事であつた。しかるにロンドン支店は、本國の本支店に屢々爲替取引を行ふことができた。しかもロンドンの相場は、十ポンドにつき三百七十ルーブルあるひは三百八十ルーブルが通常であつたけれども、ロシアにおける銀行の國有が布告せられた結果、三百二十ルーブルあるひは三百ルーブルで爲替をうつことができたのであつた。しかし、電報通信上の障礙は、爲替取引を多額に上らせなかつた。

かくしてこの商取引は清算的なもので、一九一八年末はじめて亞麻製造中央組合は、銀行を経て金融關係を取り結んだので、一九一九年には二百二萬ポンドとして巨額の取引が行はれたのである。そして一九一九の前半期には、庶民銀行の任務は一層擴大せられた。ロンドン支店は、巨額な自由豫備金ができたので、ロシア國內の支店を助けることができた。一九一八年に開設されたニューヨーク代理店の營業は、二ヶ年半のうちに各種の商品の發受額は四十九萬五千弗で、代理店の經費は、このあいだ總取引金額の四パーセントであつた。ニューヨーク代理店の營業は、ロシア協同組合の思想、目的の宣傳のみにかぎらずまたロンドン支店や、購販ロンドン事務所の委託をうけて、種々の購買を行つた。ニューヨーク代理店は、組合員相互の關係を正確に考量し、要件

を依頼するすべての組合機關にあらゆる援助をした。後になつてこれらの組合は、ニューヨークにそれ／＼事務所を開設することとなつた。そして、ニューヨーク代理店の格別重要な功績は、購販聯合を毛皮の取次賣捌の際に、援助したといふことである。

モスクワ庶民銀行が、開業した當時においては代理店は、大不烈嶺の財界に知られてゐないがために蒙る、いろ／＼な障礙や誤解を一掃する必要があつた。しかも銀行の名稱「ナロドヌキバンク」は、イギリスのビープルスバンクや、ナシヨナルバンクと、混同せられることが屢々あつた。しかし、對銀行一般關係は、開業第一年中に早くも明確になつてきて、その地歩もかたまり、ロンドン代理店は、全く満足の條件でもつて七十萬ルーブル融通の道を開いたのである。これは商品購買に當時必要なものであつたが、この金融は遂に利用されずに終つた。

このほか、ロンドン代理店は、別の商舖から四萬ポンド融通の申込をうけた。かくしてこの代理店の財界における地位は漸次に鞏固になつて、その初年度末においては、さらに多くの信用を期待することが、易々たるものとなり、これはイギリスにおいてばかりでなくアメリカにおいてもまた、その通りであつたのである。

この一事は、ロシアの組合事業の在外代表者が、英米の實業界において一舉にかち得たる信用を、はつきりあらはしてゐるものである。ロシア協同組合が、かくのごとく海外において高評をかち得たることは、在外ロシア協同組合の仕事が今日のごとく成功せしむるに與つて力があつたのである。しかして、組合機關としての支店時代にはいつての營業振りは全く特種のものである。資金貸方營業の範圍は、組合間だけに自由資金を分配するといふに止まつてゐる。しかして現狀では、およそ信用機關の營業成績の保障となるべき借方營業の方の發達も、主として同一の方向にすすんでゐるのである。これは協同組合以外の財源から多少とも多額の預金をあつめることはとうてい望めないからである。

モスクワ庶民銀行のロンドン支店は、もしも組合團結が一切の金融上の用件を、この支店を経行ふばあいには、はじめてその負ふところの任務を遂行することができることとなる。しかして支店は、組合の財政的缺陷を補ふためには、整備した機關の必要であることを自らみとめて、およそ財政的方面については、あらゆる方法をとつてゐるのである。また支店は、スカンヂナビヤ、フランス、スイス、アメリカ等における一流銀行を代理店として關係をもち、イギリスで優良な

る成績をあげてゐる諸銀行は、もちろんのことマンチエスター購買組合銀行なども活動の歩並をそろへてゐるのである。

しかし、ロンドン支店は、農業生産組合が組織されるにいたつて、商品の購買に關しては、單に農工業兩者の組合事業の合同的中心たる役割をなすにすぎないものとなつてしまつた。そして實際の購買事業は支店の事業課目から抹消されてしまつた。だがロンドン支店は、やうやく外國において鞏固の地歩を占めて來て、一九一九年には、支店を變じて「モスクワ庶民銀行株式會社」を組織すべく決定した。この會社の基本金は、二十五萬ポンド、株券總數のうち、五十五パーセントはモスクワ庶民銀行の所有で、殘部の四十五パーセントは、ロンドンにその代表者をもつてゐるロシア協同組合間にわりあてられた。だがこの株式會社の設立は、當時のロシアの法律上の紛議をかもすとともに、在外ロシアの組合の利益を擁護せんがためのものであつたのである。

外面的に、そして形式的に、ロンドンの代理店がかく變化したといふことは、ロシアの庶民銀行の在外代表者の營業方針に、何等の影響をも及ぼさなかつた。そしてこのほかの在外支店も、その營業國の法律に從つて登記をする形式にうつりつゝあるのである。たとへば、中央聯合は、

イギリスにおいてツェントロ・サユース會社として登録せられ、アメリカ、ポーランド、スエーデン、ノルウェーの諸國においても、さう登録されてゐるのである。そして、「購販聯合」もまたこの形式にうつらんとしてゐる。

ともあれ、ロンドンにおけるモスクワ庶民銀行の代表者たち、すなはちロシア最初の協同組合運動者達は、以上述べてきたるがごとく、外國市場における通商關係方面と併行して、イギリスの組合團體と直接交渉を始めるのを適當と考へてゐたらしい。イギリスおよびスコットランドの組合團體から牧草の種子と、飼料蕪菁の大量貨物を買入れたのは、イギリスの協同組合との事業上における第一の交渉關係であつた。しかし、不幸にして戦況がおもしろくなかつたために、ロンドン代理店および大不烈嶺組合は、種子を共同購買し綿綱製作工場を建設することの計畫は、これを實現するにいたらなかつた。これを要するに協同組合間のかくのごとき交渉關係は、一般國際協同組合の接近上、大なる意義を有するものといふことができるのである。

獨逸の庶民銀行

ライフアイゼン信用組合の起源

エフ・ビィ・ライフアイゼン氏は、千八百十八年ウエストフアリアのハムに生れた。彼は青年時代においては軍人たるの志望をもつて志願兵となり、砲兵隊に屬してゐたが、たまく病氣にかゝつて視力を害したために軍隊を退いたのである。後、文官となり千八百四十五年寂寞たるウエステル、ワルデ州ウエース、ブツシュ縣の知事となりさらにフランメルフィールドの知事に昇進し、二十五教會區組合を管轄した。そして此の地位にあつて、一千八百四十六七兩年の飢饉に際し、困難をきわめた貧窮なる農民の状態を親しく目撃したのである。特に彼の管轄區域は慘狀をきわめたのである。元來此の地方は地味不毛にして交通の便もわるく、行人も尠い寒村僻處であつたのである。その人民は身に襤褸をまとひ、軒は傾き壁は破れるといふ陋屋に住み、粗食をもつてわづかに飢をしのぎ、半ば飢え、半ば凍え、過度の勞働をもつて産出した蕎麥および馬鈴薯と、たいてい抵當に供されたる瘦せたる家畜の乳と、少

しの肉とによつて、わづかにその身命をつないでゐたのである。これを目撃したライフアイゼン氏はついに經濟上の革命家となつたのである。

なほ、これらの地方においては小説中にある吸血鬼のやうな高利貸が害毒を、貧しい人々の間に流してゐた。そして憫む可き貧困の農民は、これらの吸血鬼の手から脱れることができず、失望のドン底に沈むも、これを救済するものもなく、たゞ彼等の害毒を流すに任しておくより方法はなかつたのである。そしてこの害毒を救治せんがために高利貸法規、警察規則のごときものが發布せられたのであるが、一つも効果をあげ得たものはなかつた。

そして千八百四十六七年は、これらの高利貸がその貪慾を逞ふするの好機會であつた。細民は飢饉のために困難をかさね、茅屋も瘦せたる家畜もみな高利貸の抵當物となり、尠しの金融を得ることすらもできなかつた。また土地の産出物は甚だ少く、零落と貧困とが住民にせまつてゐた。かゝる慘狀を目撃したライフアイゼン氏は、しだいに激情にかられ、千八百四十八年同州内の、そして同様の慘害を被つたフランメルスフェルドに轉任したとき、彼は此の悲境に沈める農民を救はんと決心し、高利貸等を驅逐することを宣告したのである。そして、その端緒として困

難をしのいで小資金を蒐集結合し、たゞちに組合麵粉製造所を設立したのである。この後此の組合麵粉製造所は、歐大陸において流行し、終に世人の熟知するところの制度となつた。フランメルフェルドに設立したところのものは、規模は小さかつたけれども、その功は著るしく普通の定價の半額をもつて農民に麵粉を提供することができるようになつたのである。

ついで、また協同家畜購買組合を設立した。これも前者とおなじく世人に知られたのである。しかして、また高利貸を驅逐するために、千八百四十九年にいたつて幾多の困難とたゞかひ、やうやく募集して得たところの三百ポンドを資金として最初の貸付銀行を設立し、農民の必要に應じ、資本を供給せんと企てたのである。

ライフアイゼン信用組合の發展 このライフアイゼン貸付銀行の規模は、同年月頃フランスの經濟社會を改新し、あらたなるフランスを造出せんとして設立したるセーネ・プロードホンの假想的國民銀行に比べると甚だ小組織のものである。しかれども、澤山の資本と大なる希望をもつて設立せられたけれども、二ヶ月にして烟散霧消したフランスの國民銀行に比すれば、わづか數百ポンドの資金をもつて設立され、次第に發達して數千の組合網をつくり、巨萬の資本を運用

するものとなつたライフアイゼン貸付銀行の方が、より有效なものであることは論を待たないところである。この銀行は、何人の補助をもうけず、できるかぎり低利に貸し出すもので、なほ低利の資金を借り入れるの方法を發見してからは一層低利の貸出をなすことができるやうになつたのである。かくして日々わづかの取引による業務により餘剰金を一同に分配したのであるが、その金額は二千ポンドにおよんだのである。

最初に設立されたフランメルスフェルド貸付銀行は、かくのごとく好結果を奏し、したがつて高利貸は、しだいに拘束せられるにいたつたのである。そしてこれに反して農民は低資を借りられることのできるやうになつて、やゝ甦生の傾きが見えるやうになつた。しかしライフアイゼン氏は、その事業を狭い範囲内において營むことをもつて満足してゐたので、初からその事業を廣くする事に汲々とせず、もし有用であるならば自然と擴張するであらうと考へてゐた。そして氏の考へのごとく事業は、最初は甚だ緩慢なる進歩をなし、第二の銀行は五年後の千八百五十四年に、はじめて設立せられるにいたつた。

しかして第三の銀行は、千八百六十二年、第四銀行は千八百六十八年設立されるにいたつた。し

かして此の銀行のはじめて世間に知られたのは千八百七十四年にして、千八百八十年までは世人の注目をひくほどの多数にはのぼらなかつた。しかし、これより以後は、非常の速力をもつて弘布し、千八百八十五年には二百四十五行に達し、千八百八十八年には、四百二十三行となり、千八百八十九年には六百十一行となり、千八百九十一年には八百八十五行となるにいたつた。そして一九二六年の一月一日現在においては、その数は二萬二千四百の多きにおよんでゐるのである。

ライフアイゼン信用組合の組織 まづ此の組合を設立せんとするには一定の地方を選び、これを一區域とし、その區域内に一銀行を設置することとしたのである。しかしながら、一區域の住民は、その數四百人を標準としてその區域が非常に小さいときには、不都合がないかぎりその二三を合してこれを一區域とした。組合員は、猥りに多數を得んとするよりも、これを撰擇したのである。そして組合員が得られれば、共和的の團體として組織しその間に貧富の區別をつけなかつた。しかし富者は貧者よりも知識の程度がすぐれてゐるといふ理由のもとに組合の役員に選ばれることが多いだけであつた。

役員の中の委員は、いづれのばあいにおいても五人より組織され、この委員が銀行事務を擔

當するものであつて、監査役は、地方區劃の大小に應じて六人または九人より組織され、委員を監督し、すくなくとも毎月一回事務の経過を視察するの義務をおはしておいたのである。しかし當時もし富裕なる者が一人も此の組合に加はらなかつたならば、此の銀行は設立されなかつたであらうと思はれるのである。これらの委員および監査役は、俸給としてもあるひは賞與としても一錢の報酬をうけることもなく、貧欲なるものに備へるために、慎重と完全といふことを銀行事業の根本義としてゐたのである。それに又これらの役員は俸給がないばかりでなく、實際その同輩のものよりも責任はおもく、ために徒らに地位を望み、權力を濫用せんとする者には好ましいものではなかつたのである。しかし、これらの役員のうち俸給をうけるものは會計役だけであつた。この會計役は事務を取扱ふ機關であつて、資財の使用と分配とはは容喙することはできなかつた。

また、その業務を完全確實ならしめんがために、中央部においては、たへず監査役をして諸銀行を巡回させ、すくなくとも二ケ年に一回くらゐは、帳簿を検査し、各銀行の事務如何を視察せしめ、かつまた通常の意味における一般の銀行業務を嚴禁したのである。すなはち、この銀行は

一つの貸金組合でありまた唯一の信用機關であつたのである。銀行業務からはなるほど利益をあげることができるかもしれない、けれどもそのためには危険を冒さなければならぬ。そしてこの危険こそはライフアイゼン組合が、一番さげやうとしてゐたところのものなのであつた。それ故に貸付に際しては、手形も、證書も質権もとらず、たゞ人物信用に依つて貸出し、また借入れのばあいにおいても同じく組合の信用をもつてしたのである。

最初に制定せられた規則に従へば、組合員の加盟せんとする者は、株金も入會金も拂ふことを必要としないのであつたが、ビスマルクが宰相となつたとき、この規則を廢棄して株式組織とすることを命じたのである。これによつて、ライフアイゼン組合は、その株金を出来るかぎり少くし、一般に十シルリング乃至十二シルリングを割賦の方法によつて拂ひこまされたのである。しかして、ライフアイゼン組合は、直接營業上の利潤がないので利益配當にしないのであつたが、またその規則をも廢棄せられた。そこで組合員は、その配當金を積立金にまわすこととし、唯世間に公けにする貸借對照表の表面上にをいてのみ持株にたいして一株六ペンスの配當をなすこととしたのである。これがまたこの組合の一つの特徴とするところであつて、組合員は借り出すと

いふ特権の他に利益をあげることはできなかつた。そして取引上餘分の資金は、皆嚴重に積立金に繰り入れたのである。そしてこの積立金こそこの組織の根本ともいふべきものであつて、この小額なるものを積んでいくことによつて、年月をへた後においては如何なる恐慌時代であつても組合をして動搖せしめないやうにしたのである。最初の積立金を積立てる目的は、一個人に責任を負はせることが、過重と思はれたときの救助のために、積立てられたものであつたけれども、次には借入れる資本の代りに低利の貸付金の資金とし、最後には、それでもなほ剩餘があれば、組合側からみて地方一般の利益となるべき、公共事業に使用することを目的とするにいたつたのである。

また、ある事情のために、組合を解散せるものも、その積立金の分配はこれを許さず、そんな場合においては、その町村役場等のごとき所にこれを委託して、同地方において同一規則を遵奉する新らしい組合の設立されるのを待つてこれに寄附することとした。また、もし正當なる年限内にその設立をみないときにはこれをその地方で有用の公共事業に使用することができるとしたのである。

かくのごとく、此の組織は、慎重と確實との協同的組織であるのであり、此の安全主義はまた貸付金にも適用せられたのである。貸付金は成るべく注意して貸し出すとはいつてみても、その安全を得ることは容易のことではなく、それ故貸出して奨励するよりもむしろこれを抑制する方針をとつたのである。組合の金銭は、その多少にかゝらず貸出す事であるけれども、債務者たるべきものは、まづ事情をのべてその事實の確實であるといふことと、その企業の經濟上安全であることを證明しなければならぬ。そして組合において、もし輕卒であるともみとめれば、これは貸し出しをおこなはないのである。であるから債務者たるもの、つまり借入希望者は、この證明をなすかぎり、たとへ貧者であるにしても組合はこれを貸し出してくれるのであり、またこれに反して富者であつてもこの證明がなければ貸しつけてはくれないのである。

また、此の貸出が許されるならば、借主は自己の良心に従つてその特定した目的のために使用しなければならぬ。これを強行するためにライフアイゼン氏は、その區域を小さく限定したのである。なんとすれば、區域が狭少であるが故に、各人は相互に他の事情を知悉することができるのであるから、借入者はその資金を濫用することは出來ず、また濫用すればすぐこれは隣人に知れ

てしまふからである。また、監査役は三ヶ月毎に一回借入人およびその保証人の地位を視察し、貸出金が如何なる方面に使用されてゐるかを調査したのである。そしてもし保証人の信用が非常におとろへてゐるばあいには、組合の利益のために他の保証人をたてることを要求した。そしてもし此の要求に従はないか、あるひは借入人とその資金を濫用したやうな形跡が暴露したときには、組合の規則によつて四週間内にこれを返済せしめた。この規則は特に公立貯蓄銀行およびプロシヤ小持地條令によつて新たに組織せられた土地銀行等のごとき各種の貸金會社にも一様に採用せられるものなのである。しかし、この嚴重なる法令の強行といふことも組合のためには必要の事であつた。しかし、これも嚴格には執行されなかつた。なんとすれば、これを執行する人は、借入人の親友、隣人あるひは知人であるからである。

支拂ひについては、すこしも寛容することなく元金並に利子とも必らず期日において支拂はせられた。長期限の貸借にたいしては一定の割賦法によらしめた。そして組合は、借入人の支拂を待たずに、督促的に請求したのである。そしてまたそのことによつて、事務の運行を簡易のものとしたばかりでなく、借入人に嚴正に時を守り、相違なかしめるやうな習慣をつけさせたのである。

る。

擔保あるひは質入は、特別のばあいの外は附屬抵當物としてのほか受取らなかつた。貸出しは前述したやうに對人信用であつたから借用證書だけは提出させた。保証人は普通は二人としてゐたけれども、保証人を、たてさせないこともあり、また一人ですむこともあつた。貸し出しの資金は、主として組合員の貯蓄あるひは預り金であつたが、これでもつて不足のばあひには更らに他から借り入れた。そしてこれが事務的にどん／＼進行していくにつれて、信用は増して來、遂にはライオンランドの裁判所が其の金を此の銀行に委託するまでとなつた。そして千八百六十六年および千八百七十年の恐慌の際、他の諸銀行は取付にあつて困惑してゐたる際、このライオンランド銀行は、安全を保たうがために無利息預金をなさんとする者が群集し來つたといふことによつても、この銀行が如何に安全なるものであるかといふことが知れるのである。

此のライオンランド銀行は、無限責任組織であつた。普通のいはゆる無限責任なるものは他の行爲にたいして會員全體が責任を負ふものであつたけれども、ライオンランド銀行の無限責任といふのは、組合員各自獨立に責任を負ふものであつて、各自が金錢上の監理をするのであるから、

彼等組合員の責任は實に彼等自身に限られてゐた。そして同時にこゝでいふ無限責任といふのは浪費者にたいしてその所有する財産を押へ、それを公賣し、資金を辨濟せしむることをいふのであつて、慎重に正當に職務に従事する者には、決してかくのごときことは及ぼさなかつたのである。すなはち、實際に困難が起きた際に、その責任を負擔する組合員の保證がないときには一錢の貸し出しも行はず、また、もし責任を負擔することができなかつたばあいには將來、貸し出しをなさないばかりでなく、組合からも除名してしまつたのである。そしてこれらのことは、シュルツツエ組合のごとく大區域のものであつたならば出来なかつたかもしれないけれども、この組合は小さいものであつたから、監督するにも、お互を知るにも便利であつたのである。

シュルツツエ信用組合の沿革 以上においてのべたライフアイゼン銀行と相前後して別の一系統をたてたものに、シュルツツエ氏の庶民銀行がある。しかし、シュルツツエ氏もまたライフアイゼン氏のごとく、フランス革命の餘波をうけて多數の同胞と隣人とが、缺乏と飢饉とに苦しんでゐるありさまをみて、同情を禁ずることができず、萬難を排して救濟の大業に就かうとしたのである。

當時勞働者は、普通利子が六割くらゐであつたが、五十ターレルを借りうけ、その利子として一日一ターレルを支拂ふを常とした。しかしこれは七十二割といふ高利に相當するものであつてこの一事からしても下級貧民の生活状態が酸鼻をきわめたるを想像するに困難でないのである。

一八四九年疾病救助を目的とした同盟組合を第一のものとし、ついで同年原料購買を目的とする靴製造師の組合を組織し、さらに一八五〇年十人の職工を會員として貸付組合を創設した。これがシュルツツエ氏の庶民銀行の第一のものである。そして氏は、かくのごとき事實活動のほかさらに新聞に小冊子に、または定期出版物に自己の主張を頒布し貸金業者、ブローカーならびに警察権の妨害に抗してその趣旨の貫徹に奮闘したのであつた。

一八九二年の調査によれば、このシュルツツエ庶民銀行の数は一千四十四行の多きにのぼつてゐた。しかし、これらの銀行は、どれだけ事業をなしてゐるのであらうか、これに關する統計は、いまだ明らかにされてゐないので、くわしいことは不明なのである。しかして今日ドイツの都市において一番多い庶民銀行は、シュルツツエ・デーリツツ銀行にして、その他のものは主として農村において活動してゐるのである。

シュルツツエ氏は、原料品の共同購買より物品の共同供給にまで進み、さらに金銭の供給をなすの方法に進んだものであつて、資金をもつてゐなくても、これに資金を供給する事に依りこれを運用することのできる才幹をもつた中産階級の人々に向つて、これが救済策を講じたのである。シュルツツエ氏は、無限責任をもつて信用組合の根本として、世人の誤解を招いたのであるけれども、氏が組合を企圖してゐた時代においては、有限責任の方法は、知られてゐなかつたのである。そして氏の後継者である門下生は責任の問題はその主義の上において重きをなさないことをみとめたのであるけれども、千八百七十二年の法律によつて、ババリアにおいて有限責任の組合がはじめて認許されたのである。しかし有限組合制度は、千八百九十四年のシュルツツエ會議において通過し、千八百九十六年にその適法であることが宣告せられ、それ以來有限責任組織の組合が漸次に増加したのである。千九百年末におけるシュルツツエ聯合會中、九百十六組合について調査したところ、百三十二組合は有限責任組織であり、そのうち百三十四は引受株式の實際價額を限度として責任を負ひ、その他は引受株式の十二割から六倍を限度とし、聯合會によつて相違はあるけれども、五倍を超過することはできないといふことが議決された。

また、シュルツツエ氏は、貯蓄を奨励せんがために、つとめて利益を多くしやうとつとめたのである。したがつて往々にして放資的組合員は低利安全なる貸付を忘れてみづから利益の多いものに走うとする傾向があらはれてきた。そして重役もまた賞金等を多くしやうとつとめたため、一層此の傾向が甚だしくなつてきたのである。

シュルツツエ信用組合の組織 組合員は各一株を出資し、それを資本とし、外部に對する擔保とし、また貸付の資金に供し又節儉を強制するの具としたのである。組合は無限の責任を負ひ、此の無限責任なる事實と資本とをもつて擔保として、社會に散在する資金を吸収して預金となし以つて短期貸付を行つたのである。しかしこれは組合員にのみ貸付けられたのである。そして此の貸付から得たる純益金は、各株に配當し、またその幾分かを積立金として、不時の損失に備へ、また支配人その他の事務取扱人の給金および賞與に使用した。組合員は何時でも隨意に脱會することが出来、入會を希望する者は組合の審査を経ることを必要とせられた。會員となる資格には地理的限界を設けなかつたけれども、營業地は普通都市または大なる村落を常としたのである。

しかして組合は、最小限度七人の組合員をもつてゐなければならぬ。そして設立せんとするときは定款を作成し、これは法律の定むるところに依ることが、また必要であつた。役員たる取締役あるひは監査役は、組合總會において選任せられた。しかして定款は、取締役の署名をもつて商業登記を取扱ふべき州の裁判所に保管する會社登記簿に登記入しなければならぬ。かく登記をすましてはじめて、此の組合は法律上の實在をみとめられ、商法人として権利の主體たる資格を獲得するにいたるのである。

組合の組合員たる資格は、組合員となるに十分の能力があるとみとめられた者をもつて、その資格とした。そしてこの能力といふのは自助自救の覺悟と、質素儉約の美德を守つて終始一貫することのできることをいひ、取締役および監査役によつて行はれる人物および資産状態の審査を経て入會することができるのである。會員は同じ村、小都市、またはその隣人なるをもつて、この審査は決して難事ではない。そして審査に合格したときは、組合員たるものゝ守らねばならない條令について異議がないといふことの證明として署名捺印して加入手續を経るのである。組合員としての資格を有するものは、物質的資本がなく日々の仕事に使用する器具をもつてゐるにすぎ

ない、つまり無産者であつてもいゝが、正直、勤勉、および熟練といふことをもつてゐなくてはならない。組合員として加入を望むものは、市街の近邊に居住する職人の階級であつて、小商人および農民は、あまり歓迎しない。だが實際においては、組合員の三分近くは農民が占めてゐるのである。

そして組合員となることのできる者は、金錢の貸付を受けることができるけれども、組合員の特權は、一八八九年の法律によつて限定せられてゐる。若しも組合員が脱會せんとするときには、三ヶ月以前に豫告し、そしてその營業年度の終りになつて脱會することができるのである。次の諸項の一に該當する者は當然組合員たるの資格を失ふ者とした。

- 一、公權の喪失
- 二、組合規則特に自己の義務規定に違背したるばあい
- 三、他の同種組合の組合員たるの資格を得たるとき
- 四、組合の損失となるべき行爲をなしたるとき
- 五、破産

そして、これは取締役の發議により、總會の決議に附して決定せられる。組合員の資格を讓渡することは法律上認められるけれども、法は同時にまた組合の規定によつてこれを禁ずるかまたは一定の條件をつけることができる旨を規定してゐる。脱會者は、自分が所有してゐる株の償還請求をする権利はあるけれども、積立金にたいしては何等の権利も持つてゐない。そして脱會後も或ひは失權後も一ヶ年半のあいだは組合の負債について、一部の責任を負担しなければならぬ。

シユルツツエ信用組合の機關 此の組合は、自治と平等とをその旗幟とし、組合相互にも

また組合以外のものにも依頼しない。

組合の行政機關の最高權力を掌握するものは、組合の總會である。組合員は一八八九年の法律の定むるところによつて、各株主は株數の如何にかゝらず各一票の投票權を有し代理投票を禁ずることを原則としてゐる。總會を召集する權力を有するものは、取締役および監査役であり、その他、法に従つて總會を召集する方法も認められてゐる。總會の開期は、營業年度の終期をもつて、その期とする。決議は、出席組合員の四分の三以上の同意あることを必要とし、組合員の

總數の三分の一以上のものが出席してゐなければならぬ。

取締役は普通三名の組合員より成る。報酬を取る者もあり、とらない者もある。取締役は二名連署することに依つて組合を法律上代理する。そして自己が専斷をもつてなしたる代表行爲については責任を負はねばならない。組合の使用人は、單獨に事務を執行するけれども、その行爲については取締役が責任をおはねばならない。これらの取締役は、總會において選出せられる。一般の業務は取締役が執行するのであるけれども、使用人の任免、特種の契約の場合は、貸付利率および手数料、組合員の入會および脱會、債券發行に關する契約金額の確立、信用貸付に關する諸條件、貯蓄預金に關する事項、その他の事項は取締役および監査役が會議の上で決定する。取締役は、在任中組合から貸付を受けることはできないのを普通とする。

監査役は、組合の營業事務には直接には關與せず、取締役の代表行爲に對して全監督權をもつてゐるのである。すなはち、組合の經濟活動の監視者である。監査役は營業の各科目につき監視し、また必要をみとめれば取締役に報告書を提出せしめることもできる。そして監査役は、貸付をうけることにたいして特別の規定によつて制限せられてをり、取締役と同様に貸付の保證人に

立つことは出来ない。

検査役の制度は、最初は設けられてゐなかつたものが、後になつて出来たものであつて強制的に検査を行はなければ銀行事務の監督は不充分であると認められた結果、一八八九年の法律によつて外部から綿密に検査されることが規定されたのである。そして同時に此の法律は、検査に應ずるために、貸借対照表を作成することを定款に明示しなければならぬこととした。毎年度末における貸借対照表損益勘定および収入支出勘定を作成するほかに取締役は、毎週および毎月貸借対照表を作成して、これを監査役に提出する。監査役はこれを検査する組合内部の検査役といふことができる。そして監査役は更らに外部の専門家の検査をもとめ、組合の各年次における會計検査を行ふのである。

シユルツツエ信用組合の業績

此の組合の資本となるものは、各組合員の出資金より成りこれは借入金の際保となるばかりでなく、組合員に勤儉貯蓄の慣習を養成し、貸付金の資本ともなるものであり、組合の存立上必須のものなのである。資本金が組合員の出資に依るものである以上、資本金の額が組合員数の變動に従つて増減することも亦理の當然のことといはねばならない。

しかし一株の金額もその組合に依つて額を異にしてゐる。最少額は六ポンドである。しかし組合の最少額を程度以上に多いものとするのは、組合の性質上許されないことであつて、もしこれを多くしたならば、配當のみを多く欲する富裕の者が組合員の多数を占めることとなり、組合そのものゝ根本意義を冒瀆することとなる。これに反してあまり少額にすぎるときは、組合の基礎を薄弱のものとする怖れがある。

一つの組合の株主となつたものは、他の組合の株主となることのできないといふことは組合が無限責任だといふ點からみて當然のことである。そしてこの株式の拂込は一時拂ひでもいゝし、月賦拂ひでもいゝし、もし配當があつたときには、この配當金を此の拂込金に充當することもできるのである。しかし配當金は、その拂込金額の多少に比例する。

組合の積立金は、法の強制するところのものであつて、加入手数料、利益金の中より積立てるべきものとし、資本金の一割五分をその最少限度とする。普通最初の一年または二年における利益金は、これを積立金に繰りこみ、その額は一割五分あるひは二割を普通とする。しかし脱會者は、脱會してもこの積立金にたいしては何等の請求權も有つてゐないし、この積立金は、損

失補顧のために使用せられるほか、減少することは許されてゐないのである。また普通一般の業務に流用せられることも許されないが、たゞ安全なる投資に使用することだけは許されてゐる。組合の取りあつかふ預金は、組合員以外の者でもこれをなすことができ、一般には三ヶ月の定期のものとし、預金利子は三分あるひは四分であり、これらは取締役および監査役の共同決議によつて決定せられる。しかしシユルツツエ氏は、安全なる貸付口をもとめることの困難なること、および預金の請求拂から生ずるかもしれない危険といふ二つの點からして、預金引受總高は最高額を限定しなければならぬとした。そして氏は、預金はなるべく組合發生の理由にもとづいて、所謂庶民階級からあつめることが妥當だとしたのである。

シユルツツエ氏の主義としては、庶民階級に資金を供給することのみをもつて組合の本質的意義なりとはせず、儉約慎重といふ美德を涵養する道徳的理想をも有つてゐたのであるから、組合は貸付銀行たると同時に貯蓄銀行たる性質をも兼有せしめやうと欲したのである。また、請求拂から生じるかもしれない危険の程度を減殺せんがために、定期預金の制度を主眼とし、もし期限の満了以前に支拂の請求を申出るものがあるばあいにおいては、相當の手數料を徴收することゝ

した。また、預金を運用する方法としては、一部は容易に正金に引換へることのできる證券に投資すること、また安全なる證券の割引に使用することとし、定期預金および資本金は普通銀行においては資金固定の虞れがあるものとして嫌悪する農業手形、債券等に投資するものとした。また組合は、たとへ請求に應ずることのできるばあいにおいても、四週間あるひは三ヶ月の延期を要求することができ、制度を設けて萬一の危険に備へたのである。そして、預金總額は、資本金の三倍額をもつて限りとすべきことを適當なりとし、その旨規定してゐるのである。しかし、創立日なほ淺く、資本金の拂込が僅少なるばあいにおいては、此の預金限度も嚴格には適用されないのである。

また、組合は其の資金が不足なるばあいには、普通銀行と取引關係を結び、資金の融通を受ける方法がある。そしてこれには、直接資金の貸借をなすばあいと、手形の割引をなすばあいの二つがある。また普通銀行は、庶民銀行と當座勘定を開き、庶民銀行に剩餘資金があるときは、これを受け入れ、請求に應じてこれを返戻することがある。

シユルツツエ銀行の貸付方法には、五つの種類がある。單純なる借用證書に依るもの、組合員

の保證を擔保とする手形に依るもの、普通の爲替手形の割引に依るもの、抵當貸付、および所謂キヤツシユ・クレデツトすなはち一種の信用貸付の五つの方法である。しかし、これらの貸付期限は普通非常に短期である。一般には三ヶ月を限度としてゐるけれども延期することもみとめられてゐる。信用貸付は更新することができ、期限は六ヶ月とせられてゐる。そしてシユルツツエ氏の銀行事務に關する第一の原則は、貸付期限を定むるには銀行自身の借入金期限より長くしてはならないといふにあつた。それに期限を短かくすれば、借入人は、いや應なしに節約しなければならぬからであつた。

利子は、取引高が少く、信用の基礎が全然人的であること、借入人の地位が低いこと、銀行自身の小規模であること、預金およびその他の借入金利率が比較的高いといふ理由によつて、比較的に高率なのである。最初の創立當初は、一割四分の高率であつたが銀行の基礎が、鞏固となるにつれて漸次遞下し一割乃至八分となり、さらに六分乃至七分となつてゐるのである。

しかして、既に述べたるがごとく、擔保物は、ほとんど人的信用を中心とする。しかし保證人は必要とせられるのである。

シユルツツエ信用組合の組合聯合 組合聯合に二種類ある。中央組合聯合と地方組合聯合が、これである。

地方組合聯合は、特定の一地方に接して營業する組合から成り、その成立の目的は、業務經營上のためでなく、各組合は何れも獨立して營業に従事するのであるけれども、この聯合によつて相互の活動を安全ならしめるをもつて本旨とするものである。たとへば、相互に手形の割引に應ずるとか、借入の保證をなすとか剰餘の資金があれば相互に融通するなどといふことが、これである。

中央組合聯合は、一八五九年にはじめて成立せるものであつて、各種の相互組合を含んでゐるのである。しかし、これに加入せる組合は、登記組合と稱して特權をもつてゐる。そして此の聯合は、各組合の利益中から約二分に相當する額の寄附によつて維持繼續するのである。

この聯合の目的および職務についてシユルツツエ氏は、次のごとく述べてゐる。

ドイツにおける産業上ならびに經濟上の相互組織から成る中央聯合は、獨立自助の原則をもつて成立するのである。しかし、この聯合のなすべき任務は、何であるかといふに、本中央聯合は

毎年一回總會を開くべきものであつて、會員は各組合から派遣する代表委員から成り、本會において定めた決議事項は、組合聯合の活動の規範にして最高の權力を有すといつても、これをもつて各組合の獨立を毀損することなく特定の事項については、まったく支配權はないものとする。この中央聯合と各個の組合とを連結するがために、第二次組合聯合すなはち地方組合聯合が成立したのである。この地方組合聯合といふのは數郡數州に散在する組合を聯合する團體であつて、この團體は、これを構成する組合の特殊の經濟行爲に援助することのほか、これらの組合が相互に、および中央組合聯合間の融通をたすけるのもつて任務としてゐるのである。

さらに地方組合聯合は、各其の總會を開きもつて中央組合聯合の總會のために準備的決議をなし、中央聯合の總會における決議を各地方に強行し、またこれら組合聯合の會長は集つて一委員會を組織し、もつて中央組合聯合の總裁を補助するのである。

かくのごとく、聯合團體は、その分子たる組合の獨立自由を尊重し、その任とするところは、一、各自經驗。二、諸報告書の交換および其の批評。三、組合に起つた各種の困難について相互に助言をあたへること。四、恐慌その他の經濟上の危険について援助をあたへること等である。

なほ最も重要なことは所屬組合は、互に代理行爲を執行し、かつ相互に資金の融通をはかることなどである。

シユルツツエ式とライフアイゼン式との特色の相違 この兩式ともに、當時高利貸の専横のために、高利を支拂はなければ資金の融通を得難く、生産的發展にたいして全く無能力の状態にある庶民階級に低利資金を融通せんとして創立されたものであり、兩式ともに勤勉貯蓄をもつて此の種の企圖の根本力となし、貯蓄力は即ち信用であり、節儉は即ち資本であるとして、庶民階級民に此の美風を涵養せんとしたことは、兩式ともに同じことである。

しかし、シユルツツエ式は、配當および利益の分配をなるべく高くして、つまり貸主と借主とは全く相反對する利害に立つこととしたのに反し、ライフアンゼン式は、借主の利益を主とし貸主は只第二位におき配當を許さない。すなはち、株主は同時に借主にして低利を欲するをもつて貸主借主の利害は相併行するものである。そして、これが最も重要な相違點であり、これがためにシユルツツエ式組合は、漸次株式會社の形態をおびて來て、出資の目的は配當にあることとなつた。しかしライフアイゼン組合にありては、あくまでも相互の援助を組合の理想として固守した

のである。そして此の組合の主眼とする點は、只唯物質的有形的のみに限らないで、その無形的の道徳的の利益に重きをおき、勤勉貯蓄は人をして富裕ならしめるばかりでなく、道徳上の利益を受け組合員相互をして相改善せしめ行くものだとしたことにあるのである。だがシュルツエ氏に物質上の利益のみを重視したのである。

第一、營業區域の相違 シュルツツエ式組合は組合の區域を限局しない。否むしろ廣汎なるだけ營業上の収益を増し組合本來の目的に適合するとする。しかしライフアイゼン式組合にあつては營業區域は、絶對的にこれを限定し、一村をこえてはならないとする。

第二、貸付期間の長短 シュルツツエ式組合は多く市街地に存在するをもつて普通三ヶ月の短期貸付のみが行はれ、例外として一回または二回の延期をみとめることがあるのみである。だが、ライフアイゼン式組合にあつては營業はすべて地方に行はれるのであるから通則として長期貸付であつて、平均一年二年であつて、最長限を一般に十年とする。

第三、貸付資金の用途の監視 シュルツツエ式組合にありては、貸借契約が成立した當初において、その資金の用途は十分有益なるものであらねばならないとするのであるけれども、實際の用途に

ついては一々これを監督するやうなことはない。ライフアイゼン式にあつては、資金の生産的用途を監視することをもつて最重要とし、三ヶ月ごとに監査役をもつてその用途を監視せしめるのである。

第四、償還方法 シュルツツエ式は一時償還であるけれども、ライフアイゼン式にありては月賦または年賦償還とし、生産的に消費することを豫防するための規定を設けてゐる。

第五、借入人の相違 シュルツツエ式にありては主として商人職人であつて農業者は、少部分であるが、ライフアイゼン式の借入者は、ほとんど全く農民への長期貸出に限られてゐることである。

ドイツ信用組合の現況 ラ式およびシ式信用組合の相異點は、以上述べてきたとほりである。しかし、かの大戦後におけるドイツのめざましい復興の裏には、この信用組合の大活動があり、大なる機能を發揮してゐる一事を見のがすことはできないのである。今極く最近におけるドイツの信用組合の資金運用状況をみると次の通りである。

ドイツ信用組合聯合會 ドイツ、ライフアイゼン式 信用組合聯合會 ドイツ農業的信用組合聯合會	年次	組合員出資額	當座預金	貯蓄預金
ドイツ信用組合聯合會	一九六六	一一二、二	二七五、八	四三二、四
	一九六七	一四三、〇	三〇四、六	六三二、六
	一九六八	一八七、〇	三六六、八	八九四、六
ドイツ、ライフアイゼン式	一九六五	五、五	二七、一	五七、二
信用組合聯合會	一九六六	六、四	三四、九	一〇七、四
	一九六七	七、四	四三、六	一八九、三
	一九六八	一二四、四	一五三、九	一七〇、七
ドイツ農業的信用組合聯合會	一九六六	四〇、六	一九五、三	三四三、二
	一九六七	四六、五	二一九、八	五六四、八

信用組合の資金狀況 (單位百方麻)

ドイツの信用組合數と組合員數

ドイツ信用組合聯合會 ドイツ、ライフアイゼン式 信用組合聯合會 ドイツ農業的信用組合聯合會	年次	聯合會加入組合數	報告を提出する組合數	組合員數
ドイツ信用組合聯合會	一九六六	一、三七〇	一、二〇七	一、〇〇二、五七〇
	一九六七	一、三五〇	一、二四〇	九六六、三四三
	一九六八	一、三九九	一、三一六	—
ドイツ、ライフアイゼン式	一九六五	六、一〇四	五、八四五	六三一、二六三
信用組合聯合會	一九六六	六、〇四二	五、八〇三	六〇七、六五九
	一九六七	五、七九九	五、八三三	六六六、七四四
	一九六八	一三、二二	一二、六〇〇	一、二九〇、七九〇
ドイツ農業的信用組合聯合會	一九六六	一三、〇四〇	一一、八七三	一、三三六、五五三
	一九六七	一三、〇一八	一二、五三九	一、三五九、六四〇

信用組合の資金貸付状況

	年次	手形貸付	當座貸付	その他の貸付
ドイツ信用組合聯合會	一九六 一九七	一五五、四 一八九、四	五三〇、六 七三〇、六	一〇七、四 一一一、一
ドイツ、ライファアイゼン式信用組合聯合會	一九五 一九六 一九七	二七五、〇	九三一、一 一〇三、一 二二八、二	一三四、八 五四、〇 八三、一
ドイツ農業的信用組合聯合會	一九六 一九七		四六四、三 五九七、〇	一三六、四 一七三、〇
	一九七		七六〇、四	二五三、一

フランスの庶民銀行

庶民銀行の創立 フランスにおける中小商工農業者の金融機関としての庶民銀行の發達は、他の諸國よりは幾分たちおくれのかたちをなしてゐる。しかし庶民銀行として法制上よりみとめられるにいたつたのは、一九一七年三月十三日の法律であつて、これによつて、この庶民銀行ならびに、同様の役割をなすものとしての相互保證組合が設けられたわけなのである。しかし今問題とするところは、庶民銀行にあるのであるから、相互保證組合については述べないこととする。

この法律が制定せらるゝ前においても庶民銀行は、あるにはあつたけれども、その數はわづか二行にしかすぎなく、この法律が制定せられてはじめて庶民銀行として所定の條件をそなふるものは、政府から保護をうけ、もつてその活動を完成することができるようになつたのである。

法制の目的 この一九一七年三月十三日制定せられた法律の目的はなんであるかといふと、

それはフランスの中小工業者にして資金を必要とするにもかゝらず、自己の資力ばかりではとうていその目的を達することのできない者を救助してやらうとするにあるのである。元來この中小工業者は、今日のいはゆる資本主義經濟組織のもとにおいては企業の集中と合理化によつて、必然的に減少する傾向があるとはいふものゝ、過去においてもさうであつたやうに現在においてもこの種の階級によつて、もたらされる結果は尙きわめて重大なるものがあるのである。

しかし特にフランスにおける中小工業者の技術の優秀にいたつては、はやくから有名なるものであり、これらのことからして、この法律が制定せられる結果となつたのである。しかしして普通一般にいはれてゐるがごとく中小工業にたいする補助にたいしては、次のとき三つの形式があるのである。

A 設備資金の補助 この種の補助は、資金の需要者全部にたいして、必要とする資金の總額をあたへんとするものではない。そして需要者が手段のみをもつてしては、とうていその目的を達することができないやうなとき、これを補助し、この目的を達せしめるやうにしてやるのであつて、こゝにこの種の補助の存在する價值と意義とがあるのである。

B 流動資金の補助 一般に中小企業の必要とする補助は、この種に屬するものであるといふことができる。なぜなれば、これらの中小企業においては、その實際經營上の豫測をあやまり、これから流動資金が缺乏するにいたることはあきらかなことである。しかしして、このばあいこの流動資金をうることによつて、はじめてその企業を回復し、復興しうることもできるといふこともあきらかなことである。

C 債権の資金化 資本主義經濟組織のもとにおいては、商取引はほとんどすべてが信用取引であることはあきらかなである。しかし小賣商人のばあいは、これと事情を異にし、現金の授受によつてその商取引はなされるのである。

しかしして、右の前者のばあい、もし債務者側の支拂の延期がおこると、債権者側においては債権の固定化をきたし、これがため信用の阻害をきたし信用取引の圓滑がさまたげられる。しかし資金の豊富なものとはそんなばあいにおいても容易に、これに對應することはできるけれども、弱少なるものにおいては、かくのごときことはとうてい望むことも不可能である。かくの如き場合、この債権を資金化してやるのである。

右においてのべたところにより、庶民銀行のなすべき補助には次のことき二つの本質的な特性があるのがわかる。

第一、中小商工業者の保護

第二、第一の保護は一時のものであること

この二つの特性こそは、庶民銀行が中小業者の金融機関として問題となるものなのであり、一九一七年三月十三日の法律の制定された精神もまたこゝにあるのである。しかしてこの庶民銀行の目的を具體的にのべてみるとつぎのごときのものであるといふことができる。

(一)、株主たると否とをとはず、商業者、工業者、製造業者、職人および商事會社にたいしその商業、工業および職業の正常的營業を容易ならしめ得る一切の銀行業務、特に商業手形の割引並に取立、有價證券の賣買並に割引、有價證券、商品もしくはその他の擔保にたいする點は、有擔保もしくは無擔保借用取引の開始等、要するに上記個人並に會社にその事業上關係ある一切の銀行業務を行ふこと

(二)、すべての個人もしくは會社より預金をうけ入るゝこと

目的は右のとほりである。

庶民銀行の特徴

右にのべたるがごとき目的を有するこの庶民銀行は、それでは一般銀行と比較して如何なる點において特徴づけられるものであるかといふと、第一の特徴ともいふべきことは、資金の無利子融通といふことであり、第二は免税その他のことである。

一、フランス銀行の無利子資金の融通 本質的にいへば、この庶民銀行が運行することのできる資金は、その出資者によつて拂ひこまれた資本金と、預金者からの預金とであることは、こゝにあらためていふまでもないことである。だが、これのみをもつてはとうていその需要する金額を満すことはできない。それゆゑにこそ、この無利子資金の融通といふことが必要となつてくるのである。

しかして、この無利子資金の融通は一九一七年三月の法律によつてフランス銀行から庶民銀行にたいして融通することゝなつてゐる。この資金は、はじめは、一千二百萬フランとし、爾後さらに毎年一定額を融通するものであるが、この資金の融通をうけることのできる者は、つぎのごとき資格をもつてゐなければならぬ。

- (一) 資本金五十萬フラン以上のもの
- (二) 七人以上の發起人があるもの
- (三) 銀行に投資した株主にたいしては年六分以上の配當をなすことはできない
- (四) 右の配當をして、なほ剰餘があるときは法定積立金に繰入れなほ残高あるときは取引先にたいし取引高の大小に應じて分配することを必要とする

フランス銀行が、庶民銀行にたいして無利子資金の融通をなすばあいには、商務省員、商業會議所代表者、フランス銀行代表者、大藏省員、労働省員等をもつて組織する特別委員會の議によし、その意見にもとづいて商務省において各銀行に配布すべき資金の金額を決定するのである。しかし、この庶民銀行に融通せらるべき資金の額は、その銀行の拂込資本金額の三倍をこえることはできないとせられてゐる。そしてこの資金の融通期間は五ヶ年内とし、更新することはみとめられてゐる。しかして、この融通資金には、法律によつてみとめられたものと、一九二一年四月三十日の法律によるフランス銀行借入金との二つがあり、その金額を記してみるとつぎのとほりである。

法 律 に よ る も の

(單位千フラン)

一九一七年三月十三日の法律	一二、〇〇〇
一九二一年四月三十日の法律	八、〇〇〇
一九二二年一月七日の法律	三、〇〇〇
一九二三年六月三十日の法律	一二、〇〇〇
一九二五年三月十日の法律	九、〇〇〇

フランス銀行よりの借入金によるもの(一九二一年四月三十日の法律による)

一九二一年度	一五、三〇八
一九二二年度	五、一二九
一九二三年度	五、九三〇
一九二四年度	八、三三四
一九二五年度前半期	四、二一九
總 計	八〇、九一〇

その後、この金額は増加して、一九二七年七月においては、八九、八六八千フラン、一九二八年七月においては、九三、五一千フランに達してゐるのである。

第二の特徴ともいふべきもの、すなはち免税その他の特徴として、數ふべきものは、つぎのときのものであつて、政府に無利子資金の融通によつて庶民銀行の活動を援助するばかりでなく、これらの特徴をあたへることによつてその活動を容易ならしめてゐるのである。

- 一、一九一七年三月十三日の法律第八條の規定は、庶民金融機關にたいしてその營業税および有價證券所得税を免除してゐる。
- 二、一九二〇年八月七日の法律の規定は、庶民銀行にたいし、その取引税を免除してゐる。
- 三、一九二五年四月二日の規定は、法律によつてみとめた農業信用金庫の債權、預金および供託にたいする免税をば、さらに擴張して庶民銀行にたいしても適用してゐる。しかし、この適用は、庶民銀行の負擔となるものゝみに制限されてゐるのであつて、庶民銀行にたいして預託された預金は免税されるが、その貸付にあつては個人にたいするものもまた團體にたいするものもすべてその適用をうけないのである。

つぎに、この一九一七年三月十三日の規定は、庶民銀行にたいし、一般商事會社の義務たる公開に關する規定の適用を免除してゐる。もつとも、これにかはるものとして庶民銀行は、その銀

行本店所在地の裁判所にたいして一定の供託をなすべき義務をおふてゐるのである。だが、これにたいしては、多くの批難の矢がはなたれてゐる。すなはちあるものは特權の濫用であるとし、あるひは、不正特權であるとし、あるひはかくのごとき免税を今日においてもなすといふことは立法者意思への不當なる干渉であるといふのである。以上述べたところによつて、この庶民銀行の特徴乃至特點は明らかになつたことと思ふ。

庶民銀行の一般様式

一、**資本金** この庶民銀行の創立資本金は、二十萬フランをこえることはできないとされてゐる。一株の金額は百フランであり、引受けの際、その四分の一にあたる二十五フランの拂込をしなければならない。しかし資本金は年々増額することはできるけれども、一年に二十萬フラン以上増額してはならないのである。

一、**株主** 庶民銀行の株主として、同銀行の利益ならびに業務に關與することのできる者は、商業者、工業者、製造業者、職人および商事會社であつて、これらの個人ならびに會社および一九〇一年七月一日の法律によつて商業者、工業者、製造業者、職人の設立した組合、職業組合、相互保證組合ならびに貯蓄銀行は、その出資金にたいする配當についてのみ權利を有する

株主となることができるのである。

株主とならんがためには、取締役會により承認せられフランスの國籍を有し、信用をうくるに値するものなることをみとめられてをり、かつまた成年に達し、公民權をもつてゐるものでなければならぬ。

一、融通の手續および條件、この銀行は、株主總會において選任せられた五名以上十五名以下の取締役から組織されてゐる取締役會によつて管理せられる。それ故に、この銀行が、中小工業者にたいして融資せんとするときには、割引諮問委員會の意見にしたがつて、銀行取締役會が、各取引先にたいして許與すべき割引ならびに貸付額の最高限度額を決定し、また割引、貸付利率條件ならびに預金、交互計算の利率條件を決定するのである。

庶民銀行が、商工業者に融通する資金にたいする利息は、普通銀行がその顧客にたいするものよりも一分から一分五厘方ひく、七分乃至七分五厘くらゐなのである。しかし、貸付金の期限は一ケ年、手形割引の期間は、六ヶ月をこえることはできないと規定されてゐる。そして、株主以外の顧客にたいする割引ならびに利率は、株主にたいするものよりも、すくなくとも一

分以上高率であることが必要とせられる。

しかしして、貸付にたいする擔保物の評價は、そのばあい／＼に應じて評價するものであつて、特殊な評價方針はない。擔保物は動産、不動産、または商業證券を普通とし、これらの擔保のないばあいには、すくなくとも保證組合が保證してゐる手形を要求するのである。

一、借入人を監督する方法 庶民銀行は、普通銀行と同様に商法の規定のもとに監督官廳の監督をうけてゐるのである。それゆゑ庶民銀行が融通した中小商工業者にたいする監督は、銀行自身が借入人の事業振を監視するほか、特殊の制度はなかつたのであるが、一九二九年七月二十四日の法律をもつて特種方法が定められたのである。

銀行當局にたいする政府の要求 一九一七年三月十三日の法律が、中小商工業者にたいして一時的補助をあたへんがためのものであることは、以上のべてきたところによつてあきらかになつたこととおもふ。そして、これらの便宜をあたへてゐる政府は、銀行にたいしてつぎのとき要求をなしてゐる。

一、對人信用であるべきこと 本質的にいふならば、貸付といふものは、貸付をうける能力を

もつてゐるもののみをたいして行はれるものではなく、貸付をうける資格をもつてゐるものには、いしても行はれなければならぬ。そしてこの點から、庶民銀行の貸付は對人信用であるべく要求せられてゐるのである。しかして中小商工業者は、元來から擔保とすべきものはなく、そのためにこそ金融難におそわれてゐるのである。それゆゑに庶民銀行は、實物擔保よりも借入人の人格いかんといふことをより重大視する。とは、いつでも署名以外の擔保物をぜん／＼要求しないといふのではないのである。

二、貸付は分散的なるべきこと 貸付が一方にのみ偏するとそこに危険が生じてくるので庶民銀行の活動は、各方面にわたつて分散的におこなはれることが要求せられてゐる。これは貸付のばあいにおいてばかりでなく、出資のばあいにおいても、分散的なるべきことが要求せられるのである。

三、取引信用たるべきこと また庶民銀行の貸付が、消費信用乃至は非生産的信用のためのものであつてはならないことは勿論である。それ故にこそ一九一七年三月十三日の法律は、庶民銀行の貸付は、商工業その他の借入人の職業にたいし、正當なる使用に充用せらるべきことを規定

してゐるのである。

四、補助は最初の一定期間たるべきこと これは政府が庶民銀行にたいする補助の性質に関するものである。しかして、庶民銀行の本來の性質からみて、この補助が、一定期間をかぎつてのものであるべきことは當然といはねばならない。すなはち、できうるかぎり庶民銀行は、流動資本金を、その資本金および預金のうちから得なければならぬのである。したがつてまた、銀行は低利の貸付をなさんがために、さうして必要にせまられてゐないときにも、政府の補助にたよるやうなことはしてならない。これを要するに、政府の補助は、あくまでも最初の一定期間に限定せられねばならないのである。

庶民銀行の現況 庶民銀行の數は、世界大戰直後においてはわづかに三行を數へるにすぎなかつたが、その後はずつと増加して來、一九二一年には八十一行、一九二七年には百行、一九二九年においては、その數は一〇二行におよびその營業計數は、四百五十九ヶ所の多きにおよんでゐる。

一九一八年より一九二七年にいたる銀行數、營業所數、出資者數、ならびに拂込資本額をしる

してみると次のとおりである。

庶民銀行の現況

(拂込資本單位百萬フラン)

年次	銀行數	營業所數	出資者數	拂込資本
一九一八年	三	三	六一四	〇・七
一九一九年	三三	三三	一、二五〇	五
一九二〇年	七〇	七〇	一三、六一四	一三
一九二一年	八二	八二	二一、三五〇	二二
一九二二年	九六	一八〇	二六、五五五	三三
一九二三年	一〇〇	二八〇	三四、四九九	四七
一九二四年	一〇〇	三三七	四〇、六六二	五三
一九二五年	一〇〇	三六四	四三、五二七	六四
一九二六年	一〇〇	四〇五	五〇、八五七	七五
一九二七年	一〇〇	四五九	五〇、九八五	八九

次に、これらの銀行數の増加とともに増加してきた取引總額、手形數、手形金額、預金額をみるに次のとおりである。

右に述べたところによつて、一九一八年はじめて庶民銀行が設立されてから、その活動がきわめて、すばらしいものであることがしれるのである。しかし、またその反面においてかくのごとき結果がはたして同銀行設立當初から豫想されてゐたものであるかどうかといふことも、きわめて問題とすべきものである。なぜかなれば、庶民銀行はもちろん進歩發展していくであらうけれども、この右において述べたところの進歩や發展には、なんらか人爲的のものがふくまれては

年次	總取引額	手形數(單位千枚)	手形金額	預金(十二月現在)
一九二一年	五、六〇〇	—	七九六	—
一九二二年	九、三六七	一、九八七	七九六	—
一九二三年	一六、二七四	二、八二七	一、五九九	—
一九二四年	三三、三九五	三、五三六	三、二五〇	一五九
一九二五年	二八、〇三八	四、一六五	四、一一一	三八二
一九二六年	四三、七〇八	五、一四〇	六、二九五	四三四
一九二七年	五一、四六三	五、九七〇	七、一九三	八七八

(金額單位百萬フラン)

のないか、つまり庶民銀行は、その設立当初における立法者のみとめた規定以外に、その活動範囲を過度に擴張せしめなかつたかといふことである。

たとへて言へば、庶民銀行は中小商工業者のみを救助するを目的とするものであるにもかゝらず、その取引先の中には銀行理事者の關係者が加へられ、さらにまた、その取引者と取引關係をもつてゐる大商工業者が、しだいに取引を増加するにいたるがごとき事情があるからである。しかしして庶民銀行のおこなふ投資に關しては、とくに法律上これを規定してゐる明文はないのである。だが政府當局は、一定の取引、たとへば投機取引にたいする貸付のごときものはこれを禁止してゐるやうである。だがしかし、實際上においては庶民銀行の投資中には、すこぶる遺憾のものもあり、現在おこなつてゐる業務も、大體としていへば、法律上規定されてゐるものよりは、はるかに多方面にわたつてゐるやうである。

また、ザヴォア商工貸付組合が、オート・ザヴォア縣において十二の支店を設けてゐるがごとく、またパリ―東部商工庶民銀行が二十支店を設けてゐるがごとく、庶民銀行の中には、法律の望んでゐたところのもの以上に營業所數を増加して、その業務の飛躍的發展をしてゐるものもある。

るのである。すなはち庶民銀行は、他の同種の金融機關と競争するためにあらゆる手段を用ひたのであつて、このために國家のあたへた特權をも濫用してゐたのである。

そして同時に、これがまた庶民銀行にたいする批難でもあつた。このあらはれは一九二八年十月二十六日パリにおいて開かれた地方銀行シンケート組合の決議をみれば一層あきらかとなる。これはすなはち庶民銀行の特點を廢止せんとするものであつて、つぎのごときものである。

- 一、一九一七年三月十三日の法律によつて禁ぜられた業務をも庶民銀行は漸次行ひつゝある。
- 二、庶民銀行の資金融通上の利益は、法律によつて明示されてゐる銀行本來の特性にのみかぎるべきこと、
- 三、しかるに庶民銀行は、政府の無利子資金の融通、免税等の特點のほかには預金および供託に關する利子にたいしても免税の默認を得てゐること、
- 四、右の三における利子にたいする免税は、免税利用といふ立場から資本家および大商工業者の資金を吸収せしめるにいたるものであるといふこと、

五、したがつて、かくのごとく政府が庶民銀行にたいして預金および供託利子の不當な免税を黙認するといふことは、租税の平等な負擔といふ思想に相反するものであること、

六、庶民銀行は、他の地方銀行より競争上右の黙認によつて非常に有利であるといふこと、

これを要するに右のこの決議の内容は、庶民銀行にたいして、一九一七年の三月十三日の法律が嚴密に行はれるべきこと、庶民銀行のもつてゐる特點は、規定以外の業務をなすことを廢止せしむべきこと、庶民銀行の禁止業務を黙認し、かつ預金および供託利子免税にたいする政府の反省を求めんとするにあるといはなければならぬのである。

以上において述べてきたごとく、フランスの庶民銀行は、その最初から發展はすばらしいものであつたにもかゝはらず、また立法者の意思もきわめて適正のものであつたにもかゝはらず、その運営上においては弊害はすくなくかつたのである。

これは、中小商工業金融の施設においてはむやみとその方面ばかりが多く、実績のあがりにくいものであることを證明してゐるのである。

しかし、これらのフランスの庶民銀行は、各銀行が獨立して連絡なく相當の競争が行はれては

ゐるものゝごとく、融通の額や、期間利子等は一定してゐないので、政府ではこれが統一をはかる必要をみとめ、一九二九年七月二十四日次のごとき法律を公布したのである。

- 一、全庶民銀行の權利利益を代表する權限
- 二、庶民銀行の新設または既設庶民銀行整理のため必要な措置をとるの權限
- 三、各庶民銀行の組織上、業務上、財産上にたいする監督權
- 四、庶民銀行の共同基金の保管および利用

これによつて、庶民銀行組合の組織がみとめられ、一九二九年度豫算に右庶民銀行組合にたいし、四五、〇〇〇、〇〇〇フランの特別無利子資金を融通することゝなつたのである。

伊太利の庶民銀行

伊太利の庶民銀行

庶民銀行の創立 伊太利における庶民銀行は、ドイツのシュルツエ氏およびライファイゼン氏の信用組合を模範として發生してゐるものである。それ故に、その性質や系統は同一であり伊太利の經濟状態がとくにこの銀行の發展に、一見したところではふさわしくないかのやうに見えるのである。しかし事實においてはこの庶民銀行は、伊太利において相當の好成績をあげてゐるのである。

伊太利においてこの庶民銀行が創立された當時の國情をみると、萬民統治の役をなすべき主權はおとろへてしまひ、その直前までは他國の支配下にあり、しかしてやうやく自治を得たにしても國民は貧しくして、その負擔にのみ苦しむ、地方の人民は知識の程度がひくく、向上の精神にもとほしかつたのである。そしてまた協同などといふ精神はほとんどなく、地方民の多くは農民であつて、しかもその大多數は小作人か賃労働者であつたのである。こんなありさまであつたの

であるから、銀行などといふものにたいする知識はすこしもなく、資金を要するばあいには高利貸からばかり借りてゐたのである。

そうした時代にあつたとき、この一見完全なる金融機關の出現などといふことが不可能のやうに思はれてゐたときに、ピガノ氏およびルザツチ氏が、庶民銀行を設立して完全なる金融機關とするために苦心したのである。

まづピガノ氏は、文章をもつて、そしてまた實行することによつて國民に貯蓄と信用との美風を植えつけることにとめたのである。そしてルザツチ氏は、かのドイツのシユルツエ・デーリツチ氏の思想の影響をうけて「庶民銀行および信用の普及」といふ著書を出し、一八六五年彼が二十三歳のとき庶民銀行を創立したのである。この銀行の資本金はわづかに二十八ポンドで、そのうち四ポンドをルザツチ氏が出資したのである。そしてその後、ルザツチ氏は、シユルツエ氏にならつて、自己の主張を講演にあるひは文筆に發表し、その結果、一八八七年には庶民銀行は六百四十一個をかぞへるにいたつたのである。そして組合数は、三十一萬八千九百七十九名、拂込資本金は三十二萬八千ポンド、積立金八十四萬三千ポンド、預金等の受入資金一千七百萬

九千ポンド、貸付および割引五千七百三十萬八千六百ポンドにおよんだのである。しかも、南部イタリーの人口は少く、無智淺學の民衆ばかりの地方においても、なほかつ三百有餘の庶民銀行が創立せられるにいたつたのである。

庶民銀行の組織 ルザツチ氏が、かくのごとき獨立の見識をもつてこの制度を創立し、その結果がすこぶるよかつたのは、右において述べたとほりである。しかし、これをもつて完全無缺のものだといふこともできないのである。しかし、ルザツチ氏は、一人前の持株を四志となし毎年多額の金錢を貧民のあいだに分配したのであるから、貧民を無視したといつて一部人士のごとくこの制度を非難することはあたらないのである。たゞ一つのこととは、小農民の需要に應じることができなかつたといふことにあるのである。

しかしながら、物には皆それに相當したる任務と目的とがある。四輪馬車に荷をつみ、荷車に客をのせるのはその任務の何たるかを忘れたものといふべきである。しかし、ルザツチ銀行は、信用を容易に誰れにも許與せんとする銀行の目的乃至は任務を、十分に近いまで遂たしたといふことができるのである。

ルザツチ氏は、この組織を有限責任組織とした。そして、かく無限責任をすてたルザツチ氏はいかなる方法をもつて資本を集めたのであらうか。

ルザツチ銀行創立の報が一度傳はるやこれを助けんとする者は非常に多くあらはれてきたのである。當時現金の貯蓄は非常に多く、もしもこのルザツチ銀行が、信用することのできるものであれば、みな金の所有者はこれに投じやうとしてゐたのである。そればかりでなく、預金をもてあましてゐる貯蓄銀行や顧客を増さんとする一般の商業銀行などは、競ふてこの銀行の後援者たらうとつとめたのである。

たとへば、ナポリ銀行は、普通よりも一步の低利率をもつて手形を割引しやうと申込み、シリ銀行は、その地方におけるルザツチ銀行の多くが必要とする資本金の五分の四を提供しやうと申しこんだのである。しかしこれらのことは法律上許されるべきことではなかつたので、ルザツチ銀行は他の方面からその補助を仰いだ。そして、この新式の信用機關を運用する危険にたいする幾多の準備をも調へたのである。これがため、一般の公立銀行は、公立といふ一種のほりすて、このルザツチ氏を迎へることが賢明なる策であるとしたのである。何故ならば、この新

銀行は、信用機關として大原野を開拓するものであり、これを顧客とすることは公立銀行にとつて利益が多いと考へたからなのである。

ルザツチ氏は言つてゐる。「我銀行は、友誼的組合の胎内より生れたり」かくのごとくルザツチ銀行は、無限責任組織を採用しなかつた。しかしこゝに注意しなければならないのは、ライファイゼンおよびシユルツツエ式の制度は、ともに借金銀行だといふことである。しかしシユルツツエ銀行においては手形の割引を時々やつたこともある。すなはちこれは貸金を取りあつかふ諸機關が一般に従事する業務であつて、この銀行もこれを行つたにすぎないのである。しかし、ルザツチ氏はかくのごとく事業が多岐にわたるの、かへつて業務の紛亂をまねき、銀行の微弱をきたすものとして排斥した。そして、ルザツチ銀行の基礎を、借金といふことにおかずに、手形發行および手形割引といふことにおいた、すなはちルザツチ氏は、次のごとく考へたのである。

「その目的の如何にかゝはらず、すべて銀行は、銀行たならなければならぬ。借金をもつて基礎とするのは、これはすなはち銀行を他人に従屬せしめることに他ならないのであつて、かくのごとき事業の組織は、イタリーにおいては未だかつて見ないところのものである。しかし手形は、

すべてのイタリア人が理解してゐるものであり、また貸借の機關として事務を簡便にし、貨幣の運轉を圓滑なものとする。貨幣が公衆の通貨であるがごとく手形は、銀行家の通貨でなければならぬ。」

庶民銀行の目的

このイタリアのルザツチ式庶民銀行の目的について、イギリス外務省の調査報告書中には次のごとく記されてゐる。

「イタリアの庶民銀行は、ドイツのシュルツェ式信用組合とおなじく、小工業者、農民、小賣商人、その他正直にして有能の資質をもつてをり、しかもなほ信用を得んとするばあいにおいては、高利貸の高利に甘んじなければならぬ各種の人のために地方的共同金融の各機關を設け、各人の需要に應ずることを主旨とするものである。」

自助の原則を基礎とし、組合員的美風を養成するをもつて目的とし、貯金には利子をつけて増殖をはかり、相當の利子の支拂を條件として貸付、交換の途をひらき、高利貸の横暴をなくしやうとしてゐる。

組合員は、同時に銀行の所有者なのであるから、銀行の出資は全部組合員の利益だといふこと

ができるのである。であるから、貸付や割引の際における利子や歩合の決定についても各員は意見を發表することができるのである。組合員が組合にたいして相當の出資をなし、その利益の一部はこれを組合の積立金の中に加へ、組合の利害と組合員の利害とが相終始するといふ事實は、組合員が組合にたいして有する債務を確實に實行させる一つの擔保ともなる、また組合員の新しい加入は嚴密にこれを制限し、すこしでも勤勉貯蓄の美德を缺くものは、これを排斥し、また、持分の賣買譲渡は、すべて取締役會議の承認を得ることを要するとし、持分の不信用なる者のおちることを防ぎ、組合員の道德の低下にそなへてゐるのである。

しかして、これらのことは、ルザツチ氏もいつたやうに、普通一般の株式會社と異なる點もこゝにあるのである。すなはち普通の株式會社にあつては、社員の出資が會社生存の中樞をなしてゐるのであるけれども、組合のばあいにおいては、組合員の人格を主要視して各組合員の出資の不足、または不完全は人格にたいする信用をもつてこれを補ひ、他の金融機關から得ることのできない資金を、融通し、やるのを目的としてゐるものであつて、これが、すなはち庶民銀行創立の目的だといふことができるのである。

そして出資などといふことは、組合員がもし餘裕があれば多く納めることもできるやうにしてあるものであり、かつまた一週何錢といふ割賦制度をすら認めてゐるのである。また組合員の道徳的な價値を維持するがためには、組合員が互に知りあふこと、とくに組合創立以來時間のすくないときには、とくにこれを必要とするのである。そして同時に取締役は貸付割引の際には厳格なる監督をすることが必要だとしてゐる。

それであるからして組合の營業區域は、あまり大きくあつてはいけない。組合員は組合との往復知照頻繁にして且つその相互間においてもまた人格信用状態につき熟知し、組合の積極的活動に際して相手方たる人物に關する不知のために事務が澁滞することのないやうにすることが必要である。

この見地からルザツチ氏は、一組合の支店が、遠隔の地にあるばあいには、その營業狀態および基礎が、確實繁榮の域にすゝみ、これを獨立せしめて同一都會にある他の金融機關を並存することができるやうになつたばあいには、これを獨立した組合とし、支店關係を解消することが有利であると主張してゐるやうである。」

また、庶民銀行は、その營業事務を商取引だけに限定しなければならぬ。すなはちこれを別言でいふならば、慈善とか博愛とかのために、貸付贈與などといふことをしてはならない。しかし「名譽貸」はこのかぎりではない。これは特別資金から融通するものであるのである。また貸付は、すべてその資金の使用目的が、生産的のものでなければならぬ。組合の利益または特定組合員の利益のために生産行為以外の用途のものゝために、資金を融通してはならない。しかし、こゝでいふ生産的といふのは、廣義の意味の生産であることは、勿論である。

たとへば、高利貸から借りてゐる資金を返済せんがために借り入れんとする資金、また住家の改築修繕のときも、これを生産といふことができるものとするのである。

しかして、組合の目的は、平等に信用を授受することにあるのであるから、利益の大きい小さいといふことは問題ではないのである。したがつて、大貸付をすこし行ふことよりも少額の貸付を澤山おこなはんとするものである。

一八八二年組合の平等性および相互性を維持せんがために、商法によつて組合員の出資額を制限し、一員の出資最高額を二百ポンドとし、一株金を四ポンド、株式の賣買譲渡は取締役の承認

をうることを必要とするときめたのである。そしてさらに議決権に關しては持株の數にかゝらず、一人につき一票とし、特別のばあいのはかは、代理權票をみとめないこととし、もつて組合が株式會社化せんとするのをふせいだのである。そして利益の配當率を高めんとすることは、庶民銀行の效能をなくするものだとして、注意することゝなつた。であるからルザツチ氏は、庶民銀行の特質を維持せんがために、この利益の配當率の最高限度の一定を主張したのである。

伊太利庶民銀行とドイツ信用組合との相違 イタリアにおける庶民銀行と、ドイツ系信用組合との相違點をみると、イタリア庶民銀行においては、組合員の責任がドイツのそれよりも比較的軽いことにある。

すなはち、前にも述べたことではあるが、ドイツ系の信用組合においては組合員の責任は無責任であるけれども、イタリアにおいては有限責任である。しかし、これは單にこれらの指導者の主義主張が異つてゐたからによるのではなくして兩國の國情の相違によるものなのである。ドイツにおいては十八世紀末において不動産銀行が勃興し、獨裁的命令の結果、無限責任の制度を採用したのである。この銀行は主として中産階級以上の人々のための金融機關であつたにす

ぎなかつたけれども、これによつて國民の中流階級民は、無限責任といふものがいかなるものであるかといふことを知るにいたり、これによつて教育せられたのである。であるからして、ライフアイゼン氏が、信用組合を設立するにあつても、おなじ無限責任組織の信用組合組織であつても、元來から農民を相手にしてゐたのであるから、そして農民は不動産銀行によつて銀行といふものゝ性質および無限責任といふことをよく知つてゐたので、いはゆるライフアイゼン式なるもの知らしめるに、随分と苦心がいつたのである。

しかるに、性質のよく知れた不動産銀行にもとづいて行はれたシュルツエ氏の信用組合は、割合に容易に、成功することができたのである。

しかし、イタリアにおいては、その上中下流の階級をとはず、無限責任といふことを了解しておらず、ことに下層民にいたつては銀行といふものが、どんなことをするところであるかといふことさへも、知つてゐないといふやうなありさまであつたのである。したがつて庶民銀行を創立するには、この銀行の設立といふことが、いかに金融機關として必要なものであり、有益のものであるかといふことを確信してゐる少數の者によつて、紹介してもらふことが必要であつたので

ある。しかも無限責任の觀念にはとぼしく、かつこれを欲してゐない上流階級民の加入がなかつたならば、下層階級民がこれに加入するであらうといふことは見込めなかつたので、この歴史的必然から有限責任組織としたのである。

庶民銀行乃至信用組合は、組合員の人格、相互間の信用を其の根本とするものであるから、組合員の入會には厳密な制限規定を設けたことは、すでにのべたところでもある。そして、かくすることによつて、正直の資本化の實現を期し、資金の集蒐は、物的基礎によつてのみでなく、人的基礎にも重點をおいたのである。

このことからして、各階級民の盛んなる加入と、小額資金の融通とがおこなはれて、當時の國情に比して豫期以上の成功を博するにいたつたのである。

庶民銀行の業務

庶民銀行の業務は信用組合の業務とほとんど同一であるといつてもさしつかへはない。であるから、信用組合の一般方法を述べてみるとつぎのとほりである。

信用組合は、資金をつぎの諸項により調達する。

一、組合員の入會手数料

二、組合員の出資金

三、積立資金

四、特別なる用途にあてるための特別資金

信用組合事業の擴張のためには、主としてルザツチ氏の主義によるイタリー信用組合においては、預金を第一とし、貸付を第二とする。しかしてこの預金は貯金および當座預金からなるものである。そして一營業年度の純益の一部分は、積立資金として据えおかれるのであるが、その割合はどれくらゐであるかといふと、純益の五分乃至三割である。これについてルザツチ氏は、つぎのやうにいつてゐる。

「信用組合の積立金が、その拂込資本金額の三分の一に達したといふことは、満足してゐないことである。しかし、なほ一層すすんで二分の一におよぶまでは積立金を積立てることを中止してはならない。しかしてこれらの資金は、政府が発行する公債、土地抵當貸付その他の安全であり、かつ恐慌に際しては容易に換價することのできる證券を擔保とする貸付に投資するがよいのである。」と。

しかして、特別使用の目的のために積みたてられる特別積立金は、取締役が任意に処分することのできるものとする。すなはち、使用人への賞與、名譽貸付、その他、慈善博愛または學術教育のためにする寄贈等のために、積みたてられるのである。

つぎに一般信用組合に存在する營業機關はどんなものであるかといふに、すなはちつぎのときものである。

一、總會(五分の一を以て定員數とす)

二、取締役總會

三、監査役

四、仲裁人

しかし、庶民銀行においては、さらに、いはゆる割引委員をおき、この割引委員は、一般の組合員の中から、および取締役とで構成されるのであり、その業務は、つぎのごとき業務をなすのである。

一、信用授與につき調査すべき要件の調査

二、貸付金の最高額、しかしこれは、定款において定められてゐる制限内においてなすことはもちろんである

しかして、組合は、全部の組合員の姓名をしるしてある特別帳簿を備へてゐなければならぬ。そしてこれには、組合員の各自について貸しつけることのできる最高貸付額を附記しておかなければならない。しかしこの最高貸付額も六ヶ月目毎に修正しておく。

ルザツチ氏は、銀行の取締役、監査役および割引委員はすべて無報酬とする方がいと主張した。そしてこのことは、多數の組合によつて採用せられ、相當の効果をあげるにいたつた。またルザツチ氏は、取締役、監査役、その他組合と直接の關係のあるものは、組合から融資してもらふことを禁じ、組合員の信用程度に應じて、定めたる貸付最高額はこれを嚴守して必らずこれを破つてはならぬとしたのである。庶民銀行は、それではいつたいいかなる營業をしてゐるかといふと、すなはち左のとほりである。

A、貸付および手形の割引

B、信用貸(名譽貸付)

C、農業のための貸付

D、公債を擔保とする金銭貸付

E、一名乃至二名の信用ある保證人をたてゝの當座勘定

F、預金

G、取立、支拂、小切手の發行、組合員および第三者のための爲替手形の取立

H、有價物の安全の保管、債券その他のものゝ利子の受取

I、友盟組合にたいする無報酬資金の融通

如上の九項にわたつての業務を營んでゐるのである。

貸付や割引や農業のための資金の融通やその他の交換等はすべて小額のものゝを先にし、また資金の貸付を申込むものが多くて、とてもこれらの者全部に應ずることができないやうなときには最も古い組合員や、他の組合や、または友盟組合、または利害關係をもつてゐて、しかも負債は持つてゐない者を先きに貸しつけてやるのである。

また冒險的の取引や、預金の投資の中でも長期にわたるものはこれをさげ、また、期限の到來

した債券の擔保物の收得、營業所のための地所の買入等のほかは、不動産の買ひ入れはしないのである。

しかして、組合員が貸付割引をうけるためには、つぎのごとき資格がなくてはならないのである。

一、出資金の半額以上を拂込んでゐること

二、組合員の借入または割引が組合からうけた以前の債券の辨済のため組合または保證人にあたらしく債務を負ふの結果とならない者であること

三、組合員は、債務履行の擔保として、そのばあいに応じて、保證人をたてるかまたは、他の種類の擔保を提供しなければならない

また組合員は、いかなるばあいにおいても、その拂込出資金の二倍以上の金額を融通してもらふことはできない。そして、これらの制限によつて、貸付金額は、爲替手形の形式によつてなされるのである。支拂ひ期限は六ヶ月である。しかし、六ヶ月目の期限において借入金のお四分の一以上を償還したばあいには、その残りの分は、さらに四ヶ月間だけ延期してもらふこともできる

のである。

もし組合員が、爲替手形の割引をもとむるばあいには、信用することのできる二名以上の署名を必要とするのである。しかし、この手形も、六ヶ月以内に期日が到来するものであることを必要とする。しかして、組合員の借入金高は、貸付、割引、または當座勘定のいづれの形式によるをとらず、組合員總會が毎年取締役會議の賛助を得て改定するところの貸付最高額を限度とするのである。

信用貸付(名譽貸付)

これは、正直にして勤勉なる者にして、しかも、貧しく金融の途のないやうな者の保護救済の目的のために、恩惠的に貸しつけるものである。であるから、この信用貸付の借入人は、赤貧なる者であつて、かつまた正直勤勉の者でなければならぬ。そしてまた商業その他の職業に従事してゐる者であることを必要とし、普通程度の教育をもつてゐる者であることを必要とする。

しかし、信用組合のばあいにおいては、右に述べた条件のほかに、なほ他の組合または友盟組

合の組合員たることを必要としてゐる者が多いやうである。そしてその貸付最高額は、普通「一百フラン」以下とされてゐる。さらに、借入金を辨済するにたるところの保證人を二名たてなければならぬ。もし他の組合の組合員であるばあいには、その組合の業務執行員の支拂保證が必要とせられるのである。

この借入金の返済は、どうであるかといふに貸付期限は六ヶ月であり、規則正しい賦拂が必要とせられる。そしてこの賦拂金にたいしては、貯蓄獎勵の意味において小額の利子もつけるのである。

この右の、いはゆる名譽貸付にたいするその資金としては、普通一般の組合においてはある限度が定められてゐる。ミラノの庶民銀行においては、その額は四萬フランであり、ロドイ庶民銀行においては、その額は一萬フランである。

農業資金のための貸付

この資金を借りいれるためには、次のやうな資格を必要とする。

イ、擔保物は農産物であること。

ロ、貸付が地主にたいするものであるばいにおいては、地代を擔保とし、手形の割引をするのである。しかし、このばあい地主が小作人にたいして有する地代についての債權は組合に移轉しなければならぬ。

ハ、農民(小作人)にたいしては、貯藏してゐる農産物を擔保として貸付をおこなふ。もし地主が銀行のために自分の權利を抛棄したばあいには、未收穫あるひは收穫濟の如何をとはず、米を擔保として貸付をなすのである。

しかし、これら農民にたいする貸付期限は、右において述べた信用貸付等とくらべて比較的長期のものではあるけれども、それでも一ヶ年をこえることはなく、またこれに融通する金額は毎年これを定めるのである。

また、政府が発行した公債または政府の保證した公債を擔保とする貸付および土地を抵當とする貸付額は、擔保物の價値の五分の四以内であるべしとされてゐる。この公債を擔保とする貸付の期限は、六ヶ月以内といふことが原則ではあるけれども、特別に延長されることもあるのである。

もしこの擔保物が、一割以上の減價をきたしたばあいにおいては、擔保物の提供者は、貸付金額の一部を返濟するか、あるひは擔保物を追加しなければならぬ。そして債務を返濟しないばあいにおいては、これらの擔保品を賣却してしまふことは、もちろんのことである。

擔保付の當座勘定は、定額以上に、また二ヶ年以上にわたつて貸付けてはならないとされてゐり、現金預金は、小切手または貯金通帳または一定期限をもつて満期とする利子附社債をもつて引きだすことのできるものとする。しかし、預金は、貯金であると當座勘定であるとを問はず毎年十二月末日に利子をつけるのである。

爲替手形金の取立は、庶民銀行は組合員のために手数料を徴收せず取立および支拂をなすのであり、また、組合員非組合員にたいして相當の手數料をとつて小切手を發行して爲替手形を換價するのである。さらに、債券株式、貸借證書、その他の貴重品の類は、相當の手數料をとつて保管するのであり、依託者の便宜のために、これらの債券等の利子の徴收もなすのである。

イタリアー庶民銀行の發展の原因 このルザツチ銀行が、發展した原因は、以上のべてきたところによつて明らかであるがごとく、イタリアーの國情に適應して有限責任組織のものとした

ことや、その他、貸付を主とせず預金を主としたこと等、いくたのものがあるのである。

しかし、この發展についてみると、通例人が見おとすことが一つあるのである。それは何んであるかといふと、銀行の重役である者の熟練といふことと機敏なる處置といふことが、これである。しかし、ライフアイゼン式のものごとく、その事務が単一であつたならば、容易に機敏なる處置といふことも望みうるであらうけれども、ルザツチ銀行のごとく、其の事務が非常に多いものにとつては、中々容易の業ではないのである。

しかし、このルザツチ銀行は最初から幸運であつたといふことができるのである。この銀行が創立されてからまだ數日しかたゝないときに金融上の恐慌が起り、國內の事業は一時に混亂におちゐつてしまつたのである。そこで同銀行は、その有する資本金をもつて、たくみにこの機を利し、大いに世間の名聲と信用とを得たのである。

すなはち、一八六六年ミラン國民銀行が、質素な小店を開いたとき、イタリーは戦亂がおこつてゐるときであつたので、政府は國費調達のために國立銀行をして強迫的に、通貨として紙幣を發行せしめたので、人心は洶々たるもので、ついには金貨との差は一割近くにもなつてしまつた。

そしてミランの貯蓄銀行はドシ／＼預金の拂戻しを請求せられ、このときの拂戻金額だけでも六十萬リラの多きにおよんだのである。そしてますます／＼人心は狂亂の淵ふかく沈み、大恐慌の來ることの恐怖のために戦々洶々たるものであつたのである。

ところが、この機に乗じてルザツチ銀行は相當の抵當のある者にたいしては、二リラから五リラくらの小額なる手形を發行してその危急を救はんとしたのである。そのため人民は非常にこれを歓迎してこの補助をうけやうとし、監督官廳もまたこれを認可したので、その効は空しからず、ついに恐慌も來らずしてやみ、庶民銀行の名聲は一時に全國津々浦々にまでおよび、數年ならずしてその組合員は四百人から一躍一千百三十五人となり、資本金は二十一萬七千リラ、積立金は、七千九百二リラとなつたのである。

しかして同年末の計算によると、その一年間に割引した手形の金額は、六十八萬七千六百六六リラ、預り金は、三十四萬二千五百一十一リラ、取引金額は、千九十五萬七千八百六十六リラの多きにのぼり、利益金は、一萬六千三百三十三リラにのぼつたのである。そして、その組合員に分配した利益金の割合は、どれくらゐであつたかといふと、一株につき五リラ、一割に近い配當をなし得たので

ある。

ルザツチ銀行が、その本價を發揮したのは單にこのときばかりではなかつた。金融の上において、需要が起つたときにはいつでもこのルザツチ銀行は、あらたな計畫をもつてこれに處したのである。

そしてイタリアにおいて、金融業者および財政家が一番困つたのは、農民にたいする貸付金であつた。なぜであるかといふに、農民にたいする貸付金は長期のものであることが必要であり、固定してしまひやすいからである。しかるに、ルザツチ銀行は、これにたいして定期利息附證券の制度を設けて、これが需要に應じたのである。

また、ルザツチ銀行が發展した原因としては、いはゆる誠實を資本としたことにある。また、加入者の人物を精選して組合員に不徳な者のないやうにしたことと、損益勘定または、他店との關係を確實に公表したことによるのである。「すべて組合制度の隆盛といふことは、一に組合員の徳義如何にあるのである。組合員にしてみてもし有徳なる者であつたならば、組合の信用はしたがつて大となり、組合の信用が大きいときは資本は期せずしてこゝに集まるであらう」とルザツチ

氏は考へたのである。

それであるからルザツチ氏は、もしその組合の組合員中に、道徳上不都合の者があつたときには潔よくこれを除名してしまつたのである。またイタリア信用組合制度を牛耳つてゐるこのルザツチ銀行が、計算をして他店との關係を公にするときは、この必然の結果としてこれに多少とも關係のある他の銀行もその情況を公けにして、つまり信用を保たんがために其の業務の詳細を公けにするやうになるのである。かくのごとく、その業績を公示するといふことは、その銀行の内容をします／＼よくする結果となるのである。ルザツチ氏の望んだのは、すなはちこゝにあつたのである。

たとへば、これをフローレンスのモンテリニポー銀行についてみる事ができる。この銀行の所在地は、すこぶる小さいところで、摺附木製造職人のごとき、わづかに其の糊口を得るにすぎない貧民のみであるので、銀行創立の際には組合員三百七十五人、一株の金額は、十リラで、拂込の期限は十ヶ月であつた。それで、業をはじめるとききの資本金はわづかに十五ポンドであつて其の年末になつても株金による拂込資本は、百五十ポンドにしかすぎなかつた。しかし、

この銀行は、その後、組合員の精選と事務の公示とを採用したので、世人は大いにこれを信用して同年の預り金は、千二百ポンド、貸附金は千二百四十ポンドにおよび、純益金もまた百二十ポンドを越えた。これによつてみても、組合員の精選といふことと、事務成績の公示といふことがいかに大切なものであるかといふことが明瞭となるであらう。

また庶民銀行が急速の発展をなした所以のものとしては、新商法が組合のために、非常に多くの便宜をあたへたことにもよるのである。この便宜といふのは、組合の行爲中、法律をもつて公告を強要することであつて、しかもこの公告にたいしては公告料を徴收せず、また組合の設立、その他の行爲についても印紙税、登録税を免除したことである。その他國內の有力なる信用機關から多大の聲援をうけたことも、この銀行の発展にすくなからざる影響をおよぼしてゐるのである。

すなはち、發券銀行である國立銀行およびネーブルス銀行は、庶民銀行の設立にたいして援助をあたへ、市中一般の利子よりも一分方低い利子でもつて資金を融通したといふこともまた、この銀行の發展に寄與するところが少くなかつたのである。

ルザツチ氏は、庶民銀行が他の金融機關と信用の授受をすることによつて得たる利益につき、つぎの數項をあげてゐる。

- 一、庶民銀行と有力なる實業家が組織する親密なる相互的救助組合との接近
- 二、特に南部イタリー地方において信用が一般に普及するにいたつたこと
- 三、利子および手数料が漸減していく傾向があらはれたこと
- 四、農民にたいする信用授受の増加、有益なる土地改良のために投下する資金にたいしては、とくに農民にたいして便宜をはかつてやつたこと

慈善的機關としての庶民銀行 この庶民銀行が、貧民のために特別の制度を設けて、資金を融通したことは、前述したとほりである。

しかしてこの銀行は、時に災害がおこり、多數の窮民が住むに家なく、食ふに食のない悲惨に陥るや、慈善家は其の財を出して數千金をこれに投じたのであるけれども、これを適宜に分配するの機關は、庶民銀行が一番適當なものだといふことができるのである。なぜであるかといふと庶民銀行は官吏および政府で特別に選したる委員等にくらべてみれば、その地方の情況および人

民の性質を詳知してゐるのであるから、救助すべきものと、しなくてもいゝものとの區別をするのに便利であるばかりでなく、また分配した金の用途を監視することもできるからである。そればかりでなく、庶民銀行がこれを取り扱つて利益があるのは、その効用が、その金高の四五倍にもなるからなのである。

一八七九年にポーの河が氾濫して、沿岸の全土をしたし、破壊狼籍をきわめたとき、これを救ふ機關としては庶民銀行が最もすぐれた機關であつたのである。同行は、人民の艱難をすくはんがために、五ヶ年間に賦拂返済の約により、その救済資本から十萬リラを支出したのであるが、その信用機關の運轉によつてこれを四十萬リラの額として貸しつけることができたのである。そして平常は一リラの貸付をうけてゐたものが、このときには四リラの貸付をうけることができたので、非常な便利をうけたのである。

また、一八八二年同一の危急にせまられたのでパテヌア協同庶民銀行は、その地方廳の保證によつて、十年々賦二分利の約束をもつて二十九萬五千四百四十四リラを窮民に貸し出したのであるが、この結果は、すこぶる良かったのである。

かうみてくるならば、いかにこのイタリーの庶民銀行制度が完全なるものであつて、その貧民社會につくす救助のいたれるかといふことも知ることができるのである。

庶民銀行と行政機關との關係

右のべてきたところの庶民銀行は、その組合の組織の如何にかゝはることなく、みな私立のものとして發展してきたのである。そして政府は組合の發達に何等關與するところなく、また最初のあいだはその存在さへもみとめなかつたのである。しかし、一八八二年にいたつて、商法中にとくに規定を設けてこれによつて法律上においてもこの存立をみとめ、かつ定款と組合員の加入脱退に關する證書について印紙税を免除するの特點をあたへたのである。

しかして、この特典以外は、法律または政府によりなんらの保護または特權をうけなかつたのである。たゞ間接の利益ともいふべきことは、農務大臣の命令をもつて、庶民銀行をして毎月實際營業報告を同省に提出せしめこれを農務省の發行する報告書中に掲示したることである。

しかし、租税については他の一般の銀行會社と同様に、營業報告を政府に提出するのでその負擔する租税は、かなり重いものであつたのである。ルザツチ氏の報告するところによると、印紙

税は計算にいけないで、それでゐて租税額は、銀行の總益の一割三分にたつたといふことである。一九二八年の納税額は庶民銀行總體の總益三十三萬七千ポンドのうち、四萬八千ポンドにおよび、やく一割四分に相當したのである。

しかして、さらにレオン・セー氏の報告する所によれば、なほ一層苛酷なものであることが知らるのである。

たとへば、クレモナ銀行は、八萬四千ポンドの資本金をもつて純益金は八千ポンドにおよび、これを各株主に配當したのである。しかし同年度の納税額は實に五千七百六十ポンドであつて、もしこれがなかつたならば、一萬三千七百六十二ポンドの配當をすることもできたのである。

また、ポロンニアの庶民銀行の一八八九年の純益金は一萬一千六百ポンドであつたが、納税額は四千八百ポンドで、この納税額をさしひくと、その配當金は、わづかに六千八百ポンドとなつてしまつたのである。

庶民銀行の効果

右にのべたごとき庶民銀行の教育上における効果は、これを測定することはできないけれども、これを想像することはできる。しかし右においてのべた銀行は皆自治制

であつてその中きわめて小規模の銀行も少くないのであるけれども、それでありながらも各地方においては、獨立して經營してゐるのである。

しかして、附言しておかねばならないことは、銀行の配當が多いのは、貸付利子が高いといふことを示してゐるものであるといふことである。であるから、ことに農村の庶民銀行が、あまり評判のよくないのは、あまり配當を高くしやうとする結果であるとみられてゐる。そしてまた近來新設される庶民銀行は名は組合と稱するも實は高利貸會社であるとの批難がおこつたのである。

このほかに、注意しなければならないことは、これらの銀行がそれ／＼各地においてその地方の貯金をみづから集收し、また分配散布する事實があるのである。そしてこれがまた實に必要な事業であるのである。また、一つの效果としては、何地たるをとはず、その設立をみたるところにおいては、庶民銀行はかならず高利貸の横暴を抑壓し、六割といふ高利にひきかへて六分の金を融通したのである。そしてまた同時に貸付金の用途をも監視したのである。

かくのごとくして、高利貸の手から庶民階級民をすくひ、これらの人々のために信用の利用す

ることのできる途をひらき、これらの階級民のために貢献したのである。以上のほか、庶民銀行はいたるところにおいて、経済上の進歩の中心となつてゐるのである。

これらの銀行は、他の協同組合農業組合、その他の機關の誘導援助をするのである。また庶民銀行の規模の大きいものは、その得たる利益金から、公益民福を目的とする多数の事業または組合にたいし、寄附、支持、援助をあたへるのである。

英吉利の庶民銀行

イギリスの庶民銀行 この銀行制度はイギリスにおいては、早くから發達してゐるのである。今これらの庶民銀行に共通してゐる點を上げてみると、つぎの諸點である。

- A これらの組織は協同あるひは相互組織である。
- B これらのものゝために特別法が設けられてゐる。
- C 特典が與へられてゐること。
- D 法律および特別監督官廳の監督下におかれてゐるといふこと。

しかしして、これらの庶民銀行の種類には、どんなものがあるかといふと、友誼組合、工業および備慌組合、慈善建築組合、建築組合、保證貸付組合の五種類があるのである。

第一の友誼組合といふのは、資金の貸付を目的とするものではなく、病者や老廢者の救済や葬式費用を支出し、あるひは火災にたいする損害を保險する等といふ相互救済を目的として設立せ

られたものである。また組合員から貸付の目的をもつて寄附した特別貸付基金中から只五十ポンド以内の小額貸付を組合員に許すことを得るものとしてゐるのである。しかして、この友誼組合條令の適用をうけてゐるものには、家畜保険組合、慈惠組合、労働者協會、特別認可組合等がある。

工業および備慌組合は、一般に共同組織であつて、卸賣、小賣等をなすのほか、手工業を営み土地の賣買をなし、および特別の制限のもとに銀行等を營んでゐるものなのである。貸付は、組合員の動産または不動産を擔保として行ふ。また、慈善建築組合といふのは組合員に出資せしめ、毎月一ポンド宛を拂ひこましめ、組合員をして住家を購入し、あるひは土地を買ひ入れることを可能ならしめることを目的とするものである。そして一口の出資額は、百五十ポンド以内とされてゐるのである。

建築組合は、近世のものであつて、組合の出資によつて得たる資金を、不動産を抵當として貸し出すものであり、出資金は、週賦または月賦をもつてすることができるのである。そして一定の期間後に組合員は、拂込んだ金額と配當金との和が、引受けたる出資額に達したときには、そ

の拂戻をうけ、放資することができる。それ故組合員は固定してゐないし、組合員が貸付をうけるには相當の擔保を提供することが必要とせられる。つまり此の組合は、貸付をうける組合員にとつては、貸付組合の役割をなし、貯蓄する組合員としては貯蓄組合であり、投資組合であるとも言ふことができる。最後に、保證貸付組合といふのは、労働者にたいして割賦辨済の方法によつて貸付けることを目的としてゐる組合をいふのである。

消費組合の銀行 イギリスにおける産業組合は、世人もよく知つてゐるごとく、一八四四年に二十八人の貧しい機械業者が、ロッチデールに先驅者として組合を設立し、當初においては四種の商品を組合員に實費をもつて分配したることに起源するのであり、たんとくな信用組合はない。そして普通に言ふところの信用組合の取りあつかふ業務は、此の消費組合の銀行部が行つてゐる。そして此の消費組合は、いはゆる信用組合の業務を行ふと同時に、保險事業をも兼營してゐる現状にあるのである。

蘇格蘭土のキヤツシユ・クレディット

キヤツシユ・クレディットの概要 スコットランドにおいて、千七百二十七年ローヤル銀行が設立せられた當時、市場においては商業手形の流通するものは、非常に少かつた。しかし、一方においては、非常に少額の預金をも受けとり、それに利息をつけ、かつまた當座勘定を許可したので、吸収した預金の投資方法に窮してしまつたのである。そして、そのあげく発見したるものが、すなはちキヤツシユ・クレディットつまり保證貸付の方法であり、この貸付制度の結果が非常によかつたので、それ以來、スコットランドの諸銀行は、みな此の營業方法を採用し、スコットランドの銀行制度の一つの特色となつたものである。

しかして、此のキヤツシユ・クレディットといふのは一體どういふ制度であるかといふと次の如きものである。すなはち、この方法は借主の他に一二の保證人をおき、銀行においては借主ならびに保證人の信用程度を考へて資金を融通することは抵當貸付と異ならざるものであるが、スコ

ツトランドに行はれてゐる保證貸付あるひは現金信用と稱するものであつて、借主は通例二人の保證人を立てることが必要である。そして銀行の請求次第何時にても返済するといふ約束でもつて、一定の金額を限り、その範囲内において銀行から随時に資金の融通を受けることができる方法なのである。かゝる融通法を實行する理由を按ずるに事業上に相當の技術をもつてゐながらも十分に資金をもつて獨立の事業を営むことが出来なく、しかも信用の確實な人の保證のもとに銀行から資金の融通をうけることができるやうにしてやる組織なのである。

この貸付方法によつて資金の融通をうけて最も有利であるところのものは、主として農業者であり、たゞ創立日なほ淺い幼稚な銀行にとつては安全なるものではない。何故かといふと、此の貸付の約束をうけたものは、何時でも自己の資金を必要とするときには相次いで爲替手形を振出し、融通をもとめることができるのであり、これに應ずる資金の準備額は多くなければならないし、且つ借主は、剰餘の生じたるときは随時返済するのであるから、銀行はこれを運轉して利子を損じないやうに間斷なく返却してくる小額の資金の利殖を講ずること、またその手數および経費において多額のものゝを要するからである。であるから、營業が完全の境に進んだ銀行にあつて

は、かくのごとき信用の利用を行つて、利益をとることはできるといふことができるけれども、幼稚な銀行においては、輕々しく出来ない貸付制度といふべきである。

しかししてこの制度は、我が國に行はれてゐる當座貸越に酷似してゐるものであるけれども、その差異をもとむれば、キャッシュ・クレディットにおいては保證に基くことを本旨として、當座貸越に見るがごとく擔保を徴せず、また當座勘定の上に附加的に設定せられるものではなく、たゞこれのみが、取引の目的たるの點にあるのである。しかしして、大なる差別は、借主の經濟的地位の如何にあるのであり、當座貸越における借主は、他に資金を得る方法がないといふわけではなく、たゞ出納上の便宜のためにこの方法に依るのであるが、このばあいにおいては、むしろこれをもつて唯一の資金獲得の方法となしてゐることにある。そして、この制度がスコットランドの經濟的發展に貢献したものであることは一般の認めてゐるところであり、有爲無産の青年をたすけ、各種の産業を振興し、同國を未開の状態より、すばらしい發展の状態に導き、産業全般の發展に資したといはれてゐる。しかも銀行は、これがために損することはほとんどなかつた。ある銀行は、二十年間に九百萬ポンドの契約を締結したけれどもその中、損失に歸したのは、わづか

に一千二百ポンドであつたといふ。しかし、もしも借主が経済的危険に頻したときは、保証人はみづからその身に損害の及ぶことをおそれて保証を撤回するにいたるかもしれないのであるから、したがつて銀行は、保証人を通じてその義務をつくすことが出来るやうに、十分なる支配を及ぼし得たからであるといはれてゐる。

かくのごとく、非常に効果のある制度ではあつたけれども、やはり成功するがためには銀行と借主とは密接な人格的關係によつて結ばれることが必要なのであり、大銀行の發達とともにスコットランドにおいてもまた、この制度は、今や昔しの面影はなく、本國においてさへ右のごとくであるから、まして他の諸國には及んではゐないものなのである。

しかし、此のキャッシュ・クレディットについて、ヘンリー・ダブリュー・オルフ氏は、その著アメリカ合衆國における「コオオペラティブ・クレディット」の中で次のごとく述べてゐる。

キャッシュ・クレディットの起源 英國、特に蘇格蘭土の銀行發達史をひもといてみると、この庶民金融機關の効力について、すこぶる面白い話しがのこされてゐる。

由來スコットランドは、その銀行機構の優秀なることによつて、又其の特殊なる金融機關を有

することによつて、銀行國として長らくのあいだ世間の注目的となつて來たのである。然かし此の國もかつては、故エイチ・ダンニング・マクレオド氏の一子をして「最悪なる野蠻國」とまで呼ばれてゐた國であつたが「今日、は光榮ある誇らしき地位」まで進んで來たのである。すなはち國內は、すぐれたる農業、工業、統制のとれた商船業の發展をみるまでに開拓するに至つたのは、主としてこの特殊な銀行機構があつた力があつたのである。それはすなはち、普遍化された信用機構いはゆる「キャッシュ・クレディット」によつてなされたものであつた。しかしこのキャッシュ・クレディットなる組織は、英吉利の「當座貸越」によく似た組織なのであるが、蘇格蘭土のキャッシュ・クレディットは、英吉利の「當座貸越」の組織よりもなほ一層一般化された組織であり、又順序正しい法則によつて支配され、ある實際目的をもつてゐるものとせられてゐるものであつて、その目的も完成せられてゐるのである。

しかし此のキャッシュ・クレディットは最初においては、さうした目的のものにはじめられたものではなかつたのである。此の制度の始められたその當時においては、數は非常に少かつたけれども、スコットランドの銀行は、全部何の銀行でも銀行紙幣を無制限に發行することがゆるされ

てゐたのであつた。それだから十八世紀の初期(一七〇四年の始め)スコットランド銀行は——この銀行はスコットランドのふるい親銀行である——一ポンド紙幣の發行を開始したのであつた。それがため此の紙幣膨脹の結果、其の投資の對照物として一般の業務において、適當な事業を見いだすことは非常に困難であつたのである。しかし紙幣が多くなりすぎて何とかして此の放資口を見出さなければこまるやうになつて來たのである。所が一七二七年にフイグに一つの競争銀行が設立されるにいたつた。——スコットランド銀行は、急進主義的な傾向をこのころ有してゐたのであるが此の銀行は之れと反對に保守的の傾向を持つて居たのである。——しかし銀行の大きさもほとんど同様であつたが、できるかぎり、古るい銀行の妨害をしないといふ了解をもつて開業するにいたつたのである。そしてこの銀行はその設立の目的を達するために此の新らしい機關すなはちこのスコットランドの新らしい銀行、ローヤル銀行では、適當な保證があるものには誰れ彼れの差別なく前のスコットランド銀行の一ポンドの紙幣のかはりに「信用貸」をしてやるやうに工夫しなければならぬことゝなつたのである。之れが即ちキャッシュ・クレディットの始まりである。然して此の貸出しは擔保によらず主として保證といふやうな形式で行つたもの

であつて、此の銀行の代理店が國內いたるところに設置せられ、銀行は自由に貸出しを開始し其の銀行紙幣は自由に提供せられたのである。この新業務をはじめるとすぐに、從來の他の銀行も亦これを見ならふにいたつたのであるが、かくして次第に此の新しい貸出し方法は普及されて行つて此の新貸出方法はスコットランド銀行の全部の組織にひろく普及するにいたつたのである。そしてスコットランドの銀行に於いては生産的信用貸しがいちばん多くなされてゐたが、しかし、これと同時に貯蓄銀行業務も非常に刺激され發展するにいたつたのである。かくしてこれらの業務はスコットランドの銀行の一般の業務となつてしまひ、遂に小さい財産家までが銀行を利用するにいたつたのである。

紙幣の無制限發行の禁止 しかして、スコットランドの銀行が斯様に無制限に銀行紙幣を發行するといふことは、それ自體銀行の恐慌を來たすかもしれないといふ意見もいで、此の銀行紙幣を無制限發行するといふことは、まもなく改正せられたのである。しかし多くの銀行は、自然に自行の紙幣を出来るだけ多く市場に出さんとすることをのぞむやうになつてきたことは止むを得ないことである。と同時に、市場から競争銀行の紙幣を、成る可く驅逐させやうとすること

につとめるにいたつたのである。それゆえに一つの銀行は出来るだけ多くの他銀行の紙幣をあつめこれをもつて他行との決済の場合これを以つて其の支拂ひをするやうになつて来たのである。かくして、此の一團の銀行はこれらの紙幣の交換のために、一定の日が定められ、ホワイトサンタードで、其の日に紙幣交換の會合が開かれ、其の差引残高の現金決済が行はれるやうになつたのである。かくして其の後銀行紙幣の各銀行に於ける現金の交換制度が確定するまでは此の銀行紙幣は、事實大衆の手には、たやすくは回らないことゝなつてしまつたのである。しかしかく競争することによつて従來の紙幣の無制限發行から起つて居たかもしれない不都合の點は、自然に除去せられるにいたつたのである。かくしてスコットランドの此の銀行制度は大發展を遂げるに到り特にスコットランドにおいては、實に眼覚ましい發展をなすにいたつたのである。そして企業は、刺激せられると同時に、銀行預金も増加し、それが爲にある點まで、キャツシュ・クレディット組織の金融機關としての勢力を正確にあとづけることもできるのである。

キャツシュ・クレディットを行なつてゐるとき、銀行の目的がその銀行の發行する紙幣をできるかぎり傳播せんとするにあるときは、必然に激烈な此の競争があつた事は勿論である。そ

して此の競争があればあるほど、危険率の尠ない借入希望者に對しては銀行は速座に事を運ぶやうにある點までの寛大さをしめしたのは當然の事であつた。無論顧客としてはあらゆる階級の人が歓迎せられた。だが、そのばあひでも、やはり適當な保証は必要とせられたのである。しかし銀行は、保証として質をとることはできなかつたのである。何故かならばそれはあまりに不便のものであるからである。そしてそれよりもむしろ、借入人が若し支拂ひができないやうな場合においては、それに對して他のものが其の責を負擔するやうな保証であることが重要視せられたのである。したがつて彼等は、あらゆる場合において、できるだけ多くの保證人を、一人よりも二人を二人より三人を、六人を、あるひはそれ以上を要求するのであつた。その中で多く要求されたものは、十人も保證人を要求されたものすらあつたといふことである。しかしながら、スコットランドのその當時の農民や小賣商人たちは、そんな警戒によつても今日の人たちに、くらべると、その警戒の嚴重さにおどろくべくあまりにも彼等は人がよすぎたのである。その當時の農民や小賣商人は何はともあれ、金だけがほしいのであつた。彼等は、金を借りられるあいだは、必ず利益になるといふことだけを計算してゐたのにすぎなかつた。だから、要求せられれば、

その要求せられただけの保証人をたてたのである。その結果は、どうであつたか？ それはわれわれが今、目のまへに見てゐるとほりの結果になつたのである。

キヤツシユ・クレディットの効果 マクレオド氏はかう述べてゐる。「ロシアンのすぐれたる農耕、クライドの無敵の航海業、グラスゴーおよびパイスレーの工業は、これみな、すぐれたるキヤツシユ・クレディットの子孫である。」といつて居る。

またホースー氏は、嘗つての日ロンドンの銀行家協會において、かうのべてゐる。

わたしの友人のひとり、スコットランドの南方のある州へ旅行したことがある。そこで彼は何を発見したかといへば、すべての谷間までが、うるはしい耕作地となつてゐるのをみたのである。その友だちはイギリス人であつた。しかし彼の知り合はスコットランド人であつたが、そのスコットランド人が谷間を指さしながら彼れにいふには、「あれはみんな銀行がやつてくれたのさ、意見をしらせることでできたのではなく、スコットランドの銀行組織すなはちキヤツシユ・クレディットによつてなされたのさ。そしてまるで幼稚であつた農業が、今日みられるやうに發達したつてわけなのさ。」と云つたそうだ。

又嘗つてグラスゴー商業會議所の會頭は、こんなことを言つて居る「さうだとも、僕はいまはこんな富裕ではあるが、その原因といふのは、わたしが青年時代うけとつた二千弗のキヤツシユ・クレディットがこんなにしてくれたのさ。だが、キヤツシユ・クレディットがわれわれを幸福にしてくれたと同様に、他の人々をも幸福にしてほしいとおもふよ」と。

一八二六年貨幣問題が、イギリスにおいて大衆のまへにさらけだされたとき、議會は委員を指名してこれが討議をなしたが、その同委員連は、特にキヤツシユ・クレディットにつき次のことくべてゐる。

「この組織がどんなものであるかといふことは、スコットランドの住民たちに非常に好影響をおよぼしてゐるといふことをもつてもその一端をすることができる。そしてこの委員連の意見は、まさに正しい」とくに中産およびそれ以下の無産階級におよぼした影響は大なるものがある。これがために、これらの階級のもの、儉約の度をまし、勤勉の習慣がつくにいたつたのである。キヤツシユ・クレディットが國內の小さい取引のためにあたへた便宜や、小資本をもち、もしくは資本金はなくなつた人格の善良さのみをもつて商賣をはじめる人にあたへた便益や、小さい工業で

利益をあげんとする人々への奉仕など、これらもつとも重要な利益が、社會全般を誘導したものであることは疑ふことのできないことである。

これを證明するもつともよい例は、キャッシュ・クレディットをゆるされてゐる人たちをかぞへてみると、その数は、一萬人から一萬一千人くらゐにたつしてゐるといふことである。そして一口の貸付にたいする平均保證人の数はいつたいどれくらゐであるかといふと、約三人であり、保證人としてこれに關係してゐる人の数は、三萬人にたつしてゐる。であるから、この制度に利害關係をもつてゐる人はその當時においても、すくなくとも四萬人はあつたのである。そして當時の銀行の契約高は、六百萬ドルにおよんでをり、その三分の二は、貸出されてゐるものとおもはれてゐた。

これが實際的の効果はといふと、それは保證人が多少の差はあれ、將來の取引や擔保にした、その人自身の人格などを注意ぶかく監視するといふことにある。大商業社會においては、人々の行爲の先天的な道徳的抑制も、そのことをよく理解してゐる人でなくては、その抑制に氣づくことはほとんど稀なのである。しかし中流以下の互ひに知り合つた人々は、お互ひの節操や、成功

などに興味と關心とをもつにいたるものである。そしていまだかつて、この銀行が、小額の貸越によつて損害を被つたことはない。」

そしてこの報告書はかうつゞけられてゐる。「この制度は人間の慣習の上に多大な影響をおよぼした。なぜであるかといふと、保證にたつた人々は、借入れ人の日常の行爲を監視することに興味を感じてゐたからである。もしも保證人になつてもらつた人が、借入れ人の不都合の行ひをしたことを發見したときには、本人をしてたゞちにそれをなほさせないと自分も危険にさらされることとなり、保證にたつた自分もそれがために損害をかうむらねばならないからである。又借入れ人に、もし不都合の行爲があれば、保證からのがれやうとしたのである。」

かくして部分的の知識と、個人的の知識とは統一され、善悪の場合が區別され、借入れ人がそれに値するかどうかを評價し、保證人のばあいにおいてもその人がその責任を負擔する能力があるかどうか、をみるのが、この組織にとつての重要なものなのである。支配力、個人的能力、一般の興味、これらのものが、法律や銀行の規定によつてなしうるよりも、より以上の保證となつたのである。

キャッシュ・クレディットを利用すれば色々な事が出来る。今假りに一人の使用人が其の業務にたいして熱心であり、其の業務にたいする能力もあり、又信用もあるとき、其の男が必要な當座貸越をしてもらひ、獨立して仕事を始めることも出来る。そしてこの當座貸越しは、丁度地主がその所有地を擔保にして金を借りて返済してしまふと其の擔保を抹消すると同じやうに借受け人が其の金の必要がなくなるまで其の借越はつゞけることが出来るであらう。

一八二六年までのことであるけれども、大體においてキャッシュ・クレディットでは、一人に對して一千弗から二千五百弗を借出したのである。しかもなほこれ以上の額にたつすることもすくなくなかつた。だが、實際においては五百弗以下にくだることは、けつしてなかつたのである。事業資金を實際に給與してくれるこれらの信用組織が、ある點まで下層階級の人々を救つたことはいなむことはできない。中小業者に對し當座貸越をしてこれを保護してやるといふことは頗る危険性の多い仕事なのであるから、生産的であれば、これに金融してやるといふ條件、つまり金融そのものが、返済にたいする保證となる事業に、金融してやるとしたならば、これらの中小業者は、おそらく非常な便益をうるにちがひないのである。

公衆の便宜のために行つた此の當座貸越しは、過去の不景氣の時においては、相當の損失をかゝらうむつてゐる。そしてもし彼の行爲に不都合があれば、貸付はたゞちに保留せられる。そしてその人は、これ以外の金融機關にたよらねばならないことになる。しかしこの機關は彼をたすけやうとはせず、借入れ人のためになる代りに、その機關自身の利潤獲得のためのみ、借入れ人に貸付けんとするのである。

しかしながら、曾てある人によつて言はれたやうに、このスコットランドのキャッシュ・クレディットには或る特殊な性質のあるのをみのがしてはならない。そしてそれがまた、キャッシュ・クレディットのもつとも價値のある仕事となつてゐるのである。だが此のキャッシュ・クレディットはなか／＼發展しなかつたのである。そして此のキャッシュ・クレディットの缺點を補つて最近長足の進歩をなしたのが即ち同國の協同組合の銀行である。

日本獨特の庶民銀行「無盡」

無盡は日本特有の庶民銀行 無盡が日本特有の庶民銀行だなど、云へば銀行と名のつくものは、外國から渡つて來た所謂バンクの事であるとのみ考へて居る人々からきつい抗議が出るかも知れぬが、しかし銀行と云ふものを外國から渡つて來たバンクだから銀行であつて、在來日本にあつたものだから銀行でないと云ふやうな觀念をとりさつて、銀行を民衆の金融をつかさどる機關であるといふやうに、銀行といふものを、その仕事の本質の上から考へてみると、金錢無盡といふものは立派な日本特有な庶民階級の金融機關であると斷言して差闕へないのみでなく、又外國にも其の例のない、類似のものゝない立派な、近代的な、庶民金融の一つの組織體であると斷言していいのである。

日本の無盡の歴史 しかれば、此の日本獨特の庶民金融機關である金錢無盡といふものは一體何時頃から何人の手に依つて創められたものであるかといへば、これには必然的に「無盡」と

いふものゝ發生の歴史を一先づ研究してみる必要があると思ふ。

そしてその發生の歴史を研究するためにはすべてのこれらの研究が、たどつてゐる方法と同一に、まづその言葉の語源ならびにその言葉の文献にあらはれたところの歴史を一通り考へてみる必要があるのである。「無盡」は、關東においては普通これを「無盡」とよび、關西においては、大抵これを「頼母子」と呼んでゐる。そのほか一般に「講」とよぶところもある。また香川縣福岡縣等においては「用金」(搖金轉化) 島根縣では「志儀」宮崎岡山鹿兒島沖繩では「模合」三重縣では「講事」山形縣では「貯」(溜) また鹿兒島縣では「外掛錢」など呼んでゐる。これらの中、普通使はれてゐるのは、「無盡」「頼母子」「講」の三つであつて、他のものは、各地方特有のものであつて、共通のものではない。故に吾人は、まづ前三者の語源について研究をすゝめてみやり。

「無盡」といふ言葉は、佛典から出たものであつて、僧祇律には、無盡財といふことがある。また、僧家では古來、質錢のことを無盡錢と稱したことは諸種の文献において明らかなことであつて、古來、洋の東西を問はず寺院佛寺教會等宗教的團體が、往古における現在の質屋銀行等の

金融的中心であつたことは、各國の經濟史上その軌を一にしてゐるところであつて、これら貧民に給付した金を僧家は、無盡財または無盡錢と稱したとみられるのである。「無盡」といふ言葉が日本の文献に現はれた始めは建長七年八月十二日「新編追加」と云ふ鎌倉幕府の御教書であるがこれは今日の「無盡」とは意味が異つて質錢の意味のものだと思ふ。しかししてこの「無盡」なる言葉が、近來の意味の「無盡」に使はれたのは至徳四年の香取文書分飯司家所藏に依るのを日本における最初のものとして考へて差支ない。また、「たのもし」といふ言葉の文献にあらはれた最初のもものは、高野山文書又徳寶簡集八十六に見えたるものであつて、つゞいて正和四年寶簡集三十八神野猿行眞國三ヶ庄々官連署起請文および續寶簡集(乾元元年、正慶元年)等にもあらはれてゐる。この時代の「たのもし」の意味は、大禮費用、社寺の修繕參拜等にかぎられてゐたものとこゝとくである。しかししてその字義は「たのみあふ」といふ意味から來たものらしい。この神社の修繕參拜等の目的のための「たのもし」は後になつて漸次知音友人仲間の困窮してゐる者を互に救ひあふ經濟的貯蓄的の意味のものとなつたことは、その後の文献において明らかである。

「講」といふ文字が、始めて文章にあらはれたものは、推古天皇の十四年、扶桑略記であるが、

これは經典を講義する會合の意味のものであつたのであるが、後これが轉化して神社の祭典、佛事または社寺の修繕維持參拜の團體をも講と稱し、これらの構成組員を講中となへ、前記の社寺の祭典佛事修繕維持參拜等に要する費用を平常より貯金しあふに至つたのである。即ちこの後の文献にあらはれたる「春日講」「伊勢講」「稻荷講」「大師講」「淺間講」等の言葉によつて明らかである。しかし神社の祭典、佛事、修繕、保存、參詣、を目的とし、金錢を醸出したるこれらの「講」も後には講中の貧困者を救ける相互救済の機關となり、又は後にいたつて講中の經濟的目的のために使用される金融機關となつたことは諸種の文献において明らかである。

こゝに、のこる問題は、この「頼母子」と「無盡」と「講」の三つのものは、いづれが先に發達し、いづれが後に起つたかといふこと、またその三者間の區別と異同すなはち此の三者は全然同じ目的のもとに發達したものかあるひは違つた目的のもとに發達したものかといふ事であるが、これらの學問上の決定は中々至難な事であつて、一朝一夕には定められないことである、これらのことは、いはゆる世上の考古學者に待てばいゝものであつて、我々の知らんとする主要なものではなく、我々の知らんとする所はこの三者の人間生活の經濟に及ぼせる機能如何といふことであ

る。即ちこの三つのものは、年代によつてその仕事上にも變遷はあつたであらうが、要するにこの三者とも「平常日掛又は月掛もしくは年幾回か、會員相互が、一定の金を醸金してその金を宗教上の目的か、あるひは相互救済的目的か、あるひは慈善的目的か、あるひは經濟上の目的か、あるひは金融上の目的かに使用したものであつて、その掛金の醸出は、一回のみに限つたばかりもあり又數回、數年間つゞいたものもあり、又、その金錢の給與の方法も寄附、勸仁、寄進のばあいもあり、又は救済義援のばあいのごとく、又は取除無盡のごとく、その返済を必要としないばあいもあれば、又は相互保善の目的の爲に、返済の義務をおふばあいもあり、又その金錢給付の方法も抽籤又は落札等に依る等のばあいもあり、その主意方法目的等は、時代と處により千差萬別である。」ので一々こゝに例をしめすことは不可能である。

さらに、今ひとつのこつてゐる問題は、この「無盡」「頼母子」ないしは「講」は日本で特殊に發達したものであるか、あるいは支那朝鮮から移入されたものであるかといふことであるが、これについては、未だに學者の議論の別れてゐるところであるが、吾人は左の點より、この無盡が、支那より傳來せることの説を支持する者である。

一、すべて各國における古代の金融は、すべて、教會もしくは寺院を中心として發達したものであつて、日本の古代における金融も、またこの寺院、神社等を中心として發達したものであつて、佛敎の傳來が支那よりきたものであり、日本のその他の文物諸制度も、これらとともに支那より傳來發達したものであるが故に、ひとり無盡のみが支那より傳來しないといふ事を主張することは不可能であるからである。

二、反對論者は、無盡が支那より日本に傳來したといふ特殊なる文献の徴すべきものがないといふことを主張してゐるが、反對に無盡が支那から傳來せず、特殊に日本固有のものとして發達したといふことを證すべき文献もないのである。

三、支那および朝鮮において、この無盡とおなじ無盡および契が發達してゐること。

四、王宗培(池田龍藏氏譯補)の支那無盡に関する研究の原著者)は其の著「中國の合會」の中に於いて、支那の合會(無盡)も亦佛敎と共に印度より支那に渡來した事を是認して印度の奪標制(Katti-chittu)、友助會(Niddi)が支那の合會(無盡)と相似せし點を擧げて居る。

以上の諸點より、無盡が支那から傳來したといふ文献もない代りに、積極的に日本に特殊に發

達したといふことを證すべき文献もない。しかるに學問上の方法としては、これら双方とも文献がない以上、學問研究の推理と論理の許すかぎりにおいて、歸納的推理を採用するより他に方法はないのである。そしてすべての日本の文物が支那に起源してゐる以上、寺院と佛敎がいつれも支那から傳來したものである以上、日本の古代の文物制度が支那から傳來したものである以上、この無盡の制度も亦支那から傳來したものとみるのが一應妥當であるやうに思ふ。

しかし、文物制度が支那から傳來したにもかゝらず、無盡のみが、日本において特殊に發達したといふ事が立證されたならば、この説は従つて消滅するかもしれない。

無盡の時代的區別 學者によつては無盡を時代的に區別して、鎌倉時代を早熟時代、徳川時代を普及時代、明治時代を轉換時代だといふものもあり、また、第一期保險的時代、第二期賭博的時代、第三期金融機關時代と別けた學者もある。しかしこれらの區別の方法は學者によつて相違があつて、截然と區別することはむづかしい。我々はたゞ現在における無盡は、鎌倉時代に萌芽し、徳川時代にその殷盛の極に達し、その結果、これを營業化して自己の營利に營む者もあらはれ、または、取退無盡と稱し、賭博類似のものもあらはれたため、一方相互救濟的の無盡が

發達したにもかゝらず、この取退無盡あるひは營利無盡業者の破産、逃亡等のため損害を被るものが多く、折角善良の發達をとげた相互救済的の無盡までが、これら惡質のものと同一視されるにいたり、しばしばこれらの禁止にたいし嚴命が發せられたと云ふ事を知つて居ればいゝ。

維新の變革後、明治時代の初期においてもまたこれと同一であつて、この營利無盡業者の跋扈は種々なる弊害を來し、數多の被害者を出したのである。これがため民衆をして無盡といへば惡質の金融業者なるがごとく思はれるにいたり、今日世人が有するやうな無盡にたいする嫌惡の情を抱かしめ、無盡の發達に非常な防害となつたのである。

しかし、無盡といふものは、決してかゝる意味のものではなくして互ひに信用、人格を知りあつてゐる近親の仲間において相互救済の目的をもつて發達したのが、その本來の意味の無盡であつてそれらの發達につれて、その取扱の方法になれたものが、報酬をうけてその事務の管理をなすやうになつたのが、營利無盡の起源であり、さらに營利業者がこれを自分の營利のために行ふこととなつたのであつて、營利無盡は、この本來の意味における無盡ではない。無盡の本質はどこまでも相互救済的のものであつて、營利無盡が無盡の正統ではないのである。

以上述べたごとく、徳川末期および明治初年における營利無盡の發達について、その惡質の業者のため、多數の被害者を出したため政府は大正四年の六月二十一日法律第二十四號をもつて、改正前の舊無盡業法を發布するにいたつたのである。

無盡の種類

一、業法を中心とした區別

(イ)相互救済無盡、知人友人が相集つて相互救済的

非營利的にするものでこれが無盡の本體である。これにたいしては將來信用組合と同様、日本の有力なる金融機關として助長の策をとるべきもので、こゝに主として吾人の論ぜんとするものはこの無盡のことなのである。(ロ)無免許無盡、これは(イ)の相互救済無盡の假面をかむり、實は個人の營利を目的とする營利無盡である。無盡業者のいはゆる知人無盡はこの種類の無盡であつて、この種のもは相互救済的の無盡の假面をかむり自己の營利をいとなむ脱法無盡業者であつて、この種類の無盡が前の質のいゝ相互救済的の無盡と混同して世人を迷はし、また、相互救済無盡の發達を阻害し、その營業無盡の發達をも阻害してゐるのであるから、この種のもは嚴に取締ることが必要なのである。(ハ)營業無盡、この無盡は、大正四年六月二十一日發布の無盡業法によるものであつて、臺灣および朝鮮樺太等においてもこれに準據してこれを發布してゐる

が、これによつて無盡を營利として營んでゐる無盡業者をいふのである。

二、業務の性質からした區別 (イ)物品無盡 有價證券、蒲團、洋服、家財、建築等を月賦支拂の方法にて、これらのものを購入する無盡である。(ロ)金銭無盡 貯蓄または融通の目的をもつて金銭を貯蓄し、または金銭の貸付をうける無盡であつて、これを金銭無盡といふのである。吾人の金融機關として主として論じやうとするものは、この種の無盡をいふのである。

三、掛金の拂込方法による區別 (イ)大阪式無盡 掛金が初め多くして、漸次終回に近づくほど少くするもの。(ロ)東京式無盡 掛金が初め終りも相等しきもの。(ハ)折衷式無盡、これらの双方を折衷したるもの。

四、購元または親元等の有無による區別 (イ)親無盡 親元または購主あるもの、本來は社寺學校その他の團體の維持修繕あるいは窮迫者救済の目的をもつてゐるもの。(ロ)親なし無盡 これは辻講ともいふもので、全く相互救済的の無盡の謂である。

五、抽籤入札の方法によつての區別 (イ)抽籤講。(ロ)入札講。(ハ)抽籤入札兩者を用ひる講
六、目的による區別 (イ)資金融通を目的とするもの、これは小賣人または小工業者とその營業を

開始するにあたり、資金を調達しまたは從來の資金の不足を補充する目的を有するものをいふ。(ロ)貯蓄を目的とするもの、これは貯蓄そのものを目的とするものであつて資金の融通といふことは、このばあいにおいては問題とされない。しかしして講そのものが、この目的のために組織せられることは多くあるまいけれども、講員の中にはかくのごときものもあるのである。(ハ)相互救済を目的とするもの、これは家政整理、その他の生計上の困難を救済するため親戚知己の援助に依頼して講會を組織するものであつて負債の償却、罹災の救済等を目的とするものである。そして無盡の本質はこゝにあるのである。(ニ)物品の交付または特定行為に必要な資金を目的とするもの、これは建築、物品の購入、旅行、治水道路の改修、技藝學術の研究等、および社寺參拜等のための資金組合を結び、加入口をもとめるのである。そして無盡の規則あるひは規約、約定等を定める。そして發起人である親または購元が、これをつくり、名稱、掛金、掛金の領收等および世話役、費用、購則その他必要なことを規定し、加入口が一ぱいになつたときに、はじめて無盡は成立するのである。そして役員を選擧し、これに一定の報酬をあたへてこれに關する一切の事務を處理せしめ、役員はまた輪番のこともあるのである。掛金は毎月あるひは隔月講會

の都度、これを割賦にて拂ひこむ、そしてこの無盡には賣買讓渡も許されてゐる。讓渡は當事者の意思表示だけで十分だとされてゐるけれども、ときとしては世話役の同意を経なければならぬ。また、あるばあいにおいては、普通の掛金の拂ひこみをさせる代りに利掛と稱して掛金の代りに一定の利子を拂ひこまして拂ひこみを完了させる方法もある。はじめから、これを許してゐるものもあるけれども、數回の拂込を得んがために組織するところの無盡のことである。

無盡の方法

一、無盡の目的 無盡の目的は何んであるかといふと、勤儉貯蓄および細民の相互救済にあるのであり、また時としては、共同購買共同生産をもその目的としてゐる。比較的富裕なるものは、投資のためにこれをなし、無資力なるものは、賃銀の一部を掛金としてこれをなし、抽籤または入札によつて一時に比較的多くの資金の貸出しをうけ、これをもつて新たに有利なる生産事業に運轉せんとするものであり、共同購買は、家具、衣服、農具等の購買のためにするものである。これを要するに、無盡はその方法の如何にかゝらず目的とするところは、ともに細民の相互救済の希望から出てゐるものといふことができるのである。

二、無盡の組織

ある町村の一部またはその町村をもつて範圍となし、有志者が相集つてから後、

これを許可することもある。

三、會席および會食 親無盡においては、講元または親の家にて相會することが普通とせられてゐる。また、親なし無盡においては、特定の會場をその都度定めることもある。また各自の家を順番に會席とすることも多い。しかし、實際上の便宜から會席を一定しておくことが多いやうである。そして會日には茶菓、または食料を具へて相互に歡談を交換する。この會食の性質は無盡の性質によつて異なるのであり、相互の親睦を目的とするものと單に會員の來會を促すためのものがあるのである。

四、會の期間、口數、一回の掛金 規模の大小、會の期間は普通二三年から十四五年程度であるが、極端なるものには一年から、五十年くらゐのものまでがある。講金額は、五十圓くらゐから四百圓までを普通とするけれども、中には一口五六千圓にのぼるものもある。また、會員は十人以上のものもあると同時に、數百人にのぼるものもある。各地方の財政習慣等によつて一定してゐない。しかしこれを概活的にいへば、一回の掛金が三圓以上十圓以下、一回の給付金五十圓以上三百圓未満、口數十以上五十以下、存続年限一年以上十年以下のものが、その數においても勢力

においても優勢であるとみられてゐる。

五、抽籤又は入札 親無盡においては第一回は普通抽籤も入札も行はず、たゞちに親が講金を受領し、第二回目から初めてこれを行ふのである。しかし親なし無盡においては第一回から抽籤もしくは入札を行ふ。抽籤の中もつとも普通なのは、振くちであり、入札の方法には次のごとき三ツの方法がある。

(イ) 講員の手取額につき入札せしむるもの。

(ロ) 掛金総額と手取金との差額につき入札せしむるもの。

(ハ) 割増金または利子につき入札せしむるもの。

六、抽籤または入札権者 普通一般的には、落札によつて講金を受領したるものを、空掛人と稱ししかしてそれ以外のものを實掛人といふのである。そして抽籤または入札することのできる者は實掛人に限定せられてゐる。けだし、空掛人は、一度無盡金を受領してゐるからである。また、ばあいによつては管理人は、抽籤もしくは入札権を有せず、掛金を怠納したものは、この権利を喪失する旨を規約することもある。講會日に缺席した者は、抽籤もしくは入札権を抛棄したものとせられるのが、普通である。

七、花くじおよび割引金 無盡契約には、また花圖もしくは割引金をなすものが多い。(イ)花圖これは一定の金額を掛金の總額中から除外して、これを人員に應じて差等する金額に区分し、抽籤によつて分配するものであつて一は掛金の減少をはかり、他は講員の缺席を少くし、講會に景氣を添へるものである。缺席者は、花圖をひく権利を抛棄したものとせられる。また、ばあいによつては前記の特別分配金を花圖と稱することもある。

割引金といふのも、この花圖に類似してゐるものであつて、掛金總額から一定額の金を引き去り、その引き去つた金額の幾分の一かを無盡講自體の収入としてとり、さらにその幾分の一かを無盡の積立金とし、その残餘を實掛人に平等に、また差等を預けて分配するものをいふのである。しかして、このばあい講員の出席と否にかゝらず當日掛金をなしたものはその分配に與る権利をあたへてゐるものもある。これらの花圖あるひは割引金は、地方によつては奨励金と稱せられるばあいもある。何故なれば、講員の出席をよくせんがためのものであるからである。

八、掌籤者又は落札者の擔保提供 講金の給付をうけたものは、これにたいして毎期掛戻金をなす

べき義務を負ひ、したがつて無盡の契約中には、これにたいする擔保に關する規約を挿入するのを一般とするのである。そして普通この種の擔保を分つて保證人および物品擔保の二者とする。無盡契約は、この二つの中、いづれをえらぶかは、當事者の自由にまかすものが多いのであるが、ばあいによつては、この點をあらかじめ規定してゐるものもある。

九、解散又は清算 無盡は次のやうなことがおこつたばあいには解散する。

- 一、目的の達成もしくは、達成することが不可能となつたとき、
- 二、講員の決議、
- 三、許可の取消、

一の目的を達成したばあいのことを無盡においては、満もしくは満講といふ。そしてこの満に達しないで解散したときには、無盡は清算をしなければならぬ。ばあいによつては解散後、何月以内に管理人もしくは清算人は清算をなすことを必要とすると、無盡契約中に規定してゐるものも多くある。清算人の清算事務については、講の財産の處分、債權の取立、債務の支拂、清算書の作成等の規約をなすのが通例であるけれども、詳細の點については、各々の間に相違がある

のである。

十、無盡契約の修正 無盡契約には、またその修正のばあいに関する規定を具定するものが多いのである。そして、普通無盡契約の修正については、次のごとき二つの要件を、そなへてゐなければならぬとせられてゐる。すなはち、講員全體、もしくは、何分の何以上の同意を得ること、および監督官廳の認可をうけることの二つである。

講の規約 今右のことを具體的に説明するために左に講の規約をかゝけてみる。

〇〇講規約

第一條 本講ハ〇〇講ト稱シ何々スルヲ以ツテ目的トス

第二條 本講ノ事務所ヲ何郡何村大字何第何番地ニオキ事務所ヲ以ツテ開講ノ場所ニ充ツ

但シ開講ノ場處ヲ變更セントスルトキハ警察署ノ認可ヲ得テソノ五日前管理人ヨリ各員ニ通知スルモノトス

第三條 本講ニ講員中ヨリ管理人何名ヲ置ク、管理人ハ本講ノ事務ヲ整理シ債權債務ニ關シ無限責任ヲ有ス但シ無報酬トス

第四條 管理人ノ任期ハ講會存續中トシ、若シ缺員ヲ生ジタルトキハ、講員中ヨリ選舉ス

第五條 管理人監督官署ヨリ更迭ヲ指示セラル、カ若クハ講會ニ關シテ議員空實掛人各半數以上ノ信用ヲ失フトキハ辭任シ、更ニ議員中ヨリ選舉ス

第六條 前二條ニ依リ當籤シタルモノハ監督署ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ管理人トシテノ責任ヲ有ス

第七條 本講ハ何十口ヲ以ツテ組織シ、一口ヲ金何百圓トシ、一口ニ對スル毎回ノ掛金ハ金何圓トス、(實空ノ掛金額又ハ毎回ノ掛金額ノ異ナルモノハ別表トスルモ可ナリ。)

第八條 本講ニ於テ實掛人ト稱スルハ未ダ講金ノ貸付ヲ受ケサル者ヲ云ヒ空掛人ト稱スルハ既ニ掛金ノ貸付ヲ受ケタルモノヲ云フ

第九條 本講ハ昭和何年何月何日 第一回ヲ開キ爾後何年何月何日ト何月何日ト兩度開帳シ昭和何年 月 日 第何十何回ヲ以ツテ滿會トシ休講又ハ延引スルコトナシ
但シ開講時刻ハ毎會日午前 時トス

第十條 本講ハ毎會實掛人ノ競争入札ヲ以ツテ割引額最多額ノモノニ講金ヲ貸渡スヘシ、若シ入札スルモノナキトキハ振閣抽籤ヲ以ツテ貸渡人ヲ定ム
但シ第一會ニ限リ入札及抽籤ノ方法ヲ用ヒス、前項ノ抽籤入札ニハ管理人並ニ當日掛金ヲナサ、ルモノ之ニ加ハルコトヲ得ス

第十一條 講金ハ開講當日持參スヘキモノトス

掛金持參者ニハ一口ニ付キ金何十錢ノ獎勵金ヲ附交ス

第十二條 開講當日出席者ニハ一口ニ付キ何十錢ニ相當ノ酒飲ヲ供ス

其ノ費用ハ何々ヨリ支出シ、尙ホ不足ヲ生スルトキハ議員平等ニ負擔スルモノトス

第十三條 本講ノ割引金ハ毎會ソノ何分ノ一ハ本講ノ收入トシ、何分ノ一ハ積立トシ、殘餘ハ之ヲ實空掛人ニ平等分配スルモノトス

但シ當日掛金ヲ怠リタルモノハ配當セス

第十四條 講金ニ付キ第十條一項ノ權利ヲ生シタルモノハ直チニ管理人ノ承認スル保證人二名ノ連帶債務證書又ハ時價十分ノ七以上ノ物件ヲ擔保トシテ提供スヘシ

前項ノ保證人信用ヲ失ヒタルトキ又ハ擔保物件原形ヲ變シ若クハ價額減退ヲ來シタルトキハ保證人ノ更迭又ハ擔保ノ増補ヲ爲スベキモノトス

講金借入ニ關スル費用、又ハ抵當權抹消等ニ要スルトコロノ費用ハ借入人ノ負擔トス

第十五條 前條第一項ノ手續ヲ了シタルトキハ講金ノ集否ニ拘ラス、管理人ニ於テ所定講金ヨリ割引金ヲ控除シタル殘金全部ヲ直チニ交付スルモノトス

第十六條 競争入札ニ於ケル落札人ニシテ其ノ開講ノ日ヨリ何日内ニソノ第十四條一項ノ手續キヲナサ、ルトキハ落札ノ權利ヲ二番札ニ讓ルモノトス

第十七條 議員ニシテ掛金ヲナサ、ルモノアルトキハ左ノ例ニ依ル

一 掛金ヲ延スルトキハ掛金十圓ニ付キ一日金何厘ノ利子ヲ付スヘシ、其ノ延滞何十日ニ及フモノハ退講シタルモノト看做ス

但シ此ノトキハ管理人ヨリ通知ヲ發スヘシ

二 實掛人退講シタルトキハ第一回ノ掛金ハ本講ノ所得トシ殘餘ハ管理人之ヲ保管シ滿講ノ際入會中ノ會員及び配當金ヲ控除シ利子ヲ附セスシテ返付ス

三 空掛人退講シタルトキハ期限ノ效力ヲ失ヒ、一時ニ其債務ヲ償還スヘシ

第十八條 本講ニ屬スル權利ノ讓渡ハ管理人ノ承諾ヲ受クルニ非ラサレハソノ效力ヲ生セス

第十九條 本講員死亡シタルトキハ、ソノ相續人當然ニ權利義務ヲ繼承スルモノトス

第二十條 本講規約ハ講員全部ノ決議ヲ得テ、監督署ノ認可ヲ受クルニ非ラサレハ加除訂正スルコトヲ得

第二一條 本講ハ空掛人及實掛人各三分ノ二以上ノ同意決議ニ依ルノ外解散スルコトナシ

但シ表決ニ付イテハ一口ヲ一人ト看做ス

第二二條 本講ハ講會取締規約九條ニ依リ認可ヲ取消サレタルトキハ解散スルモノトス

前項ノトキハ管理人ハ實掛者ニ對シ既往掛込ノ實額ヨリ經費及配當金ヲ控除シタルモノヲ一ヶ月内ニ償却シ又空掛人ニ對シテハ期間ノ利益ヲ失ハシムルコトヲ得

但シ認可取消ノ原因カ監理人ノ過失ニヨルトキハ、ソノ負擔ヲモツテ、實掛金償還年何朱ノ利子ヲ附シ

又實掛人ニ對シテハ期間ノ利益ヲ保留ス

實掛金償還二年何朱ノ利子ヲ付シ又空掛人ニ對シテハ期間ノ利益ヲ保留ス

第二三條 講會ノ解散又ハ期間満了ノ後二ヶ月内ニ管理人ハ清算書ヲ作り各講員ニ報告スヘシ

第二四條 本講ノ財産ハ管理人之ヲ保管シ現金ハ之ヲ何々銀行ニ預金スヘシ

但シ銀行ノ預金ハ管理人自己ノ預金ト之レヲ混同スルコトヲ得ス

前項ノ財産ハ滿講又ハ解散ノ際講員全部ニ分配スルモノトス

第二五條 本講ニハ左ノ帳簿書類ヲ具ヘ管理人之ヲ主管ス

一 講誌(創立時ヨリ滿講迄ノ事項ヲ記入シ沿革ヲ明カニス)

二 收入計算表(複雑ナル講ニ限り具ヘオカシムルコト)

三 金錢出納明細帳

四 規約原本並債權

五 領收書ソノ他書類編綴

第二六條 講員ハ何時ニテモ管理人立會ノ上前條ノ帳簿書類ヲ閲覧スルコトヲ得

第二七條 本講ハ一人ニテ數口ヲ所有スルコトヲ得

第二八條 訴訟ニ關シテハ管理人本講ヲ代表シ本講ノ事務所々在地ヲ管轄スル裁判所ヲ以ツテソノ裁判籍トス

第二九條 本講員ハ本規約ヲ遵守スルコトヲ證スル爲左ニ署名捺印ス

年 月 日

管理 人
同 講 員

何 何 何

某 某 某

相互無盡と營利無盡の區別 前にも述べたやうに、相互無盡と營利無盡とは嚴格に區別しなければならぬ。相互無盡は營利を目的とせず近親相互の間において相互救済の目的をもつて無盡の行爲を營むものにして政府はこれにたいして法律上何等の取締をなさず、たゞ各府縣において府縣令をもつてその取締を示してゐるにすぎない。全國三府四十三縣の中、この取締規則の存してゐないものも十數ヶ所あり、その取締方針も縣によつて相違して居るが、今左に、其の一例として群馬縣における講會取締規則を示してみやう。

講會取締規則 (群馬縣の例)

- 第一條** 本則ニ於テ講會ト稱スルハ頼母子講融通講其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハス一定ノ會員ヲ有シ抽籤又ハ入札其ノ他之ニ類似ノ方法ヲ以テ會員ニ金錢其ノ他有價物ノ給付ヲ爲スモノヲ謂フ
- 第二條** 講會ハ祭祀慈善救済等ノ目的ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ組織スルコトヲ得ス
- 第三條** 本則ハ無盡業法及有價證券割賦販賣業法ニ依ルモノ並左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ之ヲ適用セス
- 一 親族間ニ於テ行フモノ
 - 二 公務所ノ公務員間ニ於テ行フモノ

三 同一會社ノ社員又ハ事務員相互間及同一商店ノ店員間ニ於テ行フモノ

第四條 講會ヲ組織セントスルモノハ本縣ノ内ニ事務所ヲ置キ管理人ヲ定ムヘシ管理人ハ其ノ本籍、住所職業、氏名、生年月日及會員募集區域ヲ明記シタル願書ニ規約書ヲ添ヘ知事ノ許可ヲ受クヘシ前項許可事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第五條 規約書ニハ左ノ事項ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一 名稱
- 二 目的
- 三 事務所ノ位置
- 四 管理人ノ住所氏名
- 五 存続期間
- 六 開會定日
- 七 總口數並一口ノ掛金品額(物品ニ付テハ品質數量價額)
- 八 抽籤又ハ入札其ノ他給付決定ノ方法並入札最低金額
- 九 給付済ノ後掛金ノ割増アルモノニ在リテハ其ノ割合
- 十 經費收支計算
- 十一 花籤又ハ配當金割戻金等ノ處理ニ關スル事項
- 十二 掛金品ノ取立方法

- 十三 管理人ノ責任ニ關スル事項
 十四 保證又ハ擔保ニ關スル事項
 十五 掛金品又ハ擔保物件ノ保管方法
 十六 掛金品延滞ノ場合ニ於ケル違約金又ハ延滞利子ニ關スル事項
 十七 會員死亡、脫退等ニ伴フ缺口ノ處理ニ關スル事項
 十八 會員ノ權利義務讓渡ニ關スル事項
 十九 創立費及其ノ支辨方法
 二十 報酬又ハ手當等ヲ給スルモノアルトキハ受給者ノ種別及其ノ金額
 二十一 計算報告ニ關スル事項
 二十二 解散ニ關スル事項
 二十三 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第六條 第四條ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ三ヶ月以内ニ講會設立セサルトキハ許可ノ効力ヲ失フ
- 第七條 講會ノ存続期間ハ三ケ年ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第八條 講會ノ組織完成シタルトキハ管理人ヨリ左記事項ヲ具シ(正副二通)知事ニ届出ツヘシ
 一 講會加入者ノ住所、氏名、生年月日、持口數並一回ノ掛金品額
 二 講會開會ノ日時及場所
- 第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ講會管理人タルコトヲ得ス

- 一 未青年者並法人
 二 禁治産者及準禁治産者
 三 破産ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者
 四 懲役以上ノ刑ニ處セラレタルモノ
- 第十條 管理人ノ住所、氏名ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
- 第十一條 管理人ハ第一號様式ノ會員名簿第二號様式ノ掛金簿、第三號様式ノ收支計算簿ヲ備ヘ會員ノ異動及金品ノ收支ヲ明ニスヘシ
 前項ノ帳簿及關係書類ハ事務所ニ備ヘ置キ清算決了後七ケ年間之ヲ保存スヘシ
- 第十二條 當該官吏ニ於テ必要ト認メタルトキハ前條ノ帳簿書類ノ提出ヲ命シ又ハ事務所若ハ開會ノ場所ニ臨檢スルコトヲ得
- 第十三條 會員募集ニ關シ虚偽ノ手段ヲ用ヒ又ハ加入ヲ強要スルコトヲ得ス
- 第十四條 警察官吏ヲ除クノ外講會取締事務ニ従事スル官吏ニハ第四號様式ノ證票ヲ携帯セシム
- 第十五條 講會ノ存続期間決了前ニ之ヲ解散セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ
- 第十六條 講會存続期間満了シ又ハ解散ノ許可アリタルトキ若ハ講會ノ廢止ヲ命セラレタルトキハ管理人ニ於テ其ノ收支ヲ決算シ七日以内ニ清算書ヲ知事ニ提出スヘシ
- 第十七條 本則ニ違背シ又ハ公安ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ講會ノ廢止ヲ命シ若ハ其ノ他許可事項ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第四條ノ許可ヲ受ケスシテ講會ヲ開催シタル者

二 第十一條、第十三條ニ違反シタル者

三 第十七條ノ命令ニ遵ハサル者

四 第十二條ノ書類ノ提出又ハ臨檢ヲ拒ミタル者

五 第十五條ノ許可ヲ受ケスシテ講會ヲ解散シタル者

六 第八條、第十條、第十六條ノ届出若ハ提出ヲ怠リタル者

第十九條 本則ニ依リ知事ニ差出スヘキ書類ハ事務所々在地ノ所轄警察署ヲ經由スヘシ

附 則

第二十條 本令施行前認可ヲ得現ニ存続中ノ講會ハ本則ニ依リ許可ヲ得タルモノト看做ス、前項ノ講會ハ

本則第八條ノ書類ニ規約ヲ添ヘ本令施行ノ日ヨリ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

右の講會取締規則は各府縣によつて多少の相違はあるけれども、大體において右のものと大同少異で、これによつてみるも、親族間に行ふもの、公務所の公務員相互、同一會社または同一店の店員相互間に行ふものなどこれら近親の間において行ふ無盡は、いはゆる無盡本來の性質に適合してゐる相互救済無盡であるから絶対不干渉主義をとつてゐる。さらにすゝんで同一部落の者

の間、近親者の間、友人間、又は同業者間等の以上第一のものよりも範圍の廣い者における相互救済無盡については、届出主義をとつてゐる。すなはち、これによつてみるも無盡本來の目的である近親間の相互救済的無盡にたいしては政府は不干渉主義をとつてゐるのである。

これをもつてみるも、無盡が、本來相互救済的の經濟機關であるといふ事が立證される。しかるにこの相互救済的の機關を、自己の計算において營利的に營まんとする個人あるいは會社があらはれてきたので、これらの營業者を取締る法律が必要となり、これがため、規定されたのがすなはち無盡業法なのである。(大正四年六月發布の無盡業法(昭和六年改正)條文は後に示す)

こゝに、厄介なものは、この二つの相互救済無盡を装つてゐる營利無盡業者すなはち彼等は相互救済無盡が法律上何等の制裁をうけてゐないことを奇貨とし、この制度上の不備に乗じて相互救済無盡を装つて無盡業法の適用をのがれ、脱法行爲をなしながら、無盡を營利としてゐる輩である。すなはち無盡業者が呼んでゐる私人無盡である。しかしながら、相互救済無盡の全部がすなはち業者のいはゆる私人無盡なりといふことは、人を強ふの甚しいものであつて、相互救済無盡はどこまでもそれであつて、決して脱法的私人無盡ではない。もつとも憎むべきものは、この

相互救済的の無盡を装つてゐる脱法的營利無盡業者であることを考へねばならない。すなはち、相互救済の無盡、相互救済的の講會、脱法的營利私人無盡とは明らかに區別する必要がある。かかるにもかゝらず、營利無盡業者および、それらの御用をつとめる一部の學者は、無盡業法に依らない相互救済無盡を全部脱法無盡なりといつてゐるがごときは、自己の非を掩はんとするものにして、あだかも耳を掩ふて鈴を盗むの類に等しいといふべきである。

くりかへしていふがごとく、相互救済は無盡の本來の性質であつて、これを營利化することは、これは無盡の本體ではなく、獎勵すべきことは相互救済無盡であつて、嚴格に取締る必要があるのは、これをもつて自己の營利の資とする營利無盡こそその取締りの必要があるのである。故にこそ營利無盡は大藏大臣の認可主義をとつてゐる。

營利無盡の方法 營利無盡の方法は前にのべた相互救済無盡を營利化したものであつて、別に相互救済無盡と變つたところはない。今左に一無盡會社の掛金表および約款を示せば左のとほりである。

紙 印		無 盡 契 約 書	
一金	圓也 (給付金額)	無 盡 壹 口	圓 會
一、無 盡 種 別	種 類	組	
一、抽籤又ハ入札期日及掛金拂込期日時	毎 月		
一、給付金額、口數、回數、掛金額、抽籤入札ノ順次	下 記 記 載 ノ 通		
一、掛金拂込期間	自 至		
一、掛金拂込場所	何々無盡株式會社營業所		
拙者裏面無盡契約約款承認ノ上右之如ク契約締結致候也			
住 所	職 業	契 約 者 氏 名	捺 印
何々無盡株式會社御中			

- 第一條** 加入者ノ權利義務ハ加入申込者カ本會社ト無盡契約證書ノ作成ヲ終リタル時ヨリ發生スルモノトス
- 第二條** 毎回ノ掛金額其拂込場所拂込期限及抽籤入札ノ執行期日並ニ場所ハ無盡契約證書ノ定ムル所ニ據ル
- 第三條** 各種無盡ノ掛金ハ拂込期日迄ニ所定ノ場所ニ拂込ムヘシ、拂込ヲ怠リタル加入者ニ對シテハ營業者適宜ノ方法ニ依リ取立ツルモノトス
- 第四條** 營業者カ契約金給付ノ順位ヲ定ムル方法ハ本條以下規定スル所ニ從ヒ之ヲ爲ス
本契約々款ニ於テ契約金給付ノ時期ニ付特ニ規定セサル場合契約金給付ノ時期ハ總テ契約金給付ニ關スル手續完了ノ時ヲ以テスルモノトス
- 第五條** 抽籤ノ方法ハ抽籤權ヲ有スル口數ニ一ヲ加ヘタル球籤（順位番號ヲ記載シタル球籤）ヲ席上ニ備ヘアル抽籤器ニ收メ之ヲ數回廻轉混亂セシメタル上適宜加入者ヲシテ一口宛抽籤セシメ殘籤ノ次位番號ノ籤ヲ引キ當テタル口ヲ以テ當籤ト定ム若シ其ノ殘籤カ終番號ナル時ハ一番ノ籤ヲ引キ當テタル口ヲ以テ當籤トス當日缺席シ他ニ抽籤ヲ委任セサリシ抽籤權アル加入者ノ抽籤ハ他ノ出席加入者ヲシテ代理抽籤セシメ若シ抽籤權アル加入者一人モ出席セサル時ハ營業者ニ於テ便宜前項ノ方法ニ據リ抽籤ヲ行ヒ當籤

無盡契約々款

〇〇無盡會社

掛 金 表

種 類	自一回至十回	自十二回至十六回	自十七回至廿一回	自廿二回至廿九回	自三十回至三十四回	自卅五回至卅九回	自卅十回至卅四回	自卅五回至卅九回	
金掛ノ前付給	一八、〇〇〇 一六、〇〇〇 一四、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一六、〇〇〇 一四、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一四、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇
金掛ノ後付給	一六、五〇〇 一六、〇〇〇 一五、五〇〇 一五、〇〇〇 一四、五〇〇 一四、〇〇〇 一三、五〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一六、〇〇〇 一五、〇〇〇 一四、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一五、〇〇〇 一四、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一五、〇〇〇 一四、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一四、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇	一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇 一三、〇〇〇

初回五回十回十五回二十回ハ抽籤其他ハ全部入札掛金獎勵金ハ各會共千圓會ニ付二圓ノ割合

者ヲ定ム

前項ノ場合ハ營業者ハ其ノ當籤者ニ當日ヨリ三日以内ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

第六條

入札方法ハ入札權アル加入者中希望者ヲシテ其ノ氏名及入札手取金額ヲ記載シタル一定ノ入札用紙ヲ席上ニ備ヘアル入札箱ニ投入セシメ全部ノ投入ヲ終リタル上加入者ノ立會ヲ以テ開札シ最低手取金額ノ入札ヲ以テ落札者ト定ム

入札手取金額ニ錢位未滿ノ端數ヲ付シタル場合ハ其ノ錢位未滿ノ端數ヲ無効トス

同一最低手取金額ノ入札二口以上アリタル時ハ其ノ同額者間ノミニ抽籤（抽籤ハ前條ノ方法ニ準シ）ヲ以テ其ノ當籤者ヲ落札ト定ム

入札權アル加入者カ出席シ能ハサル時ハ代理人又ハ郵便ヲ以テ其權利ヲ行フコトヲ得全部郵便入札ノ場合ニ於テハ營業者ニ於テ之ヲ開札シ落札者ヲ定ム

郵便入札者落札シタル場合ハ營業者ハ其ノ落札者ニ當日ヨリ三日以内ニ其旨ヲ通知スルモノトス

入札ノ同日ニ於テ入札希望者ナキ時ハ抽籤ノ方法ニ依リ給付ノ順位ヲ定ム

第七條

左ノ各號ノ一ニ該當スル入札ハ之ヲ無効トス

一、入札手取金額又ハ氏名不明ナル入札

二、契約給付金額超過又ハ制限手取金額未滿ノ入札

第八條

當該回ニ於ケル抽籤又ハ入札ノ權アル加入者カ一口トナリタル場合ハ其加入者ノ出席ノ有無ヲ問ハス之ヲ當籤又ハ落札者ト看做シ契約金ノ給付ヲ爲ス缺席ノ場合ニハ當日ヨリ三日以内ニ其旨ヲ通知ス

ルモノトス

第九條

左ノ各號ノ一ニ該當スル加入者ハ抽籤入札ノ數ニ加ハルコトヲ得サルモノトス

一、當籤又ハ落札シ未ダ契約金ノ給付手續完了セサル口

二、該回迄ノ當掛金拂込ヲ爲サ、ル口

三、既往當籤又ハ落札シタルモ加入者カ當該回ニ於ケル契約金ノ給付ヲ受ケル事ノ權利ヲ拋棄シタル口

四、既往當籤又ハ落札シタルモ其ノ加入者カ連帶債務者ヲ立テス又ハ擔保物ヲ提供セサリシ爲當該回ニ於ケル契約金ノ給付ヲ受ケ得サリシ口

五、既往當籤又ハ落札シタルモ加入者ノ連帶債務者又ハ擔保物ヲ營業者カ承認セサリシ爲當該回ニ於ケル契約金ノ給付ヲ爲サ、リシ口

第十條

當籤者又ハ落札者カ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ抽籤ノ場合ニアリテハ次位番號ノ籤ヲ引キ當テタル口ヲ以テ當籤者ト定メ入札ノ場合ニアリテハ次ノ最低手取金額ノ入札（同一最低手取金額ノ入札二口以上アリテ抽籤ヲ用ヒタル場合ニ在リテハ次位番號ノ口）ヲ以テ落札者ト定ム

但入札ノ場合ニ於ケル其ノ前者ト後者トノ入札差金ノ差額ハ之ヲ前者ニ辨償セシム是等給付順位者ニシテ尙左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ順位此方法ヲ繰返シ契約金給付ノ順位ヲ定ム

一、當該回ノ契約金ノ給付ヲ受クルコトノ權利ヲ拋棄シタルトキ但次回開會日ノ十日前迄ニ營業者ニ對シ其旨ヲ表示スルニアラサレハ權利ノ拋棄者ト看做ス

二、次回開會日ノ十日前迄ニ連帶債務者ヲ立テス又ハ擔保物ヲ提供セサリシトキ

三、連帶債務者又ハ擔保物ヲ營業者ニ於テ承認セザリシ時但營業者カ連帶債務者又ハ擔保物ヲ承認セザル時ハ次回開會十日前途ニ其ノ旨ヲ加入者ニ表示スルモノトス

第十一條 入札ノ場合ニ於ケル最低手取金額ハ各種無盡共契約給付金額ノ七割ヲ以テ入札ノ最低手取金額トス

第十二條 入札ノ場合ニ於ケル契約給付金額ト入札手取金額トノ差額ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル加入口ヲ除キ其ノ他ノ加入口（給付未済口ノ缺口ヲ含ム）ニ對シ平等ニ次回ニ於テ分配シ其ノ掛金ニ充當スルモノトス

一、給付済口ノ缺口

二、既ニ當籤ニ依リ契約金ノ給付ヲ受ケタル口

三、當該回ノ落札口

四、當該回迄ノ掛金拂込ヲ爲ササル口

五、第十條末尾ノ各號ニ該當スル口

給付未済口ノ欠口ニ對スル入札差金ノ分配金及解約者ヲシテ返戻セシメタル入札差金ノ分配金ハ欠口補充ノ加入者ニ其欠口分ヲ契約金給付ノ時支給ス若シ欠口ノ儘終回ニ至リタル時ハ其欠口分ノ分配金ハ終回ニ於テ當會社ノ所得トス入札金分配ノ際生シタル錢位未滿ノ端金ハ之ヲ當會社ノ所得トス

第十三條 當籤者又ハ落札者ニシテ契約金ノ給付ヲ受ケントスル加入者ニ對シテハ左記各號中營業者ニ於テ適當ナリト認ムルモノヲ選擇シ其ノ當選又ハ落札ノ次回ヨリ終回迄拂込ムヘキ掛金ニ對シ保證又ハ擔

保物ヲ提供セシムルモノトス

一、連帶債務者二名以上ヲタツルコト

二、不動産有價證券又ハ動産ヲ擔保トシテ提供スル事右擔保物件ノ時價カ加入者ノ爾後ニ拂込ムヘキ掛金額ノ四分ノ三以下ニ低落シタル時又ハ連帶債務者カ死亡隱居失踪シ又ハ破産ノ宣告ヲ申立テラレタルトキハ増擔保又ハ連帶債務者ノ増加ヲ爲サシムルモノトス

第十四條 加入者カ期日マテニ掛金ノ拂込ヲ爲ササル時ハ其ノ期日ヨリ拂込ノ當日マテ掛金百圓ニ付日歩五錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ徵收スルモノトス

第十五條 各種無盡加入者ニシテ毎開會日時マテニ掛金ヲ拂込ミタル口ニハ毎回左ノ割合ニ依リ獎勵金ヲ給ス甲種イ組二百圓會金二十錢、乙種ち組貳百圓會金五十錢、五百圓會金壹圓、千圓會金貳圓、貳千圓會金四圓、參千圓會金六圓但シ甲種ち組は組ノ各會ニ對シテハ此限リニアラス

第十六條 乙種無盡ニ於テハ左ノ割合ヲ以テ獎勵金並ニ入札差金配當額ヲ併セ左記保證額ニ達セサルトキハ當會社ニ於テ其不足額ヲ補給スルモノトス（ち組貳百圓會金四拾圓拾錢）（ち組五百圓會金壹百圓四拾錢）（ち組壹千圓會金貳百圓七拾錢）（り組五百圓會金壹百五拾五圓）（り組壹千圓會金參百拾圓）

第十七條 加入者カ無盡契約ヲ解除セントスル時ハ左ノ方法ニ據リ處分スルモノトス

一、既ニ契約金給付ヲ受ケタル加入者ハ掛金分割拂込期限ノ利益ヲ失ヒ爾後ニ於ケル掛金全額ヲ其ノ解約ノ時拂込ムヘキモノトス

二、未タ契約金給付ヲ受ケサル加入者ハ其ノ拂込掛金ノ内ヨリ契約給付金百圓ニ付金貳圓ノ割合ヲ以テ
スル解約手数料ト既往分配シタル入札差金及掛金獎勵金トヲ差引キタル殘額ヲ其ノ會ノ終同ニ無利子
ヲ以テ拂戻スモノトス

第十八條 加入者カ二回以上掛金ノ拂込ヲ怠リタル時ハ解約者ト見做シ既ニ契約金ノ給付ヲ受ケタル加入
者ハ前條第一號ニ未タ契約金ノ給付ヲ受ケサル加入者ハ前條第二號ニ準シ處分スルコトヲ得

第十九條 加入者ノ無盡契約ニ基ク權利義務ノ讓渡變更ハ總テ本會社ノ承認ヲ受クルニアラサレハ之ヲ以
テ當會社ニ對抗スルコトヲ得ス

營利無盡の取締規定 營業無盡の取締に關しては、前にものべたやうに、無盡業法によつ
て取締を行つてゐるが、昭和六年第五十九議會において改正された新無盡業法をせば左のとほ
りである。

無 盡 業 法

(昭和六年改正)

第一條 本法ニ於テ無盡ト稱スルハ一定ノ口數ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ拂込マシメ一口毎ニ抽籤
入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ對シ金錢ノ給付ヲ爲スヲ謂フ無盡類似ノ方法ニ依リ金錢又ハ有價
證券ノ給付ヲ爲スモノ亦同シ但シ賭博又ハ富籤ニ類似スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條 無盡ハ營業トシテ之ヲ爲ストキハ之ヲ商行爲トス

第三條 無盡業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

前項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ定款事業方法ヲ記載シタル書面及無盡契約約款ヲ添附シ之ヲ主
務大臣ニ提出スヘシ

第四條 無盡業ハ資本金三萬圓以上ニシテ拂込金額一萬五千圓以上ノ株式會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ
得ス

第五條 無盡會社ハ其ノ商號中ニ無盡ナル文字ヲ用フヘシ

無盡會社ニ非サルモノハ其ノ商號中ニ無盡ヲ業トスル者タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

第六條 無盡會社ハ他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス

第七條 無盡會社ノ營業區域ハ道府縣ノ區域内ニ於テ之ヲ定メ定款中ニ記載スヘシ

第八條 無盡會社ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一、定款ヲ變更セントスルトキ

二、事業方法又ハ無盡契約約款ヲ變更セントスルトキ

三、出張所又ハ代理店ヲ設置セントスルトキ

四、本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更セムトスルトキ

第九條 無盡會社ハ代理店主ヲシテ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營業所又ハ副代理
店ヲ設ケシムルコトヲ得ス

無盡會社ノ代理店主ハ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營業所又ハ副代理店ヲ設クル

コトヲ得ス

第十條 無盡會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ス

- 一、國債地方債其ノ他特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券又ハ株式ノ買入
- 二、前號ノ有價證券又ハ不動産ヲ擔保トスル貸付
- 三、掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル金額ヲ限度トスル貸付
- 四、掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル金額ヲ超過シ契約給付金額ヲ限度トスル貸付
- 五、銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金前項第四號ノ規定ニ依ル貸付金總額ハ拂込資本金及諸準備金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條 無盡會社カ會社財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ無盡契約ニ基ク會社ノ債務ニ付各取締役ハ連帶シテ其ノ辨償ノ責ニ任ス

前項ノ責任ハ取締役ノ退任登記前ノ債務ニ付退任登記後二年間仍存續ス

第十二條 無盡會社並ニ其ノ取締役監査役使用人及代理店主ハ何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス自己ノ計算ニ於テ其ノ會社ト無盡契約ヲ爲スコトヲ得ス

第十三條 無盡會社ハ無盡ノ缺口又ハ掛金ノ拂込ヲ爲ササル者アル場合ト雖モ第一回ノ抽籤入札其ノ他類似ノ方法ヲ行ヒタル後ハ掛金者ノ不利益ニ給付ヲ變更シ又ハ掛金額ヲ増加スルコトヲ得ス

第十四條 無盡會社ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第十五條 無盡會社ノ營業年度ハ一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トス

第十六條 無盡會社ハ營業年度毎ニ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

第十七條 無盡會社ハ營業年度毎ニ主務大臣ノ定ムル様式ニ依リ貸借對照表ヲ作成シ新聞紙ニ依リ之ヲ公告スヘシ

第十八條 無盡會社ノ監査役ハ無盡會社ノ業務及財産ノ狀況ニ關スル調査ノ結果ヲ記載シタル監査書ヲ每營業年度一回作成シテ之ヲ本店ニ備ヘ置クヘシ

第十九條 無盡會社ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人カ他ノ會社ノ常務ニ從事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條 掛金者ハ無盡會社ニ對シ其ノ加入シタル無盡ノ掛金者五分ノ一以上ノ同意ヲ以テ其ノ加入シタル無盡ニ關シ命令ノ定ムル事項ニ付説明書ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二十一條 無盡會社ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第二十二條 主務大臣ハ何時ニテモ無盡會社ヲシテ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ監査書其ノ他ノ書類帳簿ヲ提出セシムルコトヲ得

第二十三條 主務大臣ハ何時ニテモ無盡會社ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ無盡會社ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ事業方法若ハ無盡契約約款ノ變更、業務ノ停止又ハ財産ノ供託ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 無盡會社カ法令定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ

主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役監査役ノ改任ヲ命シ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十六條 主務大臣ハ業務ノ停止ヲ命セラレタル無盡會社ニ對シ其ノ整理ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十七條 無盡業ノ廢止又ハ無盡會社ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セズ

第二十八條 無盡會社カ其ノ目的ヲ變更シ他ノ業務ヲ營ム會社トシテ存続スル場合ニ於テハ無盡會社ニ關スル事務ヲ管理スル主務大臣ハ其ノ會社カ掛金者ニ對スル債務ヲ完済スルニ至ル迄財産ノ供託ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得合併ニ依リ無盡會社ニ非サル會社カ無盡會社ノ掛金者ニ對スル債務ヲ承繼シタル場合亦同シ

第二十二條及第二十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 無盡會社カ營業ノ免許ヲ取消サレタルトキハ之ニ因リテ解散ス

前項ノ場合ニ於テ清算人ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ裁判所之ヲ選任ス其ノ清算人ノ解任亦同シ

第三十條 前條ノ場合ヲ除クノ外裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ清算人ヲ解任シタルトキハ裁判所ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第三十一條 裁判所ハ無盡會社ノ清算事務及財産ノ狀況ヲ検査シ財産ノ供託ヲ命シ其ノ他清算ノ監督ニ必

要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 無盡會社ノ清算破産又ハ強制和議ノ場合ニ於テ裁判所ハ無盡會社ノ検査監督ニ從事スル官吏ニ對シ意見ヲ求メ又ハ検査若ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

第三十三條 無盡會社ノ清算破産又ハ強制和議ノ場合ニ於テ無盡會社ノ検査監督ニ從事スル官吏ハ裁判所ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第三十四條 無盡管理會社ハ其ノ管理スル無盡ノ掛金ノ拂込ナキ場合ニ於テ掛金者ニ代リ掛金ノ拂込ヲ爲ス責ニ任ス

第三十五條 無盡管理會社ハ其ノ管理スル無盡ノ加入者ニ代リ掛金ノ拂込及給付金ノ支拂ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

掛金ノ拂込又ハ給付金ノ支拂ニ關スル訴訟ニ於テハ無盡管理會社ハ原告又ハ被告ト爲ルコトヲ得

第三十六條 主務大臣ノ免許ヲ受ケスシテ無盡業ヲ營ミタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 左ノ場合ニ於テハ取締役監査役支配人又ハ清算人ヲ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、業務報告書又ハ監査書ノ不實ノ記載虛偽ノ公告其ノ他ノ方法ニ依リ官廳又ハ公衆ヲ欺罔シタルトキ

二、本法ニ依ル検査ニ際シ帳簿書類ノ隱蔽不實ノ申立其ノ他ノ方法ニ依リ検査ヲ妨ケタルトキ

第三十八條 左ノ場合ニ於テハ取締役監査役支配人代理店主代理店主法人ナルトキハ其ノ業務執行スル社員取締役其ノ他法人ノ代表者又ハ清算人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス但シ其ノ行爲ニ付刑ヲ科スヘ

キトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一、第六條第八條第九條第十條第十三條第十四條第十七條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二、第七條ノ規定ニ依リ定メタル營業區域外ニ於テ營業ヲ爲シタルトキ
- 三、無盡會社カ第十二條ノ規定ニ違反シタルトキ
- 四、正當ノ理由ナクシテ第二十條ノ説明書ノ交付ヲ拒ミ又ハ之ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタルトキ
- 五、本法ニ依リ無盡會社ニ備ヘ置クヘキ書類ノ備附若ハ主務大臣ニ提出スヘキ書類ノ提出ヲ怠リ之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ之ニ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ
- 六、第二十四條第二十五條第二十八條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ主務大臣又ハ裁判所ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ
- 七、本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

第三十九條 第十二條ノ規定ニ違反シタル取締役監査役使用人又ハ代理店主(代理店主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員取締役其ノ他法人ノ代表者)ハ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ無盡會社ノ取締役及監査役ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十條 第五條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

第四十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ定メタル過料ニ之ヲ準用ス

第四十二條 本法中主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十三條 本法中無盡會社並ニ其ノ取締役監査役支配人使用人清算人及代理店主ニ關スル規定ハ無盡管理會社並ニ其ノ取締役監査役支配人使用人清算人及代理店主ニ關スル規定ハ無盡管理業ニ之ヲ準用ス

附 則

第四十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五條 従前ノ規定ニ依リテ免許ヲ受ケタル株式会社以外ノ無盡業者ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法施行後五年ヲ限リ仍其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得

本法中無盡會社ニ關スル規定ハ前項ノ無盡業者ニ之ヲ準用ス

第四十六條 従前ノ規定ニ依リテ免許ヲ受ケタル無盡業者ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノニ付テハ第四條ノ改正規定ニ依リテ免許ヲ受ケタル無盡業者ニシテ前條ノ期限迄ニ第四條ノ改正規定ノ要件

ヲ具備セサルモノカ其ノ期限迄ニ爲シタル無盡契約ニ付テハ之カ完了ニ至ル迄其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ無盡業者カ前項ノ場合ニ於テ無盡業ヲ營ミタルトキハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十八條 従前ノ規定ニ依リテ免許ヲ受ケタル無盡業者ノ本法施行ノ際現ニ有スル本店及支店以外ノ營業所又ハ代理店ハ本法施行後一年內ニ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ存續スルコトヲ得ス

前項ノ認可申請書ハ本法施行後三月内ニ主務大臣ニ提出スヘシ

第四十九條 本法施行ノ際現ニ無盡會社ノ常務ニ従事スル取締役又ハ支配人ニシテ他ノ會社ノ常務ニ従事スル者ハ本法施行後一年ヲ限り主務大臣ノ認可ヲ受ケスシテ引續キ其ノ會社ノ常務ニ従事スルコトヲ得

第五十條 第四十五條第一項ノ無盡業者ニシテ會社ニ非サルモノノ業務廢止ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五十一條 本法中取締役ニ關スル規定ハ第四十五條第一項ノ無盡業者ニ付テハ其ノ營業主(營業主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員)ニ之ヲ準用ス

第五十二條 従前ノ第三十一條第一項又ハ第三十二條ノ無盡業者ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第五十三條 非訟事件手続法第百三十六條第百三十七條及第百三十八條ノ二中「銀行」ヲ「銀行又ハ無盡業者ハ無盡管理業ヲ營ム會社」ニ改ム

次に營利無盡の取締に關する主なる要點をあげてみると次の通りである。

一、主務大臣の免許を要する 無盡を營利として營む者は、すなはち純然たる營業無盡であると管理營業無盡とにかゝはらず、主務大臣すなはち大藏大臣の免許をうけなければこれを營むことはできない。これは銀行および信託會社と同じであつて、相互救済無盡のごとく、たんに地方長官

の許可あるひは届出を要するにすぎないものとは、大いに選を異にするのである。そして、またその免許數も大藏省の通牒によつて大體規定されてをり人口二十萬人について一業者の割とされてゐる。

二、營利無盡業者の制限 無盡の營業は、大藏省の省議によつて、個人には免許しない。改正の業法によれば、株式會社に限られることとなつた。そして株式會社もその資本金は總額三萬圓、拂込一萬五千圓を下ることを得ないことになつてゐるが、現在省議では十萬圓以上に制限されてゐる。そして業法によつて他の業務を營むことを禁ぜられてゐる。營利無盡業者は、必らずその商號中に、無盡なる文字を用ひなければならぬし、したがつて他の業者にあらざるものは、これを用ふることを禁ぜられてゐる。その他、營業區域は道府縣内にかぎられてはゐるけれども、なるべく實際上必要の區域にとゞめ、その擴張も一定の條件を設け、出来るだけ多く許可しないこととし、出張所や代理店を設置するばあい、または本店その他の營業所の位置を變更せんとするときは、主務大臣の認可をうけなければならぬのである。

三、業務上の禁止事項 無盡の營業者は、以上のほか、大藏省の通牒によつて次のとき業務上の

禁止事項がある。

イ、入札と最低手取金額は、七割以上でなければならない。

ロ、入札差金の中、業者の取得することのできるものは、二割以下でなければならない。

ハ、無盡の存続が期間永久のものは認可しない。

ニ、花籤は絶対に禁止する。

四、加入者保護規定 無盡業法の立法精神が悪質なる業者の取締規定であることは、すでに述べたところである。しかして、加入者を直接ではなく、間接ではあるけれども保護する規定としては次のごときものがある。

イ、会社の合併、資本金、営業所、事業方法、無盡契約々款および定款の変更は認可事項とし

て主務大臣すなはち大藏大臣の認可を経なければならない。

ロ、会社組織の変更は、届出事項として大藏大臣へ、重役の異動、支拂の停止、事業の廢止、解散、破産、限諾契約の認可およびその効力の喪失および代理店の設置または廢止のばあいは、地方長官へ届けいでなければならない。

ハ、報告事項としては次の如きものがある。

(一) 無盡會社の監査役は、無盡會社の業務および財産の状況に關する調査の結果を記載したる監査書を毎營業年度一回作成してこれを本店に備へおかねばならない。

(二) 每營業年度の事業報告書を作成して主務大臣に提出せねばならないし、貸借對照表を作成してこれを新聞に公告しなければならない。

二、また加入者の権利としては、業法により業者にたいし、その加入してゐる無盡の掛金者の五分の一以上の同意を得れば、その加入してゐる無盡に關し、命令の定むる事項につき説明書の公布を請求することができるのである。そしてもしこの公布を拒み、あるいは虚偽の記載をしたばあには監査役は科料に處せられるのである。

五、營業に關する制限 加入者を保護する直接の規定として、業者の營業に關して次のごとき制限を附してゐる。すなはち、業法によつて營業資金の運用は、(一)國庫證券、地方債證券、その他特別の法令により設定した會社の債券または株券の買入、(二)以上の有價證券または不動産を擔保とする貸付、(三)掛金者にたいし既に拂込みたる金額を限度とする貸付、(四)掛金者にたいし

既に拂込みたる金額を超過し契約給付金額を限度とする貸付、(五)銀行への預け金または郵便貯金に限られてゐる。

その他、無盡業者および使用人、無盡會社の取締役、監査役、代理店主は何人の名義をもつてしても自己の計算をもつて、その會社と無盡契約をなすことはできないのである。すなはち、この規定によつて、業者の幽霊加入幽霊入札を防がんとしてゐるものなのである。

六、無盡營業者の義務 (一)無盡の缺口または掛金の拂込をなさない者があるばあいにおいても、

第一回の抽籤入札その他の類似の方法を行つてしまつてからは、掛金者の不利益に給付を變更し、または、掛金額を増加することは出来ないし、(二)無盡株式會社が、會社の財産をもつてその債務を完済することが出来ないやうになつたばあいには、無盡契約にもとづく會社の債務については各取締役は連帶してその債務の辯償の責に任じなければならぬし、しかも退任後二ケ年間にその責任は存続するのである。(三)さらに進んで會社資産の充實をはかつて加入者の利益を保護するため業法によつて普通の會社とは異つて、資本または出資の總額に達するまで、利益配當を行ふ毎に、準備金としてその利益の十分の一以上を積立て、おかねばならないのである。

七、營利無盡業者にたいする制裁 以上において述べてきたるがごとく、加入者を保護する方法

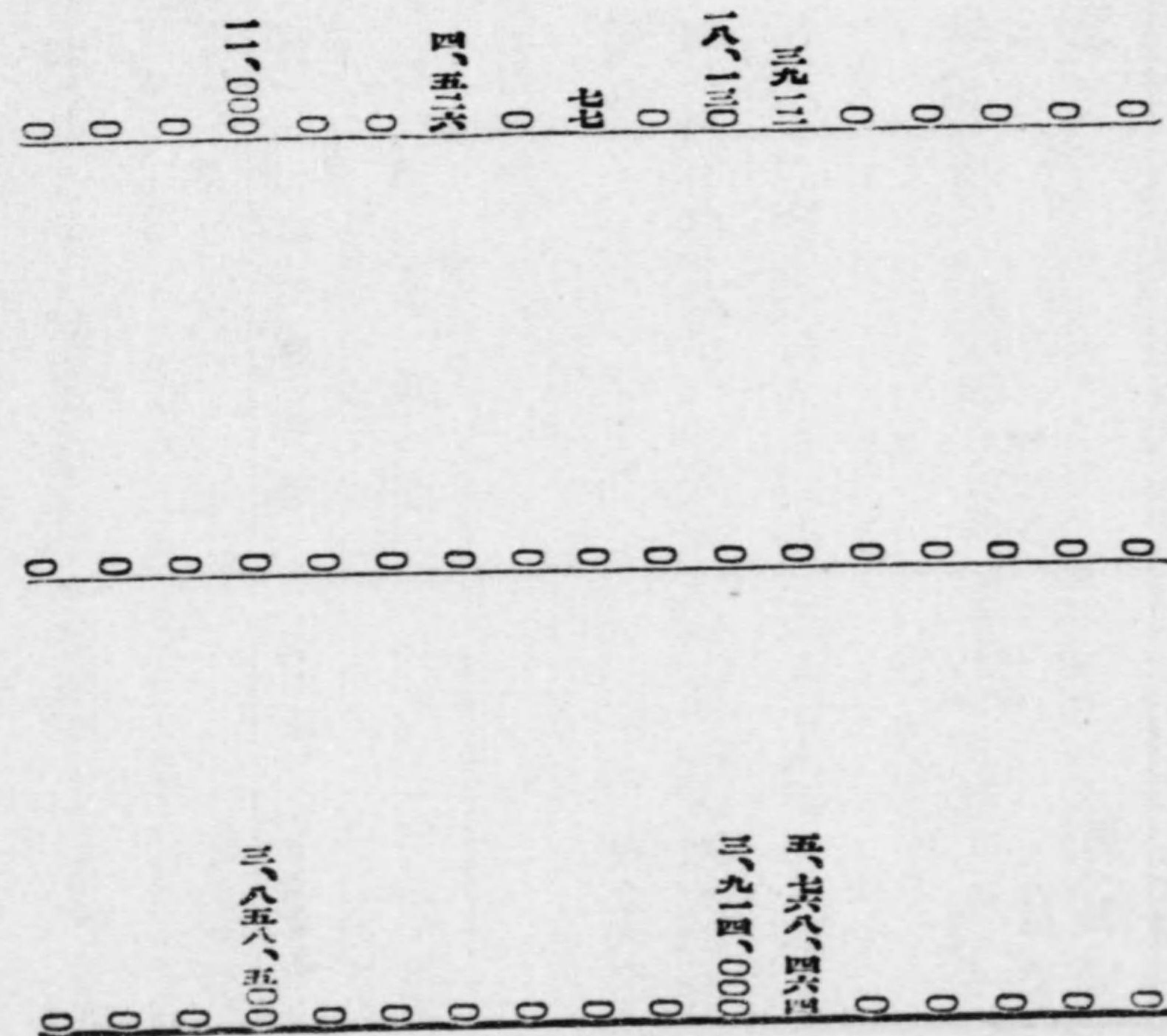
を不完備ながら規定した上、さらに一步をすすめて行政官廳の監督および制裁を嚴にしてゐる。すなはち、無盡業法によつて、(一)主務大臣は何時でも無盡業者をしてその事業の報告をなさしめ、または業務および財産の状況を検査することができ、(二)無盡業者の業務または財産の状況によつて掛金者の利益を保護するため必要とみとめたときは、その事業方法の變更または事業の停止を命じ、その他必要な命令をなすこともできる。(三)さらに、業者が法令、定款または主務大臣の命令に違反し、その他公益を害する行為をなしたときは、主務大臣は事業の停止もしくは役員の変更を命じ、甚だしきものにいたつては、その免許を取消す權限もあるのである。(四)以上のほか業者および、會社の取締役監査役の業法違反、その他の不法行為にたいし科料および罰金の制裁も規定せられてゐるのである。

相互無盡および營業無盡の現状 (一)相互無盡の現状 しかれば相互救済無盡は一體現在

どんな風に發達してゐるか、どのやうに利用されてゐるかといふことを述べてみよう。大正四年大藏省銀行局の調査に依れば相互無盡の現状は左の通りであるが、この統計は、正確なる統計で

富石福秋山青岩福宮長岐滋山静愛三奈

山川井田形森手島城野阜賀梨岡知重良



府	無盡數	契約總金高	既に貸付たる總金高
栃	0	0	0
茨	0	0	0
千	0	0	0
群	111	201,412	112,413
埼	0	0	0
新	16,800	0	10,337,000
長	31,781	0	7,335,000
兵	0	0	0
神	0	0	0
大	0	0	0
京	0	0	0
東	3	613,741	506,162
奈	0	0	0
木	0	0	0
城	0	0	0
葉	0	0	0
馬	0	0	0
玉	0	0	0
湯	0	0	0
崎	0	0	0
庫	0	0	0
川	0	0	0
阪	0	0	0
都	0	0	0
京	0	0	0

相互無盡の現状

はない。なんとすればこの相互無盡に關し正確なる統計を缺いてゐるのである。

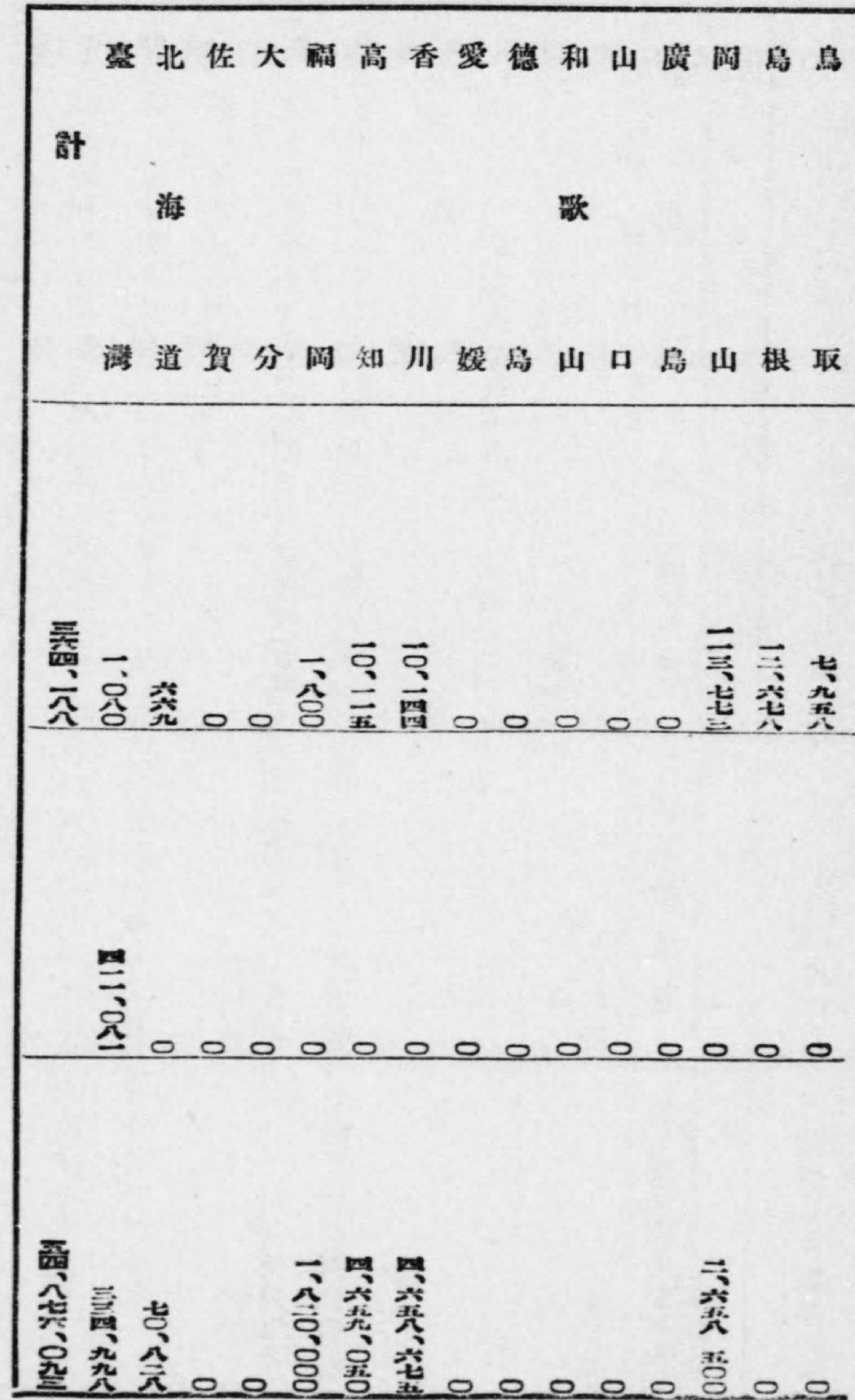
また、昭和四年六月末現在における農村負債に關して、帝國農會において調査した結果による

特 殊 銀 行	普 通 銀 行	貨 金 業 者	私 人
六四、五三三	一三一、四九五	一五一、三九五	二六九、八九七
質 屋	商 業 者	信 用 組 合	相 互 無 盡
九、三六一	一三、三六六	二、八二九	六二、九一〇

全國農家負債内譯 (大藏省理財局調査)

すなはち、これによつてみれば、農村における相互無盡の利用總額は、二十八の道府縣を除き、十六の道府縣の杜撰なる統計をもつてしても、貸付總計は、大正三四年において既に五千四百八十七萬六千餘圓に及んでゐる。おそらくは、各道府縣の正確なる統計をもつてすれば、一億以上の金額に達するのであらう。

また、さらに明治四十五年大藏省理財局で調査した全國農家の負債額七億九千萬圓の内譯より調査しても左のごとく六千餘萬圓に及び特殊銀行の貸出に近く、普通銀行の約半額に達してゐるのである。



と、全國農家の負債は、四十億圓以上に及んでをり、その内譯は次のごとくである。

調 査 數	貸 付 金 額	一 村 平 均
信用組合	六八、二八、四九六	七三、五〇〇
相互無盡	五〇、七五、二八八	四〇、六四五
貸金業者	一九、九六、三三九	一六、一三五
私人	三六、二七三、〇五七	三三、五四二
計	一七〇、二八、一七〇	一四、八三三

すなはちこれら二つの調査を對照してみると、四十五年の調査においては、普通銀行および特殊銀行の借入がかなりの額をしめてをり、また、私人および金貸業者からの借入がその主要部分を占めてゐるのに反して昭和四年の調査によつてみると、普通銀行および特殊銀行からの借入は絶無となり、また私人金貸業者からの借入も非常に減少してをり、信用組合および無盡すなはち相互無盡よりの借入れが其の主要部分を占めてゐることが知られるのである。すなはち農村における無盡の利用は、漸次普及増加してゐるといつていゝのである。

また、山口縣における某信用組合關係者の調査によれば、日本全國の相互無盡の總額は左のとほりになるといつてゐる。すなはち「全國いづれの町村においても如何に内輪に見積つても三萬圓乃至五萬圓くらゐの相互無盡が行はれてゐるといふことである。今かりに、一村平均四萬圓としても十乃至五十人の講員がある。これを平均三十人としても一村無盡契約高は百萬圓内外になる。これを全國一萬二千の町村に推算してみると、百四十四億の巨額に達するのである。これらの相互無盡を十ヶ年満了のものとしても、一ヶ年の契約高は、十四億四千圓となるわけであつて、一町村平均十二萬圓内外の金が此の相互無盡に融通されてゐるといふ結論になるのである。」といつてゐる。この數字が、正確か否かはこゝに明言出來ないが、今かりに此の數字を正確と假定してその一割を毎年貸付けるとしても相互無盡の一ヶ年の貸付は、一億四千萬圓に上るわけとなる。

すなはち、以上これら各種の調査から考へてみても、相互無盡の農村における勢力は、最低四五千萬圓から最高一億四五千萬圓に上るとみても差支ない。これを他の機關の貸付總額と比較してみると、すくなくみても信用組合と同額であつて多く見積れば普通銀行のそれと同額もしくは

年	無盡組数	口数	貸付高
大正三年	一四、三四六	二三五、三七五	三六、七九、三四二
大正四年	五、七二四	一五、三四、四一〇	一五、三四、四一〇
大正五年	九、〇九〇	三六九、三八五	二六、六七、五九四
大正六年	一四、八八〇	五三三、七三九	四四、七八、八五三
大正七年	一五、六五九	六三三、九三三	五九、七一、九五二
大正八年	一八、〇六四	七二七、四〇三	七九、八四、五三三
大正九年	一〇、六七〇	四八五、四九三	五五、七三、一三六
大正十年	一九、九九七	六八五、一四三	一一、八四、六〇四
大正十一年	二〇、〇〇二	六八七、一九八	一三四、六九、六〇〇
大正十二年	二六、六〇八	九二四、〇七七	一九三、五九、六〇二
大正十三年	二九、九八四	一、〇四五、〇九三	二四八、六〇、五五二
大正十四年	三四、五八九	一、一八五、二九四	三二二、六四、四六六
大正十五年	三七、一六八	一、二九一、五八一	三八八、三五、〇〇〇
昭和元年	四〇、九七九	一、四三七、七八八	四四四、八九、八二七
昭和二年	四三、五七九	一、五二九、五〇六	四七一、〇六、三三三

無盡業者の貸付金(全国無盡集會所調査)

すなはち、原料および製品卸商にあつてはその大部分が資産家階級に属するが故に、依然として銀行を利用する者が多いけれども、昭和五年末の数字と四年度末に比すれば、この銀行利用も前年度に比して一割二分乃至一割四分の減少を示してゐることが、見られる。一方これに反して無盡業および金貸を利用するものが非常に激増してきたことを示してゐる。次に製造業者も亦銀行および問屋卸小賣商を利用するものが減少したのに反し、一方無盡講に加入し、殊に營利無盡を利用する者が比較的激増したことが目立つてゐる。一方小賣商の金融も問屋および卸賣商を其の有力な金融機關としてゐることには變りはないけれども、これまたその銀行利用とともに減少し、地方金貸と無盡殊に無盡にたいし、いちじるしく利用範圍が擴大されたことを物語つてゐる。これらの事實からして過般行はれた金解禁後の金融難は、極度に中小商工業者の無盡利用を擴大したことを痛切に物語つてゐるのである。

また、全国無産集會所の調査によつても無産業者の貸付金は、年々左のごとく増加してゐる。

すなはち、右の表によつてみるも營業無盡は累年増加の傾向にあることが知られる。しからば何が故に、無盡が、近年かくのごとき勢力の増大を來したかといへば、近年における銀行の合同資金の集中偏在が、銀行と民衆との間を距てたことに歸因することも一つの原因として數へることができらるであらう。日本の金融機關の形態は、日本の企業形態の大きさと、相當しない膨大な企業形態となり、爲に企業形態の小さい中小工業者は、これらの銀行を利用することが出来なくなつたのである。いま一つの原因は、信用組合の無能であつて、信用組合は毎年巨額の政府の補助をうけてゐながら、特別の助長援助の下にありながら、徒らに政黨の地方利權屋の小利權獲得の府となり、折角政府が民衆救済のために貸出す低利の資金も、組合理事者の個人保證といふ惡制度があるため、折角の民衆救済の低利資金も、遍く民衆の手に渡らずしてこれら地方小利權屋の營利の資となり、またはそれら一味の親戚知人の營利の糧となり、民衆は依然として資金難に苦しんでゐるがためである。

とにかくにも、以上のやうな原因で近年無盡の利用は漸次急増の傾向にあるが、全國における營利無盡會社の現況を示してみると、左のとほりである。

全國營利無盡會社の現況(昭和五年十二月末現在)

地 方 別	本 店 數	口 數	貸 付
北 海 道	一六	七三、三九四	二四、一五、五〇〇
青 森 縣	五	二六、六九四	一、三六、七〇〇
岩 手 縣	四	三〇、七二七	八、八九、九二八
宮 城 縣	二	三三、一〇三	七、二〇、一八〇
秋 田 縣	五	一八、七〇五	六、三、五〇〇
山 形 縣	五	七〇、二二一	一四、九八、一六〇
福 馬 縣	四	二〇、六四九	三、二四、七三三
茨 城 縣	四	七〇、三九一	一四、九一、八〇〇
栃 木 縣	三	一〇、八四三	一、一〇〇、〇〇〇
群 馬 縣	二	二〇、三二七	五、一六、九〇〇
埼 玉 縣	二	一八、六一九	六、〇八、三二二
千 葉 縣	三	三三、三〇一	七、四六、六〇〇
東 京 府	二七	二四三、二八一	一〇八、三三、一七一
神 奈 川 縣	九	三八、九一〇	一三、一四、八、五〇一

庶民金融機關としての無盡の特色

右に述べたやうに何故相互救済無盡や營業無盡が、過去において斯の如く發達し、また、將來においても發達する可能性があるかといへば、前にいつたごとく銀行、保險會社、貯蓄銀行、特殊銀行等が庶民金融機關としての作用をなさないこともその理由の一であり、また高利貸が高利を貪つて、惡辣なる手段を弄し、以つて社會を毒すから、これまた庶民金融機關としてその用をなさないこともこの理由の一であり、質屋がほとんど消費資金の供給のみに限られて、生産資金の供給をなさず、かつ持込擔保の不便のために、金融機關としての用をなさないこともまた一つの原因であり、信用組合が無能であることも、一つの原因であらう。

しかし、無盡の發達する理由は、これらの他の機關の庶民金融機關として不適當であるといふ消極的理由からではなく、積極的に他の金融機關に比し庶民金融機關として獨特の本質と長所とを有つてゐることが、無盡が庶民銀行として發達する最大の理由でなければならぬ。今左にそれらの無盡の庶民銀行としての特徴を列記してみれば、すなはち次の如くである。

(一) 無盡は日本において古い歴史を有し、従つて一般民衆は、無盡の利用に馴れてゐるこ

と、

(二) 資金の借入れが、公平であること、すなはち、銀行の貸付は、その借入人の性格およびその貸付金の用途を調査せず金利さへとれれば、如何やうな人、如何やうな性質の貸付も行ふが、無盡は本來の性質からみて一番必要な人に貸付るやうな組織に出來てゐること、また、信用組合は、その資金の借入れにたいし、理事者の個人保證の必要があるため、その資金の貸付は、常に信用組合の理事者、もしくはその近親者の間に限られる傾向があつて、貸付は組合員間に公平に行はれてゐない。これに反して無盡の貸付は、競争入札をもつて最必要な者への貸付をする事が出来る一方、また抽籤の方法に依つて組合員間に公平にその貸付が行はれること、すなはち、信用組合では組合員が必ず資金の融通をうけるといふ組織にはなつてゐないが、無盡では満會までには必ず一度何人もその資金の貸付に浴する事が出来る。と、ともにまた一方貯蓄の方法も具備してゐるからである。

(三) 返済の方法が、割賦分納の方法であるから、返済に容易であること、

(四) 人生における運といふものを巧みに加味してゐること、すなはち、抽籤の方法において

豫期せざるときに、多額の金を受取る機会を作られて、不幸の境遇にあるばあいなど、かゝる機会を與へられるときは、人生への新しい光りをみとめるやうな傾向のあること、

(五) 資金の需要に適合して調節出来ることすなはち、自分が資金の不要なときに、抽籤に依り貸付をうけたときには、その金を受取らないで、その當籤権を有利に他人に譲渡してその資金を他人に譲渡してその資金を他人に廻すことも出来るし、また、その金を一たん受取つてこれを新らしく預金として無盡會社へ預けることも出来る。また、資金の必要なばあいに競争入札や抽籤においても、自己にその資金の貸付をうけることのできないばあい、他人の當籤権を譲つてもらつて、自分の必要を間に合はせることも出来るし、また、從來拂込である金を擔保とし、また將來その不足額を分納する約束のもとに、入會當時の契約高に相當する金額の融通をうけることも出来るのである。

冷遇された無盡

以上のやうに無盡は、庶民銀行として特殊な優越性を有つてゐるにもかゝらず、無盡は、知識階級の人からほとんど顧られず、政府の當路者や立法者からは冷遇視されてゐたのである。前者の知識階級が無盡を顧なかつたことは、無盡の經濟上における此の特質

を知らなかつたことに歸因するものであつて、無盡に従事してゐるものは知識階級に向つてこれらの美點を推奨し、また無盡に理解ある經濟學者の力を借りて知識階級に理解をもとめて行く必要があると思ふ。これは單に無盡の従事者、理解ある經濟者のみにかゝはらず、これに關係してゐる官公吏もこのことを國民に徹底せしめるやうつとめるべきである。

無盡が、爲政者や立法者や、政府當局から顧慮せられなかつたことは、日本の現在における文物諸制度、法律、經濟、教育等すべての諸制度が外國の翻譯文明であつて外國模倣そのものであるからである。すなはち、これら歐米心醉翻譯萬能の學者立法者は、歐米の文献にあつたものといふものとし、日本に在來あつたものを惡制度なりとし、此の日本に發達した良制度を、研究調査せずして外國の翻譯文明そのもののみを過信したためであつて、此の頭は日本のすべての方面における考へ方、見方の改正とともに、無盡に對しても、これらの考へ方、見方を改めねばならない事は勿論の事である。

將來における無盡に對する政策

吾人は、日本の唯一の庶民銀行の制度として最も優良なる特質を有する無盡を、將來是非助長しなければならぬといふ考へをもつてゐる。それに

は二つの方法がある。一つは、營業無盡を保護すること、他のものは相互無盡を保護助長することである。前者の營業無盡は、人間の營利本能から、放任して居いても相當の發達をなすであらう。人間の營利本能は、利のあるところ人跡未だ至らざる原野にも、鳥影みえざる大洋にも、人をして利を追はしめる傾向がある。故に營利無盡の助長は、吾人は特別にはその必要をみとめない。今一つの理由は、營利無盡が、現在の法制のごとく株式會社において行はれるとすれば、營利無盡は、無盡そのものゝ本質と合致せずして寧ろ背反すべき性質を有することゝなる。その理由は、近代における資本主義の企業形態を代表する株式會社なる形態は、株式會社の出資者である株主の營利心を追求する經濟機關であつて、決して無盡會社の加入者を保護する目的ではない。すなはち營利無盡會社の目的は、無盡の加入者すなはち會員を、スポイルして、營利の株式會社の株主の營利心を満足せしめる形態である。

しかるにもかゝはらず、無盡の本態は、相互組織そのものこそ無盡の本態であつて、その相互組織そのものを、あげてもつて營利株式會社の株主の營利の目的物となすことは、決して無盡本來の特質ではない。

かつ、最近における近代資本主義の株式會社、カルテル、トラストの傾向は、あくなきその資本の強壓を暴露したために、すべての企業すべての産業さへもが、すべての資本主義的企業の形態株式會社を解消して、漸次協同的相互形態に移つてゐる。

すなはち、見よ、生産は、農業においても工業において協同組合的生産形態に移り、販賣においてもまた協同販賣の形態を採り、購買消費においても、協同購買、協同消費組合の下に、資本主義中間搾取の威壓から脱しやうとしてゐる。

金融機關の方面においても株式會社である既存銀行が、單に株主就中大株主の利用に歸して小株主または預金者の利益を計らない結果、既存の株式會社金融機關は漸次民衆の責任を失つて、民衆は協同組合的信用機關設定へと志してゐる。

然るにもかゝはらず、何人ぞ此の時流に逆行して本來、相互救濟的機關である無盡の本質を曲解して、その本質を殺めて、株主の營利的企業形態である營利無盡への隷屬を強ふる者は！ 無盡業者の御用學者に非ざれば、ブルジョア學者の亞流であることを考へねばならない。

此の意味において、爲政者及び政府當路者が、日本唯一の庶民銀行制度である相互救濟無盡の

長所を是認して、これが助長保護の策を採り、信用組合と同一の單行法を發布してその厚き保護獎勵をなすか、または、全國既成一萬四千の信用組合をして、その日本特有の無盡の長所を併用せしめ、以つて金融に涸渇する中産以下の金融機關として、その本來の經濟的長所を充分發揮せしむるやう心懸けねばなるまいと思ふ。

【參考書】

- 本書の參考書は左の諸書である、特に第一編の米國のモーリス・プラン銀行は左配ヘルツォツグ氏のモーリス・プラン庶民銀行の全譯であることを斷つて置く。
- Herzog—The Morris plan of Industrial Banking.
 - Wolf—People's banks.
 - " — Cooperative Banking, the Principles and Practice.
 - " — A Cooperative Credit Bank Hand-book.
 - " — Cooperative Credit for U. S.
 - Schwytou—Russian Cooperation on International Market.

昭和六年五月十四日印刷
昭和六年五月十八日發行



製 復 許 不

「庶民銀行」
定價金 貳 圓

著 者 井 關 孝 雄

發行者 上 村 勝 彌
東京市本郷區駒込上落土前町一〇九

印刷者 渡 邊 丑 之 助
東京市芝區愛宕町二ノ一四

發 行 所

東京市本郷區駒込上富士前町一〇九番地
會 社 資 先 進 社

電話小石川 二〇四四番
二一四四番
振替東京 六五二三八番

2582

